Title	現代韓国における「貧困の女性化」
Author(s)	金, 仁子
Citation	北海道大学. 博士(経済学) 甲第12973号
Issue Date	2018-03-22
DOI	10.14943/doctoral.k12973
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/70452
Туре	theses (doctoral)
File Information	Inja_Kim.pdf



博士学位論文

現代韓国における「貧困の女性化」

北海道大学大学院経済学研究科 現代経済経営専攻

金 仁子

目次

序章	研究目的と構成	1
1.	研究背景	1
2.	研究目的と方法	2
3.	論文の構成	4
第 1	章 貧困研究における「貧困の女性化」論	6
1.	「貧困の女性化」論とそのアプローチ	6
2.	韓国における「貧困の女性化」研究の検討	9
第 2	章 家族構造(family structure)の変化と「貧困の女性化」1	1
1.	「ジェンダー分業モデル」と女性の貧困1	1
2.		
:	家族類型の変化―女性稼ぎ主世帯の増加1	2
	家族類型の変化―女性稼ぎ主世帯の増加1 2.1 結婚率の減少と離婚率の増加1	
:		4
	2.1 結婚率の減少と離婚率の増加1	4
;	2.1 結婚率の減少と離婚率の増加	469
3.	2.1 結婚率の減少と離婚率の増加	4 6 9
3.	2.1 結婚率の減少と離婚率の増加 1 2.2 未婚率の増加 1 2.3 世帯の規模及び家族類型の特徴 1 「二重の貧困」の女性化 2	4 6 9 2 2

第 3 章	章 労働市場構造の変化とジェンダー	28
1.	労働市場構造の変化	28
2.	就業上の地位とジェンダー	30
3.	性別職域分離	33
4.	賃金構造とジェンダー	37
5.	小結	41
第 4 章	章 韓国の福祉政策とジェンダーエクイティ	42
1.	研究課題と構成	42
2.	1990 年代末以降の韓国の福祉国家レジーム	43
2	2.1 労働市場の柔軟化	46
2	2.2 少子高齢化	51
2	2.3 「生産的福祉」	56
3.	公的扶助制度一国民基礎生活保障制度	60
3	3.1 国民基礎生活保障の受給者規模とその推移	62
3	3.2 自活事業と最低賃金	66
4.	仕事と家庭の両立支援政策―育児休業制度を中心に	74
5.	社会保険制度のジェンダー非対称性	78
6.	小結	82

第5章 福祉国家類型論とジェンダー	84
1. エスピン-アンデルセンの福祉国家類型論	84
2. ジェンダーの観点からの批判	88
3. ジェンダーレジームの展開	92
4. 小結	98
終章 まとめと今後の課題	100
1. 本研究のまとめ	100
2. 今後の課題	102
参考資料一覧	105
謝辞	117

図表一覧

第2章

- 図表 2-1 性別にみた世帯数の推移
- 図表 2-2 OECD 加盟国における結婚率と離婚率(人口 1000 対)
- 図表 2-3 韓国における性・年齢階級別失業率推移:1990年~2015年
- 図表 2-4 性·年齢階級別未婚率推移:1970年~2015年(15歳以上)
- 図表 2-5 世帯の世帯人員数別の割合(1980年~2015年)
- 図表 2-6 韓国の単身世帯の性・年齢階級別割合及び就業率(2015年)
- 図表 2-7 世帯の家族類型別割合 (2000 年~2015 年)
- 図表 2-8 稼ぎ主性別世帯規模および貧困率
- 図表 2-9 世帯の就業構造別・性別生活時間(単位 時間:分)

第 3 章

- 図表 3-1 性別・就業上の地位別にみた就業者の推移
- 図表 3-2 被雇用者性別職業分布の差
- 図表 3-3 雇用形態別・性別時間当たり所定内給与
- 図表 3-4 性別・年齢階級別雇用率および平均給与総額
- 図表 3-5 既婚女性における就業中断の規模とその要因

第4章

- 図表 4-1 OECD 諸国における社会保障費用の対 GDP 比 (2016 年, 1990 年)
- 図表 4-2 失業率の推移(1990年~2016年)
- 図表 4-3 韓国における金融機関の構造調整の現況(1997年末~2000年末)
- 図表 4-4 平均寿命の国際比較
- 図表 4-5 韓国における高齢化の推移および将来推計(1960年~2065年)
- 図表 4-6 主要諸国における高齢化の状況
- 図表 4-7 出生数及び合計特殊出生率の推移
- 図表 4-8 性別にみた国民基礎生活保障受給者数
- 図表 4-9 世帯類型別にみた国民基礎生活保障一般受給世帯数の推移

- 図表 4-10 受給者選定基準および受給世帯数
- 図表 4-11 中央・広域・地域自活センターの設置状況
- 図表 4-12 受給類型別にみた自活勤労事業への参加状況
- 図表 4-13 地域自活センターにおける自活事業の種類(2012~2014 年平均)
- 図表 4-14 自活成功率および脱受給率の推移
- 図表 4-15 自活勤労の類型別給与と最低賃金との比較
- 図表 4-16 OECD 加盟国における最低賃金の対平均・中位賃金比率
- 図表 4-17 性別にみた育児休業者数の推移
- 図表 4-18 父親が取得可能な有給育児休業期間
- 図表 4-19 男女別にみた出生児 100 人当たりの育児休業者数 (2013 年)
- 図表 4-20 賃金労働者の社会保険加入率
- 図表 4-21 年齢・性別老齢年金受給額

第5章

図表 5-1 三つのジェンダー・ポリシー・レジーム

序章 研究目的と構成

1. 研究の背景

貧困におけるジェンダー格差の分析が貧困研究の主要な課題となったのは、Pearce (1978) によって「貧困の女性化(feminization of poverty)」概念が提起されてからである。それまでの女性の貧困は、男性稼ぎ手の失業もしくは劣悪な労働条件のゆえに、家族を養うのに十分な収入が得られないか、または、夫の死亡や離婚その他の理由によって家族を扶養する男性稼ぎ手が存在しない時に起こる問題とされ、女性の貧困それ自体に着目されることはほとんどなかった。しかし、Pearceは、貧困に性別格差が存在することを初めて実証し¹、貧困の問題をジェンダー格差の問題として捉えた。それ以来、ジェンダー化された貧困の真相を究明するために様々な研究が展開され、深刻化する女性の貧困問題が浮き彫りになってきた。ジェンダー化した貧困現象が多くの国で発見されると、国連開発計画(UNDP、1995:4)は「貧困には女性の顔がある」と宣言するに至った。

だが、その後の「貧困の女性化」論をめぐる議論からも明らかなように、実際に評価された事実として「貧困の女性化」をひと括りに論じるのは困難である。それは、「貧困の女性化」は、貧困とジェンダーエクイティという二つの大きな社会問題が絡み合っているからだけでなく、それぞれの国や地域、時代ごとに大きな隔たりがあるからである。

韓国において女性の貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになったのは、1997年末の経済危機以降であった。それは、大規模な企業清算に伴う大量失業の発生と不安定雇用の増加、家計の経済的な困難などが、伝統的な男性稼ぎ主型の家計収入構造を揺るがし、家族構造(family structure)の急速な変化を引き起こしたからであった。

韓国における「貧困の女性化」の問題の深刻さを指摘した研究によれば、韓国の女性の貧困率(incidence of poverty)は、男性のおよそ3倍と高く(Kim, 2007:113; Kim, 2006:43; Seok, 2004:174)、女性の経験する貧困の深刻度

¹ Pearce は、1976 年のアメリカの 16 歳以上の貧困人口の内、66%が女性で、貧困世帯の半分以上が女性稼ぎ主世帯であることを明らかにした(Pearce, 1978:28)。

(intensity of poverty) 2 も男性を上回っている (Noh, 2012:266)。また、女性は、貧困に陥る可能性が高いのにたいし、貧困から脱出する可能性が相対的に低く、慢性的な貧困を経験する可能性が高い (Jung, 2007:212; Kim & Noh, 2009:204)。所得貧困だけでなく、ケイパビリティ、社会的排除 3 、時間貧困などの多くの面からみても、女性は一貫して貧困に陥りやすいことが明らかにされた (Kim & Noh, 2008:152)。

このように、多くの研究によって女性の貧困の問題が明らかにされ、それらに基づいて様々な脱貧困政策への提言がなされ、具体的な措置もいくつかとられた。しかし、それにもかかわらず、依然として多くの女性は貧困に苦しんでいる。

2. 研究の目的と方法

本研究の目的は、「貧困の女性化」をめぐる議論を概観したうえで、1990 年代末以降の韓国における女性の貧困問題の構造を分析することを通じて、韓国において「貧困の女性化」が実在する現象なのかを確認するとともに、今日における「貧困の女性化」論の拡張と発展を試みることにある。

そのために本研究では、従来、ジェンダー中立的な概念で扱われてきた「貧困」を、ジェンダーエクイティの観点から家族、市場(雇用)、国家(社会保障)の三つの領域に分け、1990年代末以降のそれぞれの領域における構造変化と現状を分析するという研究方法をとる。

まず、家族、市場、国家の三つの領域に着目する理由は、生きるために何らかの財やサービスを消費し、自分の欲求を満たさなければならない人間が、資本主義経済システムのもとで生きる際に、財やサービスにアクセスできる最もベースとなるものだからである。おそらく、エスピン-アンデルセンが、社会

² 貧困の深刻度は、貧困層の所得および消費水準と貧困線とがどれほど乖離しているかに注目し、貧困の程度を表す指標である。

³ 社会的排除とは、所得や消費などの側面から論じられてきた従来の「貧困」の概念を補完する、主に社会的包摂を政策の目標としてヨーロッパ連合(EU)を始め多くの先進諸国で注目されている考え方である。すなわち、金銭的な資源の欠如のような単次元だけで捉えるのではなく、特定の個人や集団が社会の主流の秩序から排除されていくメカニズムを多次元で捉え、複数時点での状態の変化(プロセス)とその結果とを観察することで貧困の実態を解明するダイナミックな概念

福祉 (societal welfare) の総体を、労働市場、家族、そして第三のパートナ としての福祉国家という三つの制度からのインプットがどのように組み合わさ れるかによって決まるものとして強調したのもその所以であろう (Esping-Andersen, 1999:4-5) 4 。

次に、この研究では、「貧困」を、市場活動からの貨幣所得の欠如のみならず、「時間」のような非物質的な資源をも含む、資源の欠如および資源へのアクセス制限といった広義の概念として捉え、そこに組み込まれている構造的な社会的諸関係に注目する。というのは、貧困を物質的貨幣資源で測ることは、明瞭で誰もが直感的に理解できる方法ではあるが、それだけでは目に見えてこない貧困の特徴が掴めず、例えば女性や子どもの貧困が隠されたままに据え置かれる恐れがあるからである。しかし、構造的な社会的諸関係から見えない貧困を「見える化」することは、かなり難しい作業であり、様々な工夫が必要となる。「時間」という非物質的資源をジェンダーエクイティの観点から取り上げるのはその工夫の一つである。生まれながら誰もが平等に保有している一日 24 時間という等しい資源の活用の仕方をジェンダーエクイティの観点から分析することは、我々に大きな示唆を与えてくれる。

最後に、分析を主に 1990 年代末以降にしたのは、1997 年末の経済危機を境として、韓国は大転換とも言えるほど社会経済構造の大きな変化を経験したからである。それは、グローバリゼーションのもとで韓国経済が新自由主義的な世界資本主義経済に組み込まれていく過程であると同時に、この新しい波と既存の伝統的な社会経済構造との衝突の過程でもあったからである。韓国は、1960 年代後半以降、「漢江の奇跡」ともよばれる圧縮的な経済成長を遂げてきたが、1997 年末の経済危機以降における新自由主義資本主義経済への再編も急速なスピードで圧縮的に行った。この点に韓国の特殊性があると言えよう。ジェ

である (Gordon, 1998:11-13; 2006:41-44; 阿部, 2008:27-30)。

⁴ エスピン・アンデルセン (1999) は、「福祉国家の危機」に関わる議論が国家に集中しすぎていることを指摘しながら、実際の危機は、福祉レジームを形成する、労働市場と家族、そして福祉国家の相互作用のなかに存在すると主張した (Esping-Andersen, 1999:4)。エスピン・アンデルセンによれば、①家族自らが提供するサービス活動 (子どもや病人、老人を家庭内で世話することなど)、②市場活動 (賃金や労働に結びついた福祉、市場で購入された福祉など)、③政府の供給 (移転やサービス)の三つの制度における所得や福祉の総計が福祉ミック

ンダーエクイティという分析を通して、1990年代末以降の韓国の家族、市場、 国家それぞれの領域における社会経済構造の変化と「貧困の女性化」の現状と を、より具体的に把握できるものと思われる。

3. 論文の構成

本研究の構成は以下の通りである。

第1章では、「貧困の女性化」論の内容とその背景、これまでの先行研究を世界的な潮流と韓国におけるそれに即して概観する。

第2章から第4章にかけては、韓国における女性の貧困問題を、家族、労働市場(雇用)、国家(社会保障)という三つの側面からアプローチし、その現状を分析する。

具体的には、第2章においては、近年の韓国における家族形態及び家計収入構造の変化と、性別所得及び時間貧困の実態を分析・検討することによって、韓国における「貧困の女性化」現象を確認する。所得貧困については、韓国労働研究院のパネル調査データを用いて、稼ぎ主の性別による貧困の実態とその変化を実証分析する。世帯内における時間資源の配分状況については、「生活時間調査」データを用いて分析を行なう。

第3章においては、1997年末の経済危機前後から、労働力の柔軟化及び二重構造化の傾向を強めている韓国の労働市場構造の下で、女性労働者はどのような状況に置かれているのかを浮き彫りにする。具体的には、就業上の地位及び職種、賃金などの諸雇用条件が、性別又は年齢階級別によってどのような差を示すのか、その実態を分析する。とりわけ年齢階級別の分析を通じて、女性の経済活動と家族周期(family cycle)との関係を明らかにし、また、それが女性の労働市場における経済的地位にいかなる影響を与えているのかを分析する。

第4章においては、第2章と第3章で行なわれた1990年代末以降の韓国における家族および労働市場の現状分析の結果を踏まえたうえで、韓国の福祉レジームが「貧困の女性化」現象に対してどのような意味を持つのかについて検討

する。特に、韓国の福祉レジームといわゆる「生産的福祉」の特徴やその背景、 具体的な政策内容とその展開が、「ジェンダー化した貧困」とどのように結びついているのかを考察する。具体的な政策事例として、「自活事業」、「仕事と家庭 の両立支援政策」、「社会保険制度の改革」を取り上げる。

第5章においては、福祉レジーム論の理論的検討として、エスピン・アンデルセンの福祉国家類型論における分析枠組みと、それに対するジェンダー視点からの批判および新たなジェンダーレジーム論を再検討し、韓国の福祉レジームと照らし合わせて考察する。

最後に終章で全体をまとめた上で、韓国の現状から見えてくる「貧困の女性 化」論の拡張と発展の方向を示し、残された課題を述べて、本研究の締めくく りとする。

第1章 貧困研究における「貧困の女性化」論5

1. 「貧困の女性化」論とそのアプローチ

「貧困の女性化」論の登場以来、貧困現象においてジェンダーが重要な変数に浮上し、ジェンダー化した貧困を明らかにする様々な研究が行われてきた。 「貧困の女性化」という概念は、学問的にも政治的にも明確に定義されていないが、その基本的に意味するところは大別して次の三つであろう。

第一に、男性と比較して女性は、貧困率、貧困の深刻度、貧困層に占める割合が高い。多くの研究では、性別貧困格差、例えば、男性(稼ぎ主)の貧困率と女性(稼ぎ主)の貧困率との格差(difference)や対比(ratio)を測定することによって、「貧困の女性化」を説明している(Brady & Kall, 2008:988;

Pressman, 2003:353-356; Gornick & Jäntti, 2010:14)。第二に、女性の貧困率は時間の流れとともに男性より相対的に増加している。「女性化」という用語は、必ずしもある時点(moment)のより高い絶対的な水準を意味するのではなく、時間の流れによって変化する「過程(process)」を表す相対的な概念である(Medeiros & Costa, 2008:116-117)。仮に貧困率が男女ともに減少した場合においても、女性の減少の幅が男性より小さければ、貧困が女性化したということができる(湯川, 2011:142)。第三に、増加する女性の貧困は稼ぎ主の女性化とつながる(Chant, 2006:202)。Peterson(1987:329)は、1969年~1978年に、男性稼ぎ主貧困世帯数は減少したのにたいし、女性稼ぎ主世帯、中でも扶養する子どもを持っている女性稼ぎ主貧困世帯数は急増したことを明らかにし、「貧困の女性化」は貧困人口の構成のドラマティックな変化に起因すると述べた。

これらの三つの次元は、女性の貧困が多様な面をもつものであることを明らかにする。例えば、家族主義の傾向が強く離婚率が低い日本や韓国のように、女性稼ぎ主の数が人口構成において少数に過ぎない場合、女性の貧困率は男性より高くても、貧困人口にしめる割合は男性の方が高くなる(Kim, 2008:34-35)。実際、多くの研究で、男性より女性の方が貧困率および貧困の深刻度が高

⁵ 本章の内容は、拙稿「韓国における『貧困の女性化」」(『季刊経済理論』Vol. 54, No. 1, pp. 61-74) の第 2 節と第 3 節に加筆・修正したものである。

く、貧困を経験する期間も相対的に長いことが観察されている (Christopher, 2005:10-16; Pressman, 2003:354-360)。男性に比べ女性は、貧困に陥るリスクは高い反面、貧困から抜け出す可能性は低く、長期的な貧困状態にとどまっている可能性が高いのである (McKernan & Ratcliffe, 2005:1156-1157)。

ところが、「貧困の女性化」が実際に評価された事実であるか否かについては、 必ずしも意見の一致をみていない。一部の研究では、1990年代から明確で確実 な「貧困の女性化」の証拠は観察されておらず⁶、分析の時期によっては逆転現 象、つまり、女性より男性の貧困率の増加の幅がより大きいという結果もある (Northrop, 1990:153-154; Sainsbury & Morissens, 2010:36)。

このように、分析対象となる国や期間、測定方法などによって結果にバラツキがあり、「貧困の女性化」を一般化することは困難である。しかし、この困難さは、むしろ我々に、ジェンダーの視角から貧困にどう向き合うべきかという根源的な問題を提起する。この点において、Casper ほか(1994)の欧米先進諸国におけるジェンダー貧困率の格差と福祉レジームの特性との比較分析の結果は興味深い。Casper ほかは、LIS(Luxembourg Income Study)のデータを使って、1980年代半ばの8ヶ国のジェンダー貧困率の格差と、年齢、教育、結婚状態、親の状態(両親健在、片親健在の区別)、雇用状態などとを、国内及び国家間の両方について比較分析した。その結果、人口構造におけるジェンダー格差は、国内のみならず国家間のジェンダー貧困率の格差を説明するためにも重要であり、貧困率のジェンダー格差は、家族、雇用、福祉をもって説明できると述べた。

Casper ほかによれば、貧困率におけるジェンダー平等を達成するには三つの 戦略があるという。まず、男女両方における雇用パターンの均等化を図るスウェーデン方式では、女性が家庭以外のところで就業することによって、より経済的に独立することができる。次は、高い結婚率と結婚状態の維持によって女性稼ぎ主の増加を防ぐイタリア方式で、最後は、厚い公的給付を与えるオラン

⁶ 例えば、ラテンアメリカの8ヶ国を対象に1990年代初頭から2000年代初頭までの性別貧困率および貧困度を比較分析したMedeiros & Costa (2008: 121-124)は、貧困の女性化の過程における明確な証拠はなく、貧困のより大きな危険要因は扶養しなければならない児童がいるか否かで、稼ぎ主の性別とは関係ないと結論付けた。

ダ方式である。Casper ほか (1994:603) は、貧困率における低いジェンダー格差は、雇用条件の男女平等によるだけでなく、すべての市民を保護する国の福祉政策や、結婚と結婚状態の維持によっても得られると主張する。そして、女性の低い経済的な地位を説明する際には、女性の所得と雇用率を強調しすぎることに注意を払うべきであると結論付けたのである。

だが、興味深い研究にも関わらず、Casper ほかを含む既存の「貧困の女性化」 のアプローチはいくつかの問題を孕んでいる。まず、通常行われる研究は、デ ータ上の制約もあって、世帯主の性別家計所得、つまり、世帯を分析単位とす る貧困測定によって、女性の貧困状態を説明する。ところが、世帯単位の貧困 の評価は、所得が世帯員の間で平等に配分されていることを前提とするので、 世帯内の所得配分の偏りによって生じうる女性の貧困をみえなくさせる恐れが ある。実際の世帯内の所得配分は必ずしも均等であるわけではない。例えば、 他の世帯員が貧困でない場合でも女性は貧困でありうるし、世帯員全員が貧困 である場合でも女性は世帯員の中で一層貧しい状態にありうる。室住(2006: 69) によれば、世帯単位の貧困測定では別居、離婚などの変化が考慮されず、 親と同居している失業中の成人男女個々人の苦境なども明らかにされにくいと いう。世帯単位の分析では、女性の貧困が過小評価されうるだけでなく、女性 の貧困の根本原因やメカニズムも十分に扱われてこなかった(Chant, 2008:18 6; 阿部、2011:116))。また、女性の貧困の論議において、女性稼ぎ主のみに重 点をおくことは、世帯内のジェンダー関係についての議論を相対的に弱化させ ることになっているのである (Chant, 2006:205-206; Fukuda-Parr, 1999:99-100)。最後に、市場所得だけを基にする女性の貧困の説明は、家庭内で行われ る非市場的な再生産労働の世帯所得への寄与が評価されなくなるのみならず、 貧困の概念を所得の欠如という一次元の問題に限らせる可能性が高い。

以上の研究史から明らかになるのは、「貧困の女性化」の現象は、より多面的で統合的な視角をもってアプローチする必要があるということである。個々人にとって資源⁷へのアクセスやその配分の直接的な通路となる、家族、労働市場、福祉制度の構造から女性の貧困の問題を明らかにすることは、そのようなアプ

⁷ ここでいう「資源」とは、「所得」や「資産」などの物質的な資源だけでなく、 後述する「時間」のような無形の資源をも含む包括的な概念である。

2. 韓国における「貧困の女性化」研究の検討

1980年代から 1990年代初めまでの韓国における女性の貧困の研究は、産業化・都市化過程で形成された、都市における貧困、特に不良住宅地区における貧困女性の実態調査が主流であった。主に、低所得の女性稼ぎ主、なかでも夫と死別した母子世帯の貧困の実態を描き、男性稼ぎ主の不在による家族機能の欠如や世帯構成員の人的資本の欠如から貧困を分析してきた8。その対策としては、生計費の支援や医療保護、教育訓練、家族機能の復元などがとられた。

他方、1987年の民主化運動の前後に、階級論的視角から労働者階級の劣悪な生活水準と女性の二重の負担の問題とが提起された。貧困女性は、労働者階級である男性稼ぎ主の低賃金のゆえに、労働力再生産費用の不足分を補うため、家事労働と所得活動とを並行しなければならない二重の負担を抱えていた(Yooほか,1991; Paeng,1987)。このような貧困と女性との関係について社会構造的な分析が試みられたことには意義がある。しかし、このアプローチは、女性の貧困と、家族構造の変化や女性差別的な労働市場の構造および福祉政策などとの関連を、ジェンダーの視角から体系的に分析するまでには至らなかった。

このような中、女性の貧困をジェンダーの視角から社会構造的な問題としてアプローチするきっかけとなったのが、1997年末の経済危機であった⁹。経済危機以降の大量失業の発生とその持続による家計の経済的な困難や家族の解体など、危機の影響を真っ先に被ったのが女性であったため、女性の貧困の実態と原因についての社会的な関心が大きくなったのである。Lee (1998)は、「都市家計資料」を用いて、貧困人口の 2/3 が女性で、貧困老人層の 4/5 が女性であることを明らかにし、韓国において「貧困の女性化」が進行していることを

⁸ 例えば、Kim (1985; 1988)、Kim (1994) などの研究は、女性の経済的な困難や 片親としての役割およびストレス、子どもの適応など貧困の状態により多くの関 心を寄せている。

^{9 1960} 年代から 30 年以上にわたって経済成長を続けてきた韓国では、政府の特別な福祉政策がなくとも絶対的な貧困をある程度解決したので、貧困は社会問題にならなかった。例えば世界銀行(1993:2)は、韓国を高い経済成長率と相対的に平等な所得分配を調和させた成功事例として取り上げていた。

初めて実証した¹⁰。2000 年代になってからは、都市家計調査や世帯消費実態、 労働パネル、福祉パネルなどの全国規模の統計データを用いた、女性稼ぎ主の 貧困についての実証分析が活発に進められている。

1997 年経済危機前後における性別貧困率の変化に関する分析では、女性稼ぎ主の貧困が男性稼ぎ主よりも顕著であること(Seok, 2004:174)、2000 年以後にその格差は大きく増大したことが明らかにされている(Kim, 2006:43)。Yeo(2003)は、稼ぎ主の性別による貧困率の差は就業および賃金所得など労働市場の特性によって説明されうると述べた。Noh & Kim (2008)による、婚姻関係の破たんを経験した女性稼ぎ主の所得貧困と社会的排除との関係についての分析11によれば、婚姻関係が破たんした年の貧困率はその前年の貧困率の約 2 倍に急増し、翌年に多少緩和するが以前の水準には回復できず、社会的排除は引き続き増加する。しかし、男性稼ぎ主は、婚姻関係の破たん前後の貧困率に変化は見られず、社会的排除は婚姻関係が破たんした年には多少深化するものの、翌年には回復する様相を見せている。その要因として、女性の不安定な雇用上の地位と、男性稼ぎ主を基に制度化された社会保障体系に、女性稼ぎ主の貧困および社会的排除を予防する安全網が整備されていないという問題点が指摘されている。

これらの研究は、経験的分析を通じて「貧困の女性化」が進んでいることを明らかにしただけでなく、個人の性別、年齢、教育、世帯構成、所得、住居状態などを説明変数とすることで、貧困の要因を多次元で捉えることに貢献したといえる。しかし、例えば労働市場における雇用条件などが変数としてしか処理されないため、その構造的な特性や社会的な脈絡などを十分に説明できないという限界がある。そこで、こうした研究史を踏まえて次に、家族、労働市場および社会福祉政策の構造という三つの側面から、韓国における「貧困の女性化」の実情と女性を貧困に追い込む社会的な仕組みとを解明することにしたい。

¹⁰ ただし、資料の制約上、都市地域の二人以上の労働者世帯だけが分析対象となっており、世帯所得に世帯員数が反映されていない。

¹¹ Noh & Kim (2008) は、所得・住居・雇用・社会的な参加・健康などの五つの次元のデータを用いて、社会的排除の程度を分析している。

1. 「ジェンダー分業モデル」と女性の貧困

家族の構造(family structure)から「貧困の女性化」を理論的に説明する際には、女性が家庭内における役割や地位によって貧困につながる経路を辿る理論モデルがよく用いられる。性別役割分業をベースにした男性稼ぎ主型モデルは、男性には労働市場での生産活動(有償労働:paid work)を通じて所得を得る家計扶養者としての役割を、女性には家庭内の家事や育児、介護などの家族ケア労働¹³(無償労働:unpaid work)の提供者としての役割を前提とする。このモデルの下では、女性は常に男性稼ぎ手に経済的に依存する存在でしかなく、女性の経済的な独立は困難である。家庭内で、主に女性によって行われるケア労働は経済的に評価されず¹⁴、家庭の外での女性の稼得労働は家計補助手段として扱われるため、女性の低賃金は大きな社会問題として認識されない。仮に、男性扶養者が、死亡や失業、離婚などでその役割を遂行できなくなれば、女性は経済的資源へのアクセスの手段を喪失し、貧困に陥る可能性が非常に高くなる(Seok, 2004:169)。

¹² 本章の内容は、拙稿「韓国における『貧困の女性化』」(『季刊経済理論』Vol. 54, No. 1, pp. 61-74)の第 4 節に加筆・修正したものである。

¹³ ここでいう「ケア」は、育児や介護などを含んだ概念で、家事労働とも重なり合う。というのも、家庭内の無償労働の時間を家事とケアとに厳格に区別することは極めて困難で、例えば、子どもや要介護者の衣服の洗濯や、食事の準備、掃除などをする時間は、「家事」とも「ケア」ともなり得るからである。

¹⁴ 家事、介護、看護、ボランティア活動等は、市場を介さずに行われるため、国民経済計算体系には記録されないが、欧米諸国を中心に、国民経済計算体系とは別に、無償労働の貨幣評価額を推計し、市場経済活動と比較可能な形にしてGDPと比較するなどの試みが行われている。日本では1997年に、国民経済計算(SNA)の枠組みの中で無償労働を評価する報告書『あなたの家事の値段はおいくらですか』が公表された。そこでは、1981年、1986年、1991年の3暦年が対象とされた。それ以降5年ごとの無償労働の貨幣評価を推計し、その結果を公表している。最近の推計は、2011年の総務省「社会生活基本調査」の時間使用データを用いて、無償労働の貨幣評価を行なったもので、機会費用法(Opportunity Cost Method:0C法)による無償労働の推計結果は、138兆5060億円で名目 GDPの約3割を占め、うち8割を女性が担う。韓国では、女性部(現、女性家族部)と統計庁が共同で、1999年の家事労働の価値を推計し、GDP(477兆ウォン)の30~35%を占めていると公表(2001年)した。このように1970年代以降、無償労働を可視化させるための様々な試みは行われているものの、目立った成果に繋がっていない。

アメリカで「貧困の女性化」が初めて提起された背景には、女性稼ぎ主の数の増加があった。Peterson(1987:330)は、貧困世帯にしめる女性稼ぎ主の割合が高い理由を、子どもの養育に関する一次的な責任が男性稼ぎ主が失われた後も引き続き女性に集中していることや、労働市場における女性の就業の制限によると説明した。オザワ(1990:228, 231)によれば、1969年~1978年のアメリカにおける「貧困の女性化」の形態は、女性稼ぎ主世帯の増加と並行して増大した母子世帯数の増加に注目し、貧困とジェンダーとの構造的な関係を追究する研究として始まったのである。

2. 家族類型の変化―女性稼ぎ主世帯の増加

1997 年末の経済危機以降の韓国において、「貧困の女性化」を実証する研究 がなされてきたのも、女性稼ぎ主世帯の増加という現象がその背景にあった。 図表 2-1 は、韓国統計庁による「人口総調査」の結果を用いて、稼ぎ主の性別 にみた世帯数及び配偶関係の推移を示したものである。女性稼ぎ主世帯の全世 帯に占める割合は、1975年12.8%(85万世帯)、1995年16.6%(215万世帯)、2 015年29.6%(567万世帯)と増え続けており、なかでも1990年代半ば以後の 急激な増加が目立つ。さらに、「将来世帯推計2015-2045」によると、このよう な傾向はしばらく続き、2025年には33.4%、2045年には38.2%になると推定さ れている。その理由は、女性の相対的な平均寿命の延びによる女性老人単独世 帯の増加や、離婚および未婚の増加などに関わるとされている (Kim, 1997:5; Park, 2010:133)。女性稼ぎ主の配偶関係の変化をみると、1975 年には、女性 稼ぎ主のおよそ 6 割が夫と死別した状態で、離婚 4.3%、未婚 11.8% だったが、 1997年の経済危機前後から離婚及び未婚が大きく増え、2015年には、死別35. 8%、離婚 18.1%、未婚 21.5%となった。これは、近年の韓国における女性稼 ぎ主世帯の増加のかなりの部分が離婚(4.2倍増)や未婚(1.8倍増)に起因す ることを示唆する。

図表 2-1 性別にみた世帯数の推移

(万世帯、%)

•	年度		1975	1985	1995	2005	2015	2025	2035	2045
女性稼ぎ主	世帯数		85	150	215	349	567	701	793	853
		比率	12.8	15. 7	16. 6	21.9	29. 6	33. 4	35. 9	38. 2
	配偶関係	系割合								
		有配偶	24. 5	22. 7	15. 7	17. 9	24. 7	27. 0	26. 9	25. 5
		死別	59. 4	52. 3	56. 1	44.4	35. 8	27. 4	25. 6	25. 2
		離婚	4. 3	4.3	7. 1	14.4	18. 1	20. 4	21. 2	20.7
		未婚	11.8	20.6	21	23. 2	21. 5	25. 2	26. 4	28. 5
男性稼ぎ主	世帯数	i	580	807	1081	1240	1345	1400	1413	1379
		比 率	87. 2	84. 3	83. 4	78. 1	70. 4	66. 6	64. 1	61.8
	配偶関係	系割合								
		有配偶	93. 1	92. 3	89. 9	84. 6	79. 7	73. 6	69. 1	63. 9
		死別	1.9	1.6	1.9	2.3	2.5	2. 9	3. 7	4. 9
		離婚	0.3	0.5	1. 2	3. 2	5. 2	7. 0	8. 1	8.5
		未婚	4. 7	5.6	7. 0	9.8	12.6	16. 4	19.0	22. 7

出所:韓国統計庁「人口総調査」各年度、2025年以降は「将来世帯推計 2015-2045」より筆者作成。

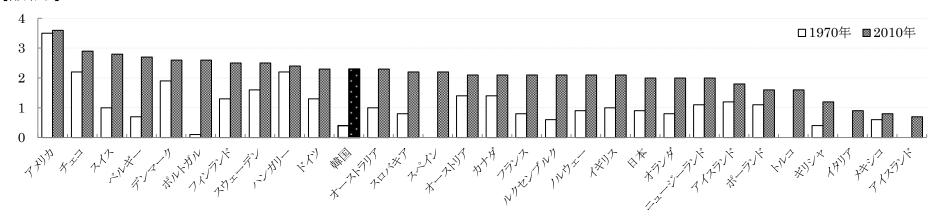
2.1 結婚率の減少と離婚率の増加

このような離婚率の増加や結婚率の減少に伴う未婚率の増加は、韓国だけの現象ではない。例えば、OECD(2010)の Gender Briefや EU(2011)の Demog-raphic Report 2010では、1970年以降の多くの国において、結婚率の減少及び離婚率の増加傾向が観察されており、その結果として家族規模が小さくなっていると報告されている。

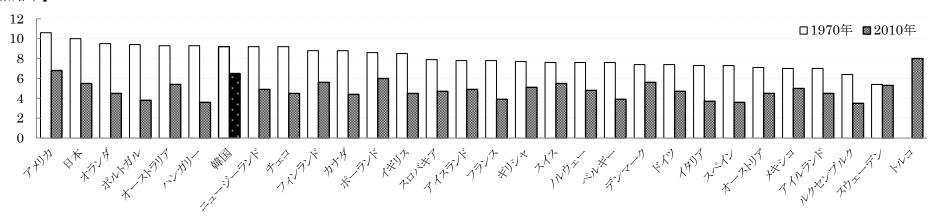
図表 2-2 より、OECD 諸国における 1970 年と 2010 年の結婚率及び離婚率を 比較してみると、その傾向は明らかである。まず、離婚率は大部分の OECD 加盟 国において大きく増加した。なかでも韓国とポルトガルの増加幅は顕著である。 1970年に既に高い離婚率を示したアメリカは、わずかしか増加しなかったもの の、依然として最も高い離婚率を維持している。次に、結婚率についてみると、 1970 年に結婚率が相当低かったデンマークやスウェーデンでは少ししか減少 しなかったが、それ以外のほとんどの国において、1970年以降の減少幅は際立 つ。すなわち、離婚率の増加や結婚率の減少傾向は、韓国のみならず、多くの 国で観察される世界的な趨勢であって、韓国の特殊性は、それらが 1990 年代後 半の経済危機を前後として急激に進んだことにある。図表 2-1 で示した離婚状 態の女性稼ぎ主の割合は、1995年の7.1%から2005年の14.4%へと2倍以上 増加したし、OECD のファミリーデータベース (Family Database) による離婚 率の変化も、1990年の 1.1 から 2003年の 3.4に大きく増加した。このような 急激な離婚率の増加現象は、経済危機前後からの不況と、IMF(国際通貨基金) からの「構造調整」圧力の下で推進された労働力の柔軟化とが相まって生み出 した、失業の大量発生と大幅な所得削減が、家計を困難にさせただけでなく、 家族関係の破壊にも大きな影響を与えたことを窺わせる。

図表 2-2 OECD 加盟国における結婚率と離婚率(人口 1000 対の率)

【離婚率】



【結婚率】

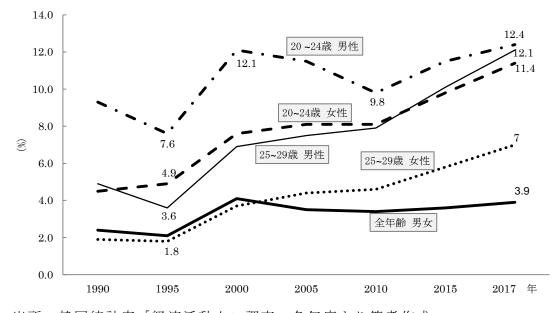


出所: OECD Family Database より筆者作成。

2.2 未婚率の増加

未婚率においても、1990年代後半以降の変化は顕著である。

韓国では構造調整後、グローバル化の進展に伴うメガーコンペティションの 状況で、中国や東南アジアへの産業拠点の移転や国内産業構造のサービス産業 化が進み、非正規雇用の増加など不安定雇用の問題だけでなく、20歳代の若年 層の高い失業率も社会問題化した。全年齢平均失業率は、金融危機の後、3%台 前後を推移しているが、20歳代の若年層は、20~24歳の男性を除けば、男女両 方とも右肩上がりに増加している。20~24歳の男性は、増減の幅は大きいが、 常に最も高い失業率を維持している。他方、2010年以降、25~29歳の男性と 2 0~24歳の女性の増加率が顕著で、この後、逆転する可能性もある(図表 2-3 参照)。



図表 2-3 韓国における性・年齢階級別失業率推移-1990 年~2015 年

出所:韓国統計庁「経済活動人口調査」各年度より筆者作成

注1)2017年の失業率は、第2四半期現在。

このように若年層が不安定雇用にさらされる状況が長引くほど、当然、結婚を先延ばしにしたり、回避したりする選択が増え、それが晩婚化や未婚化、非婚化につながる可能性は高くなる。人々の生き方が多様化し変わりつつあるとはいえ、韓国では一般的に、最終学校の卒業後に就職し、経済的に自立するた

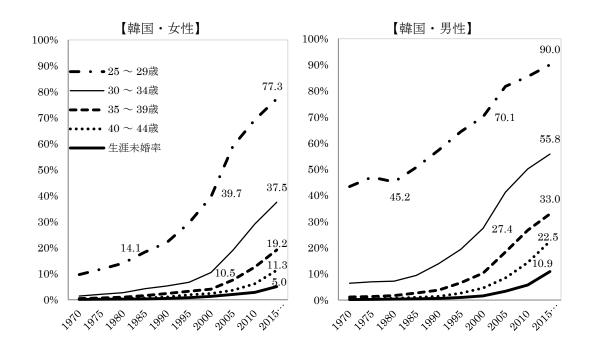
めの一定の間隔をおいてから結婚し、家庭をつくるという一連のプロセスが、 「大人になる規範的な道筋」¹⁵となっている。

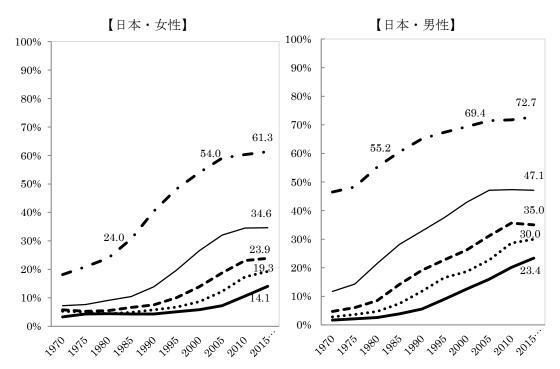
この点において、日本も変わりはない。韓国と日本は、地理的にも歴史的にも隣接した関係にあり、1960年代から、欧米の先進資本主義国から遅れての急激な産業化を経験し、それに伴う家族の構造と機能の変化も欧米のそれに比べ、より短期間に圧縮して実現している点が特徴とされている(篠崎, 1992:95-99)。家族形成において相対的に類似点の多い両国の未婚率を比較することは意味があると考えられる。

図表 2-4 は、韓国と日本の性・年齢階級別の未婚率を表したものである。まず、両国とも全ての年齢階級において、未婚率の増加傾向をみせているのがよく分かる。日本は、1980 年から 25~29 歳の男性の未婚率が 50%を超えるなど、未婚率の増加がはっきりと現れ、1990 年代前半まではすべての年齢階級において韓国のそれを上回っていた。2005 年以降には、その増加率が緩やかに収まっている。他方韓国は、1990 年代後半から未婚率が急増し、とりわけ 20 歳代後半と 30 歳代前半の未婚率は 2015 年現在、日本のそれを大きく上回っている。韓国における 1990 年代後半以降の未婚率の急激な増加現象は、図表 2-3 より確認した若年層の失業率の急増現象と強い相関をみせている。

¹⁵ 宮本ほか(1997: 20)は、「初就職→経済的自立→結婚=家族形成」のプロセスが、日本の若者の大人になる規範的な道筋であると述べている。

図表 2-4 性・年齢階級別未婚率推移-1970年~2015年(15歳以上)





資料:韓国統計庁「人口総調査」各年度、日本総務省「国勢調査」各年度より 筆者作成。

- 注1) 生涯未婚率:「45~49歳」と「50~54歳」未婚率の平均値。
- 注2) 未婚率は、配偶関係「不詳」を除いて算出。

2.3 世帯の規模及び家族類型の特徴

結婚率の減少、離婚率及び未婚率の増加は、世帯規模の縮小につながる。図表 2-5 の全世帯における世帯人員数別の割合の推移から日本と韓国とにおける世帯規模の縮小傾向を比較してみよう。

図表 2-5 世帯の世帯人員数別の割合-1980 年~2015 年

<u></u>	年			世帯人員数	世帯人員数別割合(%)			
国	+	1	2	3	4	5	6人以上	
韓国	1980	4.8	10.5	14.5	20.3	20.0	29.8	
	1990	9.0	13.8	19. 1	29.5	18.8	9.8	
	2000	15.5	19.1	20.9	31.1	10.1	3.3	
	2010	23.9	24.3	21.3	22.5	6. 2	1.8	
	2015	27.2	26.1	21.5	18.8	4. 9	1.5	
日本	1980	19.8	16.8	18.1	25.3	11. 1	8. 9	
	1990	23.1	20.6	18.1	21.6	9.4	7. 3	
	2000	27.6	25.1	18.8	16.9	6.8	4.8	
	2010	32.4	27.2	18.2	14.4	5.0	2.9	
	2015	34.5	27.9	17.6	13.3	4. 5	2.3	

出所:韓国統計庁「人口総調査」、日本総務省「国勢調査」各年度より筆者作成。

日本は、1980年に4人の世帯が25.3%と最も高い割合を占めていたが、1990年からは一人暮らしの世帯(単身世帯)の割合がトップとなっている。他方、韓国では、2000年まで4人の世帯が最も高い割合を占めていたが、2010年には2人の世帯、2015年には単身世帯が最も高い割合を占めている。両国とも単身世帯へと世帯の規模が縮小していく傾向は同じで、1980年に4人の世帯が最も高い割合を占めていたのも同様である。だが、具体的な数値をみると、1980年に、日本は全世帯の8割を4人以下の世帯が占めていたのに対し、韓国は4人以下の世帯がやっと半分となり、5人以上の大家族が残りの半分を占めていた。その後、日本が相対的に安定的に縮小していくのに比べ、韓国は相当速いスピ

ードで単身世帯及び2人世帯へと縮小していっている。

2015年に、韓国の全世帯の 27.2%を占めている一人暮らしの単身世帯のうち、55.6%が女性で、その 4 割以上が 65 歳を超えており、就業率はわずか 17.1%である。他方、一人暮らしの男性の場合、40 歳未満が 41.7%で、相対的に若年層が多く、65 歳以上は 13.5%に過ぎず、その 3 割近くが就業している(図表 2 -6 参照)。詳しい内容は後述するが、韓国における国民年金の受給資格及び受給額の男女格差をみると(図表 4-21 参照)、一人暮らしの高齢女性は貧困にさらされる可能性が非常に高く、一人暮らしの単身世帯の増加傾向が、そのまま高齢女性の貧困率を高めることに直結しかねない状況にある。

図表 2-6 韓国の単身世帯の性・年齢階級別割合及び就業率-2015年

年齢階級	男(%)	女(%)	男女計(%)		
	割合		割合		割合		
		その内		その内		その内	
		就業率		就業率		就業率	
15 歳以上	44. 4	67.9	55.6	45. 0	100.0	55. 2	
15~39 歳	41.7	71.8	25. 4	69.8	32. 7	70.9	
40~64 歳	44.8	76. 4	33. 1	60.8	38. 3	68.9	
65 歳以上	13. 5	27. 5	41.5	17. 1	29. 0	19. 3	

出所:韓国統計庁「人口総調査」2015年度より筆者作成。

図表 2-7 は、韓国における世帯の家族類型別の割合を表したものである。まず、夫婦と未婚子からなる世帯が大幅に減少しているのが目立つ。単身世帯の増加傾向は、図表 2-5 より確認した。そのほか、夫婦のみの世帯や片親と未婚子からなる世帯も増加傾向にある。なかでも、女親と未婚子からなる世帯は、男親と未婚子からなる世帯のおよそ 3 倍前後で増加し続けていることが目をひく。2015 年に、その割合は全世帯の 8%となっている。

□夫婦のみ □夫婦と未婚子 □男親と未婚子 ■女親と未婚子 ■単身 図その他 (100.0%)2015 2.8 8.0 15.5 32.3 27.2 14.2 2.0 2010 15.0 37.4 7.2 23.9 14.5 1.8 2005 42.5 14.0 6.8 19.9 15.0 2000 12.3 48.2 6.3 15.5 16.1

図表 2-7 世帯の家族類型別割合-2000 年~2015 年

出所:韓国統計庁「将来家口推計」より筆者作成。

以上より、韓国では、1997年末の経済危機前後から、未婚率及び離婚率、世帯規模、家族類型などが急激に変化し、女性稼ぎ主世帯の増加へと収斂していくことが分かった。このような女性稼ぎ主世帯の増加が、実際に「貧困の女性化」現象につながっているのかを確認するため、次節では貧困の実態を分析することにする。

3. 「二重の貧困」の女性化

この節においては、所得と時間の両方における貧困の実態を実証分析する。 所得だけではなく、時間の貧困の実態をとりあげるのは、時間は、貨幣所得を 得る活動のためにも、市場を通さず家庭内で行われる、家事や育児、介護など のケア活動のためにも、そして、余暇活動など自分のための自由な活動のため にも、必要不可欠な非物質的な資源であり、人々の生活の質をより包括的に把 握するための重要な尺度となるからである。

3.1 所得貧困の女性化

図表 2-8 は、韓国労働研究院(Korean Labor Institute)の「韓国労働パネル調査」の 2004 年、2009 年、2014 年のデータから、稼ぎ主の性別世帯規模および相対的貧困率を算出したものである。世帯ごとに世帯を構成する世帯員の数が異なるため、世帯間の可処分所得を直接比較することには問題がある。ここでは、世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で除する等価可処分所得を用いて世帯規模の調整を図った。結婚などで独立した世帯を形成した場合、その初年度には貧困が誇張されうるので、分析対象から除外した。OECD における相対的貧困率の算出方法に基づき、貧困ラインは等価可処分所得の中央値である 50%とした。

まず、貧困率をみると、2014年の女性稼ぎ主世帯の貧困率(37.2%)は、男性稼ぎ主世帯の貧困率(13.3%)に比べ2.8倍になっている。貧困の深さをあらわす貧困ギャップ率においても、女性の方が男性より0.06pも高く、より厳しい状況にあることがわかる。貧困率は男女ともに減っているものの、3倍弱の格差は是正されることなく続いているのである。

次に、貧困世帯に占める割合をみると、男性稼ぎ主世帯の方がより多くを占めているが、男性稼ぎ主世帯は 2004 年 63.5%から 2014 年 54.9%までに減り続けているのとは逆に、女性稼ぎ主世帯は 2004 年 36.5%から 2014 年 45.1%までに増え続けている。 さらに、貧困世帯にしめる女性稼ぎ主世帯の割合は、全世帯に占める女性稼ぎ主世帯の割合の 2 倍前後と固定している。女性稼ぎ主世帯数の増加傾向を考慮に入れると、この傾向がつづくならば、貧困世帯に占める女性稼ぎ主世帯の割合が男性稼ぎ主世帯のそれを追い越すことも遠くはないよ

うに思われる。世帯所得をベースにした稼ぎ主の性別貧困率の規模および変化 でみる限り、韓国における「貧困の女性化」は明らかである。

図表 2-8 稼ぎ主性別世帯規模および貧困率

年度	2004年		2009 年		2014 年	
平度	男性	女性	男性	女性	男性	女性
貧困率注1)	16. 4	45.1	16. 1	40.8	13.3	37. 2
貧困ギャップ率 ^{注 2)}	0.42	0. 49	0. 39	0.42	0.35	0.41
世帯数の構成割合	82. 7	17. 3		21. 3	77.4	22.6
貧困世帯数の構成割合	63.5	36. 5	59.3	40.7	54.9	45. 1

資料:韓国労働研究院「韓国労働パネル調査」各年度の原資料より筆者作成。

注1)貧困率 (Poverty Rate) は、等価可処分所得が貧困線に届かない世帯の割合。

貧困線 (Poverty Line) =等価可処分所得の中央値の 50%

注 2) 貧困ギャップ率(Poverty Gap Ratio)

3.2 時間貧困の女性化

等価可処分所得は、世帯の資源が世帯内のすべての構成員に均等に配分され、 世帯員が同じ生活水準と等価所得を得ていると仮定して算出されるが、現実に は、世帯内の所得がすべての世帯員に均等に配分されるとは限らない。それゆ え、等価可処分所得に基づいて算出される貧困率は、女性の貧困を過少評価す る可能性がある。そこで、世帯内における資源配分として、時間資源を取り上 げる。すべての人は一日 24 時間という等しい資源を保有しているが、その活用 の仕方は性別によって異なるということに着目するのである¹⁶。

¹⁶ 時間活用の男女格差については、Folbre & Bittman (2004)、Folbre & Yoon (2007) を参照。

図表 2-9 は、2014 年における有配偶者世帯について、就業構造別にみた夫婦の一日の生活時間を表したものである。

図表 2-9 世帯の就業構造別・性別生活時間(単位 時間:分)

世帯区分 [構成割合] ^{注1)}		夫婦共稼ぎ [43.9%]		男性稼ぎ主 [49.8%]		女性稼ぎ主 [6.3%]	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
必需生活時間 ^{注2)}		10:51	10:59	11:10	11:04	10:57	11:44
義務生活	義務生活時間 ^{注3)}		8:53	7:35	8:47	9:26	3:23
<u></u>	義務労働時間	8:05	6:52	6:05	6:38	7:50	1:59
0	有償労働	4:52	6:11	0:05	5:52	5:11	0:20
内	無償労働	3:13	0:41	6:00	0:46	2:39	1:39
余暇生活	時間 ^{注4)}	3:28	4:08	5:16	4:08	3:37	8:54

資料:韓国統計庁『2014年生活時間調査報告書』、「地域別雇用調査」2015年度より作成。

- 注1)世帯構成割合は、2015年10月現在。
- 注2) 必需生活時間: 睡眠、食事、身のまわりの用事など個体を維持向上させるために 行う必要不可欠性の高い活動の時間。
- 注3) 義務生活時間:仕事、家事、育児、学習、移動など家庭や社会を維持向上させる ために行う義務性・拘束性の高い活動の時間。
- 注4) 余暇生活時間:マスメディア接触、レジャー活動、交際、休息など必需・義務生活時間以外の各人が自由に使える時間。

まず、「義務労働時間」をみると、女性稼ぎ主世帯の男性を別とすれば、すべての世帯の男女の「義務労働時間」はおよそ6時間から8時間前後である。中でも共稼ぎ世帯の女性(8:05)が最も長く、その次は女性稼ぎ主世帯の女性(7:50)となっており、共稼ぎ世帯の男性(6:52)や男性稼ぎ主世帯の男性(6:38)より長い。職に就いている男性は、6時間前後の有償労働と40分強の無償労働に時間を費やしていることにたいし、職に就いている女性は、5時間前後の有償労働の終了後に3時間前後の無償労働をしている。全世帯の5割以上の世帯の女性が職についているが、このような女性に、いわゆる「セカンド・シフト」

17が課せられているのである。その一方、男性稼ぎ主世帯の女性の場合、無償 労働に6時間を費やしている。

次に、余暇時間をみると、就業中の男性の余暇時間(4:08)は、就業中の女性に比べ30~40分程長く、男性稼ぎ主世帯の女性の余暇時間(5:16)は、就業中の男性の余暇時間より1時間程長い。女性稼ぎ主世帯の男性の余暇時間(8:54)を別とすれば、余暇時間の男女差はそれほど大きくない。しかしながら、女性の余暇は無償労働と同時に行われている割合が高く、余暇時間が分断されていることが多いとされる¹⁸。このような点を考慮すると、韓国の女性の余暇時間はより短くなるのが実態であろう。

これらの数値は、韓国では、家庭での家事や子育てなどといったケアの役割および負担が女性に集中していること、さらに職に就いている女性には、稼ぎ手としての役割と家庭でのケアの役割とが同時に課されていることを示している。職場と家庭との過重労働によって、時間のコントロールが難しく、余暇時間など自由に活用できる時間が不足している状態を「時間貧困」¹⁹と定義するならば、韓国の女性の時間貧困の高さは明らかである。

他方、韓国統計庁による伝統的な性別役割分業についての意識調査をみると、 伝統的な性別役割分業に反対する割合が、男性では2004年に50.8%、2009年 に55.0%、2014年に56.6%、女性では2004年に64.8%、2009年に66.6%、2 014年に71.7%と、男女ともに増え続けている。このような変化は、近年の韓 国における家族形態の多様化²⁰や家計収入構造の変化などと関わるものである。

例えば、家計収入構造をみると、男性稼ぎ主世帯は減り続け、2015 年に全世帯の半分を下回っており、それ以外の共稼ぎおよび女性稼ぎ主世帯が過半を占めている(図表 2-9 の世帯構成割合を参照)。横田(2007:94-96)によれば、1990年代以後の韓国では、労働力の非正規化の進展によって、正規労働者世帯より非正規労働者世帯が増えており、これらの非正規労働者世帯は、「男性稼ぎ主」型の正規労働者世帯と違って、「多就業形態」型とインフォーマル収入多元

¹⁷ Hochschild & Machung (1989) は、日中の仕事を終えて帰宅した女性にとって、家庭内の家事・育児などは「セカンド・シフト」(第二の勤務)であると述べた。

¹⁸ 例えば、阿部(2012:179)、Bittman & Wajcman(2000:168-169)。

¹⁹ 時間貧困については、Noh & Kim(2010)、Zacharias ほか(2014)を参照。

²⁰ 近年の韓国の家族形態の変化の特徴については相馬(2013)を参照。

型の特徴を持つという。つまり、「男性稼ぎ主」型家計収入構造は、韓国のすべての世帯に当てはまる典型的な型とは言えなくなっているのである。しかしながら、人々の伝統的な性別役割分業についての認識の変化は必ずしも人々に実践されているわけではなく、近年の家計収入構造の変化が伝統的な性別役割分業をすべて覆したともいえない。言い換えれば、男性稼ぎ主型モデルを支える二本の柱の一つである「稼ぎ手」としての役割は、近年相当なスピードで男女がともに担う形に変わってきているにもかかわらず、もう一つの柱、つまり「家族ケア労働の担当者」と役割については、その変化のスピードが遅く、結果として、女性に稼ぎ手と家族ケア労働の担当者という二重の責任が課されているのである。

4. 小結

以上より、1990年代末以降の韓国において、家族形態が急速に多様化していること、なかでも世帯規模の縮小および女性稼ぎ主世帯の増加傾向が顕著であることを確認した。実証分析の結果から、韓国における「貧困の女性化」現象が、近年の家族構造の変化のなかで、貨幣所得の貧困だけでなく、時間貧困の女性化の形で現れているとの結果を得た。所得と時間とにおける二重の貧困の問題は、低賃金の非正規雇用の場合、極めて深刻な問題となりうる。例えば、低賃金の女性非正規労働者の場合、自分(や家族)のニーズを満たすにあたる収入を得るために長時間働かねばならず、家族ケアの時間が不足することになる。また、子育てや介護など家族ケアに時間を当てれば、余暇時間など自分のための時間どころか、所得を得る時間が足りず、所得貧困に陥ってしまう。すなわち、所得と時間との二重の「貧困の罠 (poverty trap)」から抜けられない状況になってしまうのである。

これまで韓国では、主に、老人および障害者、シングルマザーなど一部の要保護女性集団の貧困の実態とその対策に関心が置かれていた。しかし、ここでみたような、女性全体を取り巻く、世帯内の資源の配分および資源へのアクセスの困難や家族のケア責任および負担、労働市場における女性労働の不安定で低い地位、社会保障からの排除などといった、女性の貧困を構造化する要因にまで踏み込んだ対策はとられてこなかった。貧困が常にジェンダー中立的な概

念として扱われ、貧困を生み出す社会経済の構造、具体的には、家族、市場、 国家、それぞれの領域内及び領域間における構造を分析することからジェンダーの観点が抜けていたためである。そこで第3章においては、韓国の労働市場の構造的な特徴に焦点を当てながら、女性労働力の現状を確認する。

第3章 労働市場構造の変化とジェンダー21

1. 労働市場構造の変化

就労するということは、ただ単に生活を営むための金銭的資源を確保することだけでなく、社会の構成員として社会的権利および地位を得ることをも意味する。近年、世界的に後者の意味合いがより強くなっている。例えば、80年代以降の政府の福祉給付(社会的権利)は、個人の労働の責任と強く結びつけられ²²、とりわけ90年代以降のEUの社会的包摂をめぐる政策²³は、所得再分配から経済活動に参加する機会の分配へと、就労を促す積極的な雇用政策を中心に展開されている。雇用は、ますます社会的包摂を達成するための大きなカギとなってきているのである。

しかし Atkinson (1998:15) は、たとえ雇用されたとしても、その仕事が不安定で、低い賃金しか受け取れないマージナルな仕事であれば、社会的包摂が達成されたとはいえないと主張する。むしろ、EU の社会的包摂戦略が積極的な就労支援策へと傾斜していくことで、例えば、不安定雇用や所得不平等、ジェンダー格差など、労働市場内部の諸問題が背後に退く可能性も指摘されている (Levitas, 2005:7-8)。

1997 年経済危機の際に、救済融資を受ける条件として、国際通貨基金 (IMF) から経済の構造調整を強いられた韓国政府は、一方では、労働市場の改革として柔軟化政策を推進しながら、他方では、社会安全網として韓国バージョンのワークフェア政策を推進した²⁴。韓国政府は、経済危機以降の大量失業や貧困問題などにたいし、積極的な就労支援策を推進したのである。だが、韓国の労働市場は、不安定雇用、低賃金、ジェンダー格差などの諸問題を抱え込んだままであり、とりわけ女性が雇用されることが直ちに社会的包摂の達成に繋がるというようにはなっていない。

そこで、労働市場の実態を分析するのに先立って、近年の韓国の労働市場の構造とその 特徴をみておくことにする。

²¹ 本章の内容は、拙稿「韓国における『貧困の女性化』」(『季刊経済理論』Vol. 54, No. 1, pp. 61-74) の第5節に加筆・修正したものである。

²² このような 1980 年代以降の社会的権利をめぐる、責任と権利についての国家と個人として の市民との契約関係を「福祉の契約主義」という (原, 2013:31)。

²³ EU の社会的包摂政策については、福原(2006)、嶋内(2011)を参照。

²⁴ 1960 年代以降の韓国では、国家主導の経済成長最優先戦略がとられ、社会福祉水準の向上は 後回しにされてきた。それゆえ、経済危機後の韓国は、社会保障制度の拡充および社会福祉 の拡大を図りつつ、労働と強く連携したワークフェア政策を取ることになったのである。

韓国の労働市場は、大企業の男性・正規労働者中心の硬直的な内部労働市場と、中小零細企業の労働者および女性・非正規労働者中心の柔軟な「周辺的」労働市場とに分断され、相異なる二重構造を形成している。すなわち、大企業の男性正規労働者は、性・年齢・学歴を基準とする新規採用、内部昇進、年功的賃金体系、終身雇用、手厚い企業福祉などによって、比較的良好な労働条件を享受するとともに、法や制度に包摂されている。他方、中小零細企業の女性・非正規労働者は、低賃金で不安定な雇用に晒されており、法や制度の保障からも相対的に排除されている(横田,2011:19-20;黄,2006:3)。韓国の内部労働市場は、1970~80年代の工業化の過程で重化学工業中心の大企業において形成され始め²⁵、1987年の民主化運動の後、労働運動が高揚してから、質的に強化・拡大した。ところが、1997年末の経済危機以降、労働市場の柔軟化政策が取られると、内部労働市場は、機能的柔軟性や賃金の柔軟性より、雇用調整や外部化による数量的柔軟性に依存するようになった²⁶。それによって、内部労働市場の規模は縮小する。

例えば、雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」によると、1997 年末の経済危機前後における従業員 500 人以上の企業の常用労働者数は、1996 年の 124 万 8 千人から 2000 年の 87 万 5 千人にまで 30%も減った。その後、徐々に回復し、2012 年にようやく経済危機以前の常用労働者数に戻ったものの、この 16 年間に就業者全体の規模が 2 割近く拡大したため、従業員 500 人以上の企業の常用労働者の相対的な規模は縮小されたままである。他方、周辺的労働市場の規模は、内部労働市場から脱落した労働者の流入によってより拡大した。また、内部労働市場の規模の縮小は、内部労働市場への新規参入をいっそう厳しくし、新たに労働市場に参入する女性や若年層、高齢者層を周辺的な非正規労働市場に追い込むことになった。周辺的労働市場は、内部労働市場からの流入と新規参入の両方によって拡大し、激しい競争と雇用の不安定さを増していく。すなわち、労働市場の柔軟化政策は、内部労働市場の縮小および周辺的労働市場の拡大をもたらし、韓国の労働市場の二重構造をより強固なものとしたのである。

続いて、こうした 1990 年代後半以降の就業構造の変化をジェンダーの観点から掘り下げ、労働市場の実態を分析してみよう。

²⁵ 例えば 1970~80 年代に、現代重工業 (株) や三星重工業 (株)、大韓造船公社 (現:韓進重工業) などでは、高い水準の雇用安定と年功型賃金および内部昇進制度などが形成されていた (Jung, 2013:243-282)。

²⁶ 企業の柔軟性については、Atkinson (1984) を参照。

2. 就業上の地位とジェンダー

韓国では、1997年末の経済危機後、非正規労働者が急増し、非正規労働者の不安定で劣悪な労働条件が大きな社会問題となった。韓国統計庁の「経済活動人口付加調査」によれば、2016年8月現在、非正規労働者の数は既に644万人を超えている。韓国政府は、雇用形態に基づき、「定めのない契約期限又は常用雇用・フルタイム労働時間・直接雇用」の三条件を満たしている者は正規労働者に、一つでも満たさない者は非正規労働者に分類している。韓国政府統計においては、被雇用者の就業上の地位を考慮していないため²⁷、契約期限の定めがなく、黙示的な雇用慣行の中で働いている²⁸、245万人の臨時・日雇い労働者が正規職に含まれている。

これに対し労働組合側は、雇用形態だけでなく、各種付加給与および企業福祉、社会保障制度など、労働条件における処遇差別の如何をも正規・非正規労働者の分類基準に加えている。就業上の地位が臨時・日雇い労働者であれば、当然、非正規職に含まれる。労働組合側を代表する「韓国非正規労働センター」の基準によれば、2016年8月現在、非正規労働者は870万人となり、政府の推計値と大きく異なる。言い換えれば、韓国政府の雇用形態基準によって正規労働者に分類された1318万人の内、約17%の225万人余りが、劣悪な労働条件の下で雇用され、法・制度から排除されているにもかかわらず、政府によって正規雇用とされていることを意味する。

さらに、韓国政府の雇用形態による正規労働者と非正規労働者との区分は、「経済活動人口勤労形態別付加調査」が 2001 年から始まってからであって、それをもって、1990 年代末の経済危機前後からの雇用形態別就業構造の変化を分析することは困難である。そこで、経済活動人口調査からわかる就業上の地位についての調査結果を用いて、韓国の労働市場の就業構造の変化を探ることにする。

²⁷ しかし一般的な実証研究においては、被雇用者の就業上の地位及び雇用形態を、正規職と非正規職とを区分する基準としている(有田, 2016:1)。また、国際労働機関(ILO)の第 15 回労働統計家会議(1993 年)において採択された「就業上の地位に関する国際分類」(ICSE: International Classification of Status in Employment)は、各国の雇用統計における就業上の地位分類モデルを提示しており、国際比較によく用いられている。

²⁸ 雇用契約関係が黙示的に成立している。

図表 3-1 性別・就業上の地位別にみた就業者の推移

(単位:千人,%)

授業上の地位	就業者数							(丰臣.十八,/0)						
		1995		200	00	20	05	20	10	20	15		201	6
男女総数	20,414	(100.0)	[100.0]	21,156	(100.0)	22,856	(100.0)	23,829	(100.0)	25,936	(100.0)	26,235	(100.0)	[100.0]
賃金労働者	12,899	(63.2)	[100.0]	13,360	(63.1)	15,185	(66.4)	16,971	(71.2)	19,230	(74.1)	19,546	(74.5)	[100.0]
常用	7,499	(58.1)	[100.0]	6,395	(47.9)	7,917	(52.1)	10,086	(59.4)	12,588	(65.5)	12,974	(66.4)	[100.0]
臨時・日雇い	5,400	(41.9)	[100.0]	6,965	(52.1)	7,268	(47.9)	6,885	(40.6)	6,642	(34.5)	6,573	(33.6)	[100.0]
非賃金労働者	7,515	(36.8)	[100.0]	7,795	(36.8)	7,671	(33.6)	6,858	(28.8)	6,706	(25.9)	6,689	(25.5)	[100.0]
自営業主	5,569	(74.1)	[100.0]	5,864	(75.2)	6,172	(80.5)	5,592	(81.5)	5,563	(83.0)	5,570	(83.3)	[100.0]
無給家族従業者	1,946	(25.9)	[100.0]	1,931	(24.8)	1,499	(19.5)	1,266	(18.5)	1,144	(17.1)	1,119	(16.7)	[100.0]
男性総数	12,147	(100.0)	[59.5]	12,387	(100.0)	13,330	(100.0)	13,915	(100.0)	14,971	(100.0)	15,122	(100.0)	[57.6]
賃金労働者	7,975	(65.7)	[61.8]	7,963	(64.3)	8,794	(66.0)	9,740	(70.0)	10,848	(72.5)	10,964	(72.5)	[56.1]
常用	5,392	(67.6)	[71.9]	4,716	(59.2)	5,479	(62.3)	6,666	(68.4)	7,857	(72.4)	8,008	(73.0)	[61.7]
臨時・日雇い	2,582	(32.4)	[47.8]	3,247	(40.8)	3,316	(37.7)	3,074	(31.6)	2,991	(27.6)	2,956	(27.0)	[45.0]
非賃金労働者	4,172	(34.3)	[55.5]	4,423	(35.7)	4,536	(34.0)	4,175	(30.0)	4,123	(27.5)	4,158	(27.5)	[62.2]
自営業主	3,969	(95.1)	[71.3]	4,181	(94.5)	4,366	(96.3)	3,992	(95.6)	3,974	(96.4)	4,006	(96.3)	[71.9]
無給家族従業者	203	(4.9)	[10.4]	243	(5.5)	170	(3.7)	183	(4.4)	149	(3.6)	151	(3.6)	[13.5]
女性総数	8,267	(100.0)	[40.5]	8,769	(100.0)	9,526	(100.0)	9,914	(100.0)	10,965	(100.0)	11,114	(100.0)	[42.4]
賃金労働者	4,924	(59.6)	[38.2]	5,397	(61.5)	6,391	(67.1)	7,230	(72.9)	8,382	(76.4)	8,582	(77.2)	[43.9]
常用	2,107	(42.8)	[28.1]	1,679	(31.1)	2,439	(38.2)	3,421	(47.3)	4,731	(56.4)	4,965	(57.9)	[38.3]
臨時・日雇い	2,817	(57.2)	[52.2]	3,718	(68.9)	3,953	(61.9)	3,810	(52.7)	3,651	(43.6)	3,617	(42.1)	[55.0]
非賃金労働者	3,343	(40.4)	[44.5]	3,372	(38.5)	3,135	(32.9)	2,683	(27.1)	2,584	(23.6)	2,531	(22.8)	[37.8]
自営業主	1,600	(47.9)	[28.7]	1,683	(49.9)	1,807	(57.6)	1,601	(59.7)	1,589	(61.5)	1,564	(61.8)	[28.1]
無給家族従業者	1,743	(52.1)	[89.6]	1,688	(50.1)	1,329	(42.4)	1,083	(40.4)	995	(38.5)	968	(38.2)	[86.5]

資料:韓国統計庁「経済活動人口調査」各年度より作成。

注:()は就業者数の性別就業者総数に占める割合、[]は就業者数の従業上の地位別就業者男女総数に占める割合。

図表 3-1 は、1990 年代半ば以降の就業者の性別・就業上の地位の推移を表したものである。まず、1995 年から 2016 年までの 21 年間、男性賃金労働者は約 299 万人増加している(1.37 倍になった)のにたいし、女性賃金労働者は約 366 万人も増加しており(1.74 倍に達している)、「労働力の女性化」現象が現れているのがわかる。これは、1990 年代以降の韓国経済の産業構造の変化にも関わる。すなわち、男性労働者が中核をなす製造業の就業者全体に占める割合は、1989 年の 27.8%を境に減少に転じ、2016 年には 17.1%にまで縮小したが、主に女性労働者の割合の高い、教育サービス業、保険業および社会福祉サービス業を中心としたサービス産業は、就業者全体の 78%を占めるまでになっているのである²⁹。

次に、1997 年末の経済危機を挟む 1995 年から 2000 年までの変化をより詳しく見てみよう。

男性賃金労働者についての変化はほとんど見られないが、内部構成の変化はかなり大きい。常用労働者の8.4ポイント(67万6千人)が減り、賃金労働者全体に占めるその割合が59.2%にまで落ち込んだのにたいし、臨時・日雇い労働者は66万4千人も増え、40.8%に達した。他方、女性賃金労働者は、男性賃金労働者と違って、経済危機を契機に47万3千人も増えている。だが、その内部構成をみると、常用労働者は11.7ポイント(42万8千人)も減り、その割合は男性よりも28ポイント低い31.1%にまで落ち込んだ。これにたいし、臨時・日雇い労働者は90万1千人も増え、その割合は68.9%にまで急増した。

これらのことは、第一に、景気変動が女性賃金労働者により大きな影響を与えたこと、 第二に、経済危機後の男性常用労働者の臨時・日雇い労働者への転換による家計所得の急 激な減少が、女性の労働市場への参入を促したこと、第三に、女性の賃金労働者としての 働き口は、主に臨時・日雇いであることを窺わせる。

さらに、2000 年代半ば以降の変化に目を向けると、2000 年代後半からは、男女とも、常用労働者の割合が徐々に上がり、2016 年には、男性 73.0%、女性 57.9%にまで上昇したが、依然として、女性と男性、それぞれの常用労働者の割合は、15.1ポイントの格差がある。ゆえに、賃金労働者全体に占める女性の割合は 43.9%に過ぎないのに対し、臨時・日雇い労働者全体に占める女性の割合は 55.0%に達しているのである。

最後に、自営業層の就業構造の変化をみると、自営業主は、男女とも、経済危機後から

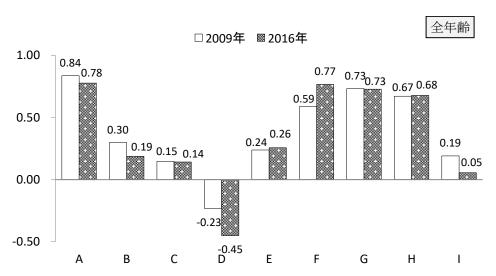
²⁹ 韓国統計庁(2016)『2016年12月および年間雇用動向』p. 29。

2000 年代半ばまでに増加していたが、2000 年代後半から再び減り、2010 年以降は経済危機以前の水準に戻り、その後の変化はほとんどみられない。自営業はおそらく、経済危機の際、常用労働市場から脱落した失業者などを吸収する役割を担っていたと思われる。これにたいし、無給女性家族従事者は減り続けており、女性賃金労働者の増大に鑑みて、そのほとんどが賃金労働者に転換していると推測される(図表 3-1)。

3. 性別職域分離

性別職域分離の程度は、労働市場における女性の地位を知る一つのバロメーターである。 職域の分離が強いほど性別賃金格差が大きくなり、ひいては女性の集中する職種及び職務 の総体的な地位を下落させうる。

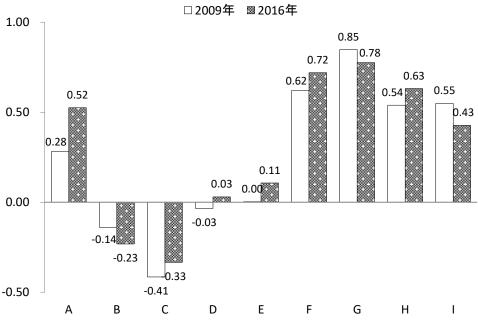
図表 3-2 は、職業別に、該当職業全体に占める男性労働者の割合から女性労働者の割合を引き、性別による分布の差を表したものである。被雇用者全体の性別分布の差をみると、管理者(A)、農林漁業熟練従事者(F)、技能員及び関連技能従事者(G)、装置・機械操作及び組立職従事者(H)などに男性が集中しており、サービス従事者(D)には女性が集中していることが分かる。

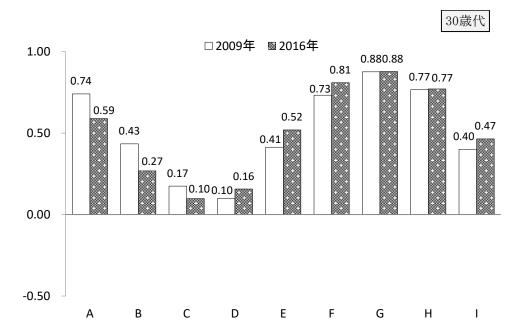


図表 3-2 被雇用者性別職業分布の差

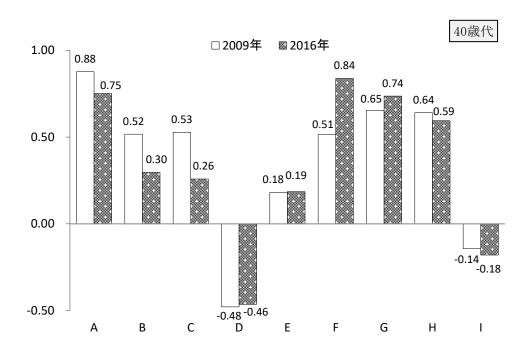
A 管理者, B 専門家及び関連従事者, C 事務従事者, D サービス従事者, E 販売従事者, F 農林漁業熟練従事者, G 技能員及び関連技能従事者, H 装置・機械操作及び組立従事者, I 単純労務従事者

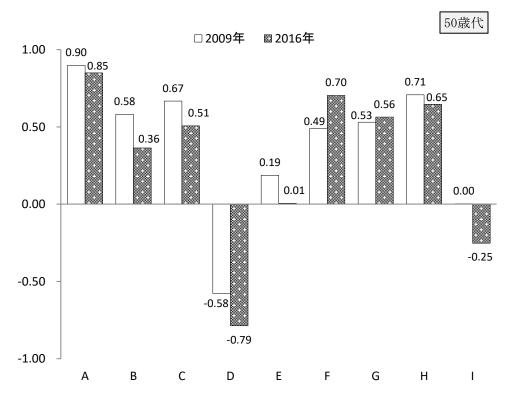
20歳代





A 管理者, B 専門家及び関連従事者, C 事務従事者, D サービス従事者, E 販売従事者, F 農林漁業熟練従事者, G 技能員及び関連技能従事者, H 装置・機械操作及び組立従事者, I 単純労務従事者





A 管理者, B 専門家及び関連従事者, C 事務従事者, D サービス従事者, E 販売従事者, F 農林漁業熟練従事者, G 技能員及び関連技能従事者, H 装置・機械操作及び組立従事者, I 単純労務従事者

資料:韓国雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」各年度より作成。

ところが、年齢階級別に分けてみると、職業における性別分布差に違いが見られる。女 性の雇用率と未婚の比率が最も高い20歳代の被雇用者を対象にすると、職業別の男女の分 布はほかの年齢階級と相当異なる。第一に、20歳代の管理者(A)における男性の比率は女 性よりは高いものの、全年齢及び30歳代、40歳代、50歳代の圧倒的な男性の集中度に比 べると相対的に低い。第二に、全年齢及び30歳代、40歳代、50歳代において、男性の集 中職業となっている、専門家及び関連従事者 (B) と事務従事者 (C) が、20 歳代では女性 の集中度が高い職業となっている。第三に、単純労務従事者には全年齢及び 40 歳代、50 歳代とは逆に 20 歳代の男性労働者が集中している。30 歳代になると、すべての職業に男 性が集中することになる。この現象は、後述する出産や育児などが理由で多くの30歳代の 女性が就業を中断せざるを得ず、その雇用率が減少することと一致する。なかでも、専門 家及び関連従事者 (B)、事務従事者 (C)、サービス従事者(D)は、20 歳代における女性の 集中職業から男性が集中する職業へと逆転したのが目立つ。40 歳代になると、サービス従 業者(D)と単純労務従事者(I)に多くの女性が集中する。30 歳代にキャリア中断を経験し てから再び労働市場へ参加する過程で、管理者(A)や専門家及び関連従事者(B)事務従事 者の集中度が低くなり、サービス従業者(D)や単純労務従事者(I)など比較的熟練度の低 い中間技術職 (mid-skills occupation) に集中するようになっている。50 歳代には、サ ービス従事者(D)や単純労務従事者(I)への集中度がより高くなっている。

以上のことから、韓国の女性の就業パターンは結婚・出産・育児などのファミリー・ライフ・サイクルによる影響を受け、多くの女性は就業中断を経験し、子育て期が終わってから再び就業するパターンとなっている。それがまた年齢層における性別職域分離を大きくしていることが明らかになった。

4. 賃金構造とジェンダー

続けて、雇用形態別の時間当たり所定内給与を性別に示した図表 3-3 により、賃金に おけるジェンダー構造を見てみよう。

図表 3-3 雇用形態別・性別時間当たり所定内給与

(単位:ウォン,%)

時間当たり所定内給与

雇用形態	2006		2006		2010	2010		2015		3
計	9, 400		11, 155		13, 753		14, 690			
男性	10, 819	100.0	12, 880	100.0	15, 766	100.0	16, 819	100.0		
女性	6, 959	64. 3	8, 370	65. 0	10, 727	68. 0	11, 507	68. 4		
正規	10, 141	100.0	12, 160	100.0	14, 644	100.0	15, 648	100.0		
男性	11, 436	[100.0]	13, 716	[100.0]	16, 497	[100.0]	17, 614	[100.0]		
女性	7, 482	[65. 4]	9, 161	[66.8]	11, 357	[68.8]	12, 253	[69. 6]		
非正規	6, 608	65. 2	8, 067	66. 3	11, 067	75. 6	11, 739	75. 0		
男性	7, 572	[66. 2]	9, 443	[68.8]	12, 850	[77.9]	13, 681	[77. 7]		
女性	5, 713	[50.0]	6, 732	[49. 1]	9, 402	[57.0]	9, 840	[55.9]		

資料:韓国雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」各年度より作成。

注:[]は対正規男性労働者の比率

まず、女性労働者の時間当たり所定内給与の男性労働者のそれとの比率は、2006年に64.3%から2016年に68.4%にまで少しずつ高まってはいるものの、未だに女性の給与は男性の7割を下回っている。雇用形態別により詳しくみると、男性正規労働者の時間当たり所定内給与を100とした場合、2016年に、非正規労働者の時間当たり所定内給与は、男性77.7、女性55.9と、男女ともに低い。ところが、女性正規労働者のそれは69.6で、男性非正規労働者のそれよりも低い。つまり、賃金の高さは、男性正規、男性非正規、女性正規、女性正規労働者のそれよりも低い。つまり、賃金の高さは、男性正規、男性非正規、女性正規、女性正規、女性正規労働者の順で、雇用形態別によるよりも性別による賃金の格差の方が明らかに大きいことがわかる。この順位は変わることなく、維持されている。

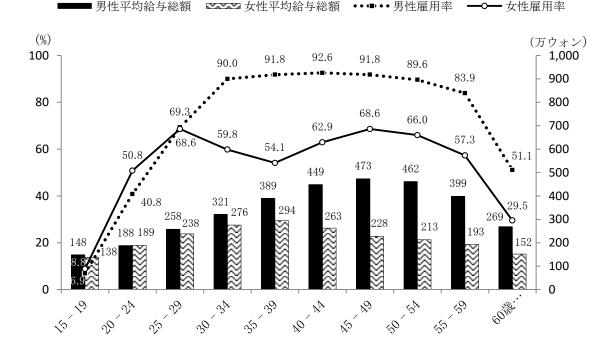
さらに進んで、この 10 年間におけるその変化の推移をみると、女性正規労働者は 65.4 から 69.6 に 4.2 ポイント、女性非正規労働者は 50.0 から 55.9 に 5.9 ポイント上昇したの

に対し、男性非正規労働者は 66.2 から 77.7 に 11.5 ポイントも引き上がった。そのため、2006 年には 0.8 ポイントと比較的小さかった、女性正規労働者と男性非正規労働者との賃金格差は、2016 年には 8.1 ポイントにまで拡大した。他方、女性非正規労働者は、女性正規労働者及び男性非正規労働者に比べ相対的に不安定な動きをみせているのが目を引く。例えば、2010 年に女性正規労働者及び男性非正規労働者のポイントが上昇したのに対して、女性非正規労働者のそれは 1 ポイント近く落ちたし、2016 年に女性正規労働者はその前年度より 0.8 ポイント上昇し、男性非正規労働者はわずか 0.2 ポイン下がったのに対し、女性非正規労働者は 1.1 ポイントも下がったのである。結局、女性非正規労働者は、雇用形態と性による二重の賃金差別を受けていることになる。その規模からすると、2016 年 8 月現在、女性労働者全体の 54.4%、非正規労働者全体の 53.9%を占めるおよそ 468 万 8 千人の女性非正規労働者³⁰が、相対的に低い賃金で雇われていることになる。

もう一歩踏み込んで、年齢階級別による賃金構造から、韓国の労働市場におけるジェンダー構造の特徴を分析してみよう。図表 3-4 は、2015 年の年齢階級別の雇用率および平均給与総額を性別に表したものである。男性の雇用率は逆U字型を示しているのに対し、女性の雇用率はM字型となっている。20歳代までの女性の雇用率は、男性とほぼ同じ動きで7割近くまで達しており、この時期は、男女の賃金格差はそれほど大きくなく、20歳代前半の場合、女性の方がわずかながら男性より高い。ところが、30歳代の出産と育児の時期になると女性の雇用率は減少し、40歳代になってから雇用率は再び上がるものの、男性との賃金の格差は縮まることなく拡大しつづけ、40歳代後半から50歳代までの女性の賃金は男性の賃金水準の半分を下回っている。このような年齢階級別の雇用率及び平均給与総額における男女の格差は、女性のキャリア中断の現状とその問題を露にする。

³⁰ ここでの女性非正規労働者数は、「韓国非正規雇用センター」による正規雇用と非正規雇用の区分基準に基づいて、2016 年 8 月の韓国統計庁「経済活動人口調査・勤労形態別付加調査」の結果を分析したものである。ちなみに、統計庁の分析結果では、女性非正規労働者の数は353 万 8 千人で、非正規雇用労働者全体の54.9%となる。

図表 3-4 性別・年齢階級別雇用率および平均給与総額



資料:韓国統計庁「経済活動人口調査」,雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」2015 年度 より作成。

2016 年の「地域別雇用調査」(図表 3-5 参照)によれば、15~54歳の既婚女性 927 万人のうち 369 万人(39.8%)が非就業女性で、そのうち 191 万人(51.7%)が結婚や出産、育児、介護等を理由に就業中断を経験している。年齢別では、30歳代の女性における就業中断経験率が 53.1%と最も高く、40歳代の女性が 30.8%でその次となっている。そして、韓国雇用労働部「雇用保険データベース」によると、2016年における男性の育児休業者数は7千616人で、2006年の 230人に比べおよそ 33倍と大幅に増加したものの、それは、育児休業者総数8万9千795人の8.5%に過ぎない³¹。すなわち、出産と育児などの責任が依然として女性に集中し、多くの女性が就業中断を経験しなければならない状況におかれているために、女性雇用率はM字型曲線を描いているのである。

^{31 2016}年の育児休業者総数に占める男性の割合は、まだ1割を下回る低いレベルであるが、しかし、2015年の男性育児休業者数、4千872人に比べると、56.3%の増加という急激な変化を示している。これは2016年に、父親の育児休業に対してインセンティブを与える政策である、「父の月」の受給期間が1か月から3か月へと延長されると同時に、給与額の上限が100万ウォンから150万ウォンに引き上げられた効果である。

図表 3-5 既婚女性における就業中断の規模とその要因

2016年

		人数(千人)	割合 (%)
5 ~ 54歳の既婚女性 非就業女性 就業中断女性 結婚 (就 妊娠・出産 業中 所の 子どもの教育 理 由 家族介護		9, 273	100.0%
非就業女性		3, 688	39.8%
就業中断女性		1, 906	51. 7%
	結婚	659	(34. 6%)
(x	妊娠・出産	502	(26. 3%)
業中	育児	574	(30. 1%)
例 の 理	子どもの教育	79	(4. 1%)
(曲)	家族介護	92	(4.8%)
,	15 ~ 29 歳	161	(8.4%)
	30 ~ 39 歳	1,012	(53. 1%)
(年 齢 層)	40 ~ 49 歳	587	(30.8%)
層)	50 ~ 54 歳	146	(7.7%)

資料:韓国統計庁「地域別雇用調査」2016年4月より作成。

さらに、家族の形成及び維持を理由に経済活動を辞め、一度キャリアの中断を経験した女性は、再び経済活動に参加する際、非正規職など低賃金で不安定な職種及び職務に就く可能性が高く、相対的に短くなった勤続年数によって男性との賃金の格差はより大きくなり得る。例えば、図表3-4におけるM字型曲線のくぼみにあたる30歳代後半の雇用されている54.1%の女性の多くは、男性と同じく就業を中断することなく、就職してから自分のキャリアを形成・蓄積し続け、労働市場に生き残っている人々であり、そのため、他の年齢階級よりも高い給与を受け取っている。この女性たちは、キャリアを蓄積し続ける限り、その職業能力に相応しい給与を受け取る可能性は相対的に高いと推測される。しかし、40歳代からは、キャリア中断を経験した女性たちの経済活動への参加によって、雇用率は再び上昇するものの、平均給与は減り続け、女性と男性との格差が広がる。キャリア中断の経験後、経済活動へ復帰した女性の多くの賃金水準は、キャリアを蓄積し続けている女性らの成果をも蚕食するほどなのである。

5. 小結

以上、韓国の労働市場構造における女性労働の置かれている現状を分析した。近年の女性の労働力率の増加は、女性の高い教育水準などによる人的資本の向上や経済活動参加への女性の意志の高まりなどの供給側の要因と、女性の経済活動に対する社会的な認識の変化や産業構造のサービス産業化、少子高齢化の加速化による労働力不足などの需要側の要因とが相まった結果であると言えよう。このような社会環境の変化によって、男性は稼ぎ手、女性は家族ケアの担当者という男性稼ぎ主型モデルは変りつつあるが、性別役割分業の色は根強く残され、男性は稼ぎ手、女性は稼ぎ手及び家族ケアの担当者という共稼ぎ型モデルが一般的になってきている。つまり、多くの女性は、経済活動と家族内の家事や出産・育児などケアの役割も果たさなければならない二重の責任と負担を背負っているのである。

また、1990 年代半ば以降の韓国における女性労働力率の増加は、そのまますべての女性 労働者の地位向上や雇用条件の改善に繋がっているわけではないことがわかる。女性の就業は、家族周期(family cycle)と密接に関係しており、子どもの出産や育児のため、多くの女性はやむなく就業中断を選択する。これが、女性のキャリア開発および労働市場における地位に不利に作用し、女性が再び労働市場へ再参入する際に、不安定で低い賃金しか受け取れないマージナルな仕事に従事する可能性を高めているのである。こうして、女性は周辺的労働市場で就業先を選ばざるを得なくなっているだけでなく、たとえ雇用されたとしても、経済的な独立を図ることはもちろん、貧困から抜け出すことも難しい状況に置かれているのである。

第4章 韓国の福祉政策とジェンダーエクイティ

1. 本章の課題と構成

本章では、第2章と第3章で行った1990年代末以降の韓国における家族および労働市場領域の現状分析の結果を踏まえて、韓国の福祉レジームが、「貧困の女性化」現象に対してどのような意味を持つのかについて検討する。

1987 年に、民主化運動の成果³²のひとつとして全面的に改正された韓国の現行憲法は、「すべての国民は、人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利」(憲法第 10 条)、「人間としてふさわしい生活を営む権利」(第 34 条第 1 項)、「健康で快適な環境で生活する権利」(第 35 条第 1 項)を有すると定めたうえで、国家に「社会保障・社会福祉の増進に努める」(第 34 条第 2 項)ことを義務付けている³³。すなわち、韓国の現行憲法は、福祉国家の軸心をなす理念である生存権³⁴を保障しているのである。なかでも女性に関しては、次のように定めている。「女性の勤労は特別な保護を受け、雇用・賃金および勤労条件において不当な差別を受けない」(第 32 条第 4 項)。国家は「女性の福祉と権益の向上」(第 34 条第 3 項)および「母性の保護」(第 36 条第 2 項)のために努力する義務がある。

現行憲法の条文を見る限り、韓国はすでに福祉国家体制が整備されているかのようにみ える。だが実際には、1997年末のアジア通貨危機を契機として、それまでは非常に乏しか った社会保障を全面的に整備・拡充しつつ、積極的雇用創出政策を中心とする「福祉国家」

^{32 1987} 年の韓国における「6.10 民主抗争」のスローガンは、「護憲撤廃」と「独裁打倒」であった。それは、「6.10 民主抗争」が「民主化社会への移行」と同時に「改憲」を目標とした運動であったことを意味する。6 月 29 日に、当時大統領候補者であった盧泰愚民正正義党代表最高委員によって発表された「6.29 民主化宣言」の主な内容は、大統領直接選挙制改憲の実施と平和的な政権交代、民主化運動関連政治犯の赦免・復権措置、人権保障の強化、言論の自由を保障・強化するための措置実現、地方自治の実現と教育の自由化の実現、相互信頼の共同体実現などであった。

³³ 韓国憲法改正の経過やその事情に関しては、閔炳老 (2003) が詳しい。大韓民国憲法全文は、韓国国家法令情報センターのホームページ (www. law. go. kr) を参照。

³⁴ 林健久は、「福祉・社会保障のカバリッジ」と「福祉国家」とが同義に用いられたり、同義であることを前提に議論されたりすることにたいして問題を提起し、国家論として「福祉国家」を論ずるためには、「それ以前の国家の形や機能や統合の理念などに何らかの不連続な変化が生じている」ことを示さねばならず、しかもその変質が社会福祉・社会保障制度を核として生じたことを示すべきであると主張した(1992:3-5)。それに続いて、生存権は、社会主義国家・全体主義国家への対抗として成立し存続している福祉国家の軸心を成す理念であり、「憲法にそれが記されると否とを問わず、第1次世界大戦後の西欧諸国で労働者階級や中間階級を背景にした政権が成立し、国民生活安定のための施策が広く採られた」と述べた(1992:14-16)。

作りに乗り出した、遅れた後発福祉国家なのである。

本章では、韓国の福祉国家レジームの特徴やその背景、具体的な政策内容とその展開が、「ジェンダー化した貧困」とどのように結びついているのかを考察する。第2節では、19 90 年代末以降の韓国における福祉国家レジームの特徴を分析する。第3節では、「生産的福祉」の具体的な政策と貧困問題との関連について、「国民基礎生活保障法」による「自活事業」を取り上げて実態を分析し、第4節では、仕事と家庭の両立支援政策(work-life balance)、とりわけ育児休業制度に焦点を当てて検討する。第5節では、社会保険制度のカバー率およびその受給の規模におけるジェンダー非対称性の実態を分析するとともに、ジェンダーセンシティブな制度改革およびその実践の持つ意義を考察する。

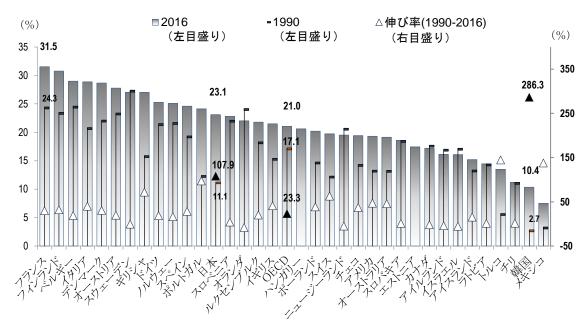
2. 1990年代末以降の韓国における福祉レジーム

エスピンーアンデルセン (1990=2001) は、先進資本主義諸国を「脱商品化」と「階層化」という指標を用いてクラスター化し、自由主義的福祉国家、保守主義的福祉国家、社会民主主義的福祉国家の3つの類型を提示した。それ以来、比較福祉国家研究において、類型論が代表的な方法論の位置をしめるようになった。ところが、日本や韓国など東アジア諸国・地域は、その3つの福祉レジーム類型に当てはまらず、どのように位置づけられるのかという問題が生じる35。特に韓国は、1997 年末の経済危機をきっかけに遅れて福祉国家の体制整備に乗り出した「後発福祉国家」36で、ここ 20 年の間、福祉政策において圧縮的・高速的変化を経験しており、福祉国家の形成における歴史的経緯やその内容において、西欧諸国のそれと異なる展開をみせてきた。図表 4-1 は、0ECD 諸国における社会保障費用(Social Expenditure)の対 GDP 比を表したものであるが、韓国は 1990 年の2.7%から 2016 年の10.4%へと上昇した。他の0ECD 諸国に比べまだ低い値であるものの、その伸び率は0ECD 全体の伸び率 23%

³⁵ エスピンーアンデルセンの三つの類型には当てはまらない点においては日本も同様である。エスピンーアンデルセンは、『福祉資本主義の三つの世界』の「日本語版への序文」において、日本は三つのすべてのレジームの要素を組み合わせていると述べた。すなわち、日本の福祉システムは、雇用の拡大と完全雇用については社会民主主義レジーム、家族主義や地位によって分位した社会保険については保守主義レジーム、残余主義や私的な福祉に強く依存することについては自由主義レジーム、と共通している。しかし日本の福祉システムは、まだ発展途上にあり、完成体の段階に到達しておらず、依然として可塑的で、形が定まらない状態にあるため、最終的な判定は猶予する必要があると結論付けた(Esping-Andersen, 1990-2001:vi-xiv)。

³⁶ 金成垣 (2008) は、横の類型論ではなく、縦の動態論に焦点をおき、「後発福祉国家」の歴史的文脈から韓国の福祉国家体制を分析した。

の12倍を超える286%に達している。



図表 4-1 OECD 諸国における社会保障費用の対 GDP 比 (2016 年, 1990 年)

資料:OECD(2016)「OECD Social Expenditure database」より作成。

注:2016年とされている値は、日本は2013年、ニュージーランド、カナダ、チリは2015年、トルコは2014年、メキシコは2012年のデータ。1990年とされている値は、スロベニアは1996年、スロバキア、イスラエル、チリは1995年、ラトビアは1997年のデータ。

宮本 (2008) は、戦後の福祉国家の展開を大きく三つのステージに区分している。第 1 段階は、福祉レジームと雇用レジーム³⁷の基礎構造が生み出される福祉国家の形成期で、 欧米諸国では、1940 年代から 1960 年代にかけて、福祉・雇用レジームの原型が形成された³⁸。特にヨーロッパの場合は、1950 年代から 1960 年代に、高度経済成長を背景に福祉国 家が拡大・成長していくというプロセスをたどり、この時代は「福祉国家の黄金時代」と

³⁷ 宮本(2008)は、生活保障の観点から福祉国家を分析する。生活保障のためには、雇用にかかわる制度(雇用レジーム)と社会保障や福祉の制度(福祉レジーム)との連携が必要であり、その実現は福祉政治にかかわると述べた(宮本,2008:12)。

³⁸ 日本において、福祉国家形成が実質的に進むのは、1960 年代から 1970 年代になってからで、日本は福祉・雇用レジームの形成期の遅れやその改革動向などに関して、独自の展開をみせてきた「後発福祉国家」である。この「後発福祉国家」の視点からの研究としては、宮本(2003; 2008)、武川(2007)、金成垣(2012)を参照されたい。

も呼ばれる³⁹。第 2 段階は、福祉国家の削減期である。二度にわたるオイルショックを経て 1980 年になると、高度経済成長から低成長経済への移行と財政赤字、人口構造の高齢化を背景に、アメリカやイギリスをはじめとして、福祉国家の抑制・削減の試みが広がった。 1981 年に 0ECD が『福祉国家の危機』と題する報告書を公開してから、福祉国家見直しの論議は頂点に達した。そして第 3 段階は、1990 年代からの福祉国家の再編期で、グローバリゼーションと脱工業化をふまえた福祉国家の根本的な改革が模索される段階となる。このステージでは、一方においては、失業手当など扶助的給付を増大し、従前所得に対する社会保障給付の代替率を引き下げるなど、福祉国家の中核的なプログラムをめぐる制度改革が本格化しているが、他方においては、ポスト工業化社会における「新しい社会的リスク」(Taylor-Gooby, 2004)がに対処し女性の雇用を拡大するために、保育や介護のサービスを強化している。すなわち、第 3 段階では、既存の福祉国家の枠組みを前提とした削減ではなく、福祉国家のより根本的な再編を行うのである(宮本, 2008:61)。時間軸に沿ってまとめると、20世紀前半から 1970 年代前半までが福祉国家の形成期(第 1 段階)、1970年代後半から 1980年代が福祉国家の削減期(第 2 段階)、1990年代から福祉国家の再編期(第 3 段階)となる。

ところが韓国は、1997年末の経済危機直後、すなわち、多くの西欧諸国が、福祉国家の削減期を経て「新しい社会的リスク」に対応すべく、福祉国家の根本的な再編に取り組んでいく時期に、遅れて本格的な福祉国家形成を開始した。それはある意味、韓国社会が、失業・老齢・疾病などといった古い社会的リスクに対応するだけでなく、ポスト工業化社会への移行にともなう新しい社会的リスクにも同時に対応して行かなければならない状況に置かれたことを意味する。以下では、1990年代末の経済危機前後の韓国における福祉レジーム形成の時代背景を探ることにする。

39 武川 (2002:6)、藤田 (2005:86)。

⁴⁰ テイラー・グービー (Taylor-Gooby, 2004) によれば、「新しい社会的リスク」は、ポスト 工業化社会への移行にともなう社会経済構造の変化の結果として、人々がそれぞれのライフ コースのなかで直面する危機のことで、伝統的な福祉国家のプログラムでは対応できない新 しい危機である。例えば、仕事と家庭生活の両立困難によってもたらされるケアの危機、労 働市場の柔軟化による不安定な雇用問題、民営化などによる福祉縮小問題などがあげられる。

2.1 労働市場の柔軟化政策の展開

IMF から、救済融資を受ける条件として経済の構造改革を強いられた韓国政府は、労働市場改革として柔軟化政策を推進した⁴¹。労働市場の柔軟化政策の本格的始まりは、1998年2月9日、労働組合(労働者)、企業(使用者)、政府の三者で構成される「労使政委員会」において、「経済危機の克服のための社会協約」(90項目)が締結されてからである。「労使政大妥協」とも言われる合意の核心的な内容は、やむを得ない経営存続上の理由がある場合に常用労働者の解雇を認める「整理解雇制」⁴²と、製造業の直接生産工程業務を除いた専門知識・技術または経験を必要とする大統領令で定めた 26業務を派遣対象業務とする「派遣勤労者保護などに関する法律」(以下「派遣法」と略す)⁴³とを導入することであった。「労使政大妥協」からたった11日後の1998年2月20日、「整理解雇制」は「勤労基準法」の改正と同時に施行され、また同日、「派遣法」が制定され、1998年7月1日から施行されることとなった。

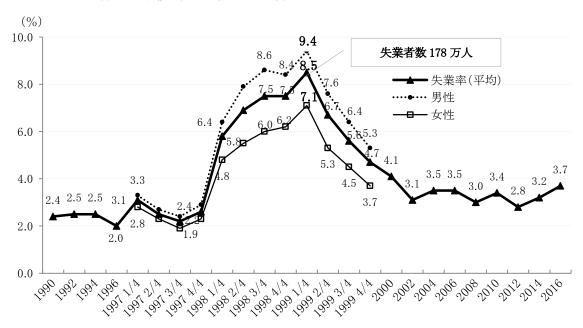
図表 4-2 は、1990 年から 2016 年までの韓国の失業率の推移を表わしたものである。1 990 年代半ばまでは 2.5%前後と、比較的低いレベルの安定した値を示していたが、1998 年に入ってから急激に跳ね上がった。失業率は、「整理解雇制」が施行されはじめた 1998 年の第1 四半期に 5.8%、第3 四半期に 7.5%と上がり続け、1999 年の第1 四半期にはもっとも高い 8.5%を記録し、失業者数はおよそ 178 万人に達した。なかでも、1999 年第1 四半期における男性の失業率は 9.4%に達したことが目をひく。すでに、本論文の第3章(図表 3-1) において確認したように、1997 年末経済危機の前後における男性賃金労働者の内部構造は、常用労働者の減少と、臨時・日雇い労働者の増加という変化を表していた。そ

⁴¹ 1997 年 12 月 3 日に、韓国政府と国際通貨基金 (IMF) の間で合意された韓国経済再生プログラム (「IMF 意向書 (a letter of intent)」と呼ばれる) では、貿易の自由化、資本市場の開放、金融改革、企業の構造調整、労働市場および税制改革などについての韓国政府の移行計画と 3 年間 155 億 SDR (IMF の特別引出権、210 億ドル) 規模の資金融資に関する内容が含まれていた(韓国行政安全部国家記録院「今月の記録」、2007 年 12 月)。ちなみに、労働市場の柔軟化については、「IMF 意向書」第 3 8 項に含まれていた。

⁴² 「整理解雇制」は、「勤労基準法」第 31 条「経営上の理由による雇用調整」(1997 年 12 月 24 日施行)を「経営上の理由による解雇の制限」に改正することによって導入された。第 31 条第 1 項においては、「経営悪化を防止するための事業の譲渡・合併・買収は、やむえない経営上の必要とみな」され、実質的に大量の失業者を生み出す制度的基盤となった。

⁴³ 政府が提示した最初の「派遣法」案は、派遣業務の対象を原則的自由化すものであったが、 労働組合に反対され、製造業の直接生産工程業務を除いた専門知識・技術または経験を必要 とする大統領令で定めた 26 業務を対象とすることに修正・合意された。「派遣法」には、派 遣業務の対象のほかに、派遣業務の手続きの簡素化、政府監督機能の最小化、派遣期間の制 限(1年以内、ただし当事者間の合意で1年延長可能)等の内容が含まれている。

れは、「整理解雇制」の施行後に大量に生み出された失業者のうち、常用労働者の割合が高かったことを意味する。



図表 4-2 失業率の推移 (1990年~2016年)

資料:韓国統計庁「経済活動人口調査」(求職期間1週間基準,2016年4週基準)各年度より筆者作成。

例えば、「整理解雇制」施行から2か月も経たない1998年4月16日、韓国の大手自動車メーカー・現代自動車は、従業員4万6千人のうち2割ほどの9千~1万人を減員する方針で44、希望退職を実施してから残りを整理解雇するとの計画を発表した。数十回にわたる経営者側と労働組合との交渉で、同年8月24日に最終的に合意された雇用調整の規模は、整理解雇対象労働者277人、1年無給休業対象労働者1,261人と、合わせて1,538人におさまったものの、その時はすでに5回にわたる希望退職の実施で8,350人の労働者が退職し、実質的な雇用調整はすでに終了していたのである。

このような超高速の雇用調整は、大手民間企業においてだけでなく、韓国政府が金融機関の統廃合および公企業の民営化方針を強めたことによって、金融機関や公企業などの公共部門においても急速に進められた。まず、金融部門における構造改革として、韓国政府

^{44『}中央日報』1998年4月17日。

は、五つの銀行の整理、銀行の合併と金融持株会社を通じた金融機関の大型化、公的資金を注入し実質的に国有化した銀行の民営化などを推進した。韓国政府は、非銀行金融機関に対しては、不良債権処理及び自己資本の拡充のために、総合金融会社の経営正常化計画を評価して、BIS 自己資本比率8%達成という目標を持続的に点検したり、再生不可能な金融機関に対しては、営業停止、認可取消、合併、解散などで市場から退出させたりする、未曾有の大胆な構造調整を行った。

図表 4-3 は、1997 年末から 2000 年末までの韓国の金融機関における構造調整の現況を表したものである。まず、3 年間の金融機関数の変動をみると、1997 年末の 2,144 社から認可取消、合併、解散・破産などで 489 社 (22.8%) がなくなり、2000 年末に 1,655 社となった。金融機関の役職員数は、1997 年末の 317,623 人から 2000 年末の 227,115 人と、90,508 人 (28.5%) が減少した。特に、この 90,508 人の 84.6%を占める 76,582 人が、1998年度中、すなわち、1997年末の経済危機発生直後の1年以内に職を失ったということは、韓国政府の金融機関に対する構造調整が短期間で強力に展開されたことを意味する。

次に、公企業における構造改革として、韓国政府は、イギリスのサッチャー政府の民営 化政策をモデルとして、1998年7月3日に「第一次公企業民営化計画」、同年8月4日に 「第二次公企業民営化及び経営革新計画」を発表し、強力な公企業の民営化政策を展開した45。その具体的な内容は、2000年までに19の公企業の55の子会社のうち、40社を民営 化、6社を統廃合、8社を子会社に存置しながら構造調整を行うということだった46。それ にともなって、2000年まで41,257人の人員を段階的に減縮するために、1998年には13,6 69人、1999年には14,796人と、その達成数値を目標に掲げた。1999年4月22日に報告 された「公企業経営革新及び構造調整実績」47によれば、1998年には実際に、16,532人の 人員減縮を行い、当年の目標を21%も上回っていた。1999年3月現在には、当年目標の5 7%となる8,442人を減縮し、延べ24,974人の雇用調整を達成した。

45 1998 年 8 月 4 日、韓国企画予算委員会は、7 月 3 日に発表した「第一次公企業民営化計画」 を行政改革委員会の諮問、公聴会の開催、労働組合代表など利害関係者との面談などを通じ て各界各層の意見を収斂し、関係機関の協議を経てから、「第二次公企業民営化及び経営革

新計画」を発表した(企画予算委員会、「報道資料」1998年8月4日)。 46 YTN (連合ニュース所属のテレビ局) は、自己構造調整を行うこととした。

⁴⁷ 韓国企画予算委員会「公企業経営革新及び構造調整実績」1999年4月22日。

図表 4-3 韓国における金融機関の構造調整の現況 (1997 年末~2000 年末)

(単位:社,人)

	1997年		1998年		1999年		2000年		増減(2000-1997)	
	金融機関数	役職員数 ^{注1)}	金融機関数	役職員数	金融機関数	役職員数	金融機関数	役職員数	金融機関数	役職員数
総数	2, 144	317, 623	1, 998	241, 041	1,816	239, 155	1, 655	227, 115	△ 489	△ 90, 508
銀行	33	145, 530	26	102, 519	23	97, 738	22	92, 560	△ 11	△ 52,970
一般銀行	26	113, 994	20	75, 677	17	74, 744	17	70, 559	△ 9	△ 43, 435
証券	36	26, 771	31	22, 355	32	32, 005	43	36, 708	7	9, 937
投信	30	4, 217	24	3, 668	23	3, 352	27	1, 243	\triangle 3	△ 2,974
保険	50	82, 884	45	64, 552	46	61,608	40	53, 902	△ 10	△ 28,982
非銀行	1, 995	58, 221	1,872	47, 947	1,692	44, 452	1, 523	42, 702	△ 472	△ 15,519
総合金融	30	3, 646	13	1, 289	10	943	6	465	△ 24	△ 3, 181
貯蓄銀行	231	9, 975	211	7, 971	186	6,610	147	5, 781	△ 84	△ 4, 194
信協	1,666	30, 122	1, 592	27, 775	1, 442	26, 313	1, 317	24, 424	△ 349	△ 5,698
与信専門注2)	68	14, 478	56	10, 915	54	10, 586	53	12, 032	△ 15	△ 2,446

資料:金融監督院「最近の金融産業発展の現況及び特徴」2002年3月より筆者作成。

注1)役職員に海外職員含み、外部委託除外。

注 2) クレジットカード会社・リース社・割賦金融社、新技術金融社。

すなわち、公企業の民営化にともなう雇用調整は、公企業間で競い合うような勢いで目標値を上回るスピードで着実に実行され、わずか8ヶ月で、2000年末までとされていた目標値の60.5%を達成したこととなった。その時期は、失業率の最も高かった1999年第1四半期と重なる。韓国政府は、公企業を民営化することで、効率的で合理的な経営が保証されるかのように、非常な勢いで公企業の民営化を進めつつ雇用調整を行い、政府自ら主導的に労働市場の柔軟化を推し進めたのである。

不況や経済危機の際に、臨時・日雇い労働者など弱い立場にいる人々が、その打撃を真っ先に被るのは言うまでもない。韓国における 1997 年末の経済危機の特徴は、むしろ、経済危機以前には相対的に高賃金で安定的だった熟練・中堅労働者やホワイトカラーまで、雇用が不安定化したことであろう48。経済危機後、緊急融資を条件に IMF の構造調整プログラムを迫られた韓国政府は、「ワシントン・コンセンサス」といわれる新自由主義政策、すなわち、小さな政府、規制緩和、市場の自由化、民営化などを、政府主導で展開した。「整理解雇制」および「派遣法」の導入によって労働市場の柔軟化が進展し、大手企業や金融機関、公企業及びその子会社など、比較的高い賃金と定年までの安定した雇用が保障されると考えられていた常用労働者が、突然、大量に失業状態に陥ったことの、韓国社会経済に与えた衝撃は非常に大きかった。

非常な勢いで労働市場の柔軟化政策を展開した韓国政府は、しかし、社会の根幹を揺るがしかねないほどに大量に発生した失業者やホームレス、貧困などの社会問題に逢着し、これに至急に対処しつつ、社会安全網を構築しなければならない状況に置かれることになった。それまでの韓国政府は、いわゆる「先成長・後分配」という標語が象徴的に示すように、経済成長を高めることをまず何よりも最優先課題とする経済開発政策を掲げていた。韓国政府は、1970年代から1980年代にかけて、高度経済成長を遂げてきたにもかかわらず所得再分配や社会福祉をあと回しにしてきたが、1997年末の経済危機によって、前例のない大量失業や貧困問題の解決に、迅速かつ積極的に取り組まざるをえなくなったのである。そこで、韓国政府は、社会保障制度すなわち社会保険・公的扶助・社会福祉サービスと、雇用保障すなわち雇用の創出・拡大とを二つの柱とする福祉レジームの整備に乗り出した。

⁴⁸ 1997 年末の経済危機後の韓国における労働市場の柔軟化については、横田 (2003) を参照の こと。

2.2 少子高齢化

1990 年代末の大量失業と貧困問題への対処として韓国政府は、所得保障を中心とした社会保障制度を整備し、雇用の創出・拡大を実現するための雇用保障政策を推進した。ところが 2000 年代に入り、韓国社会は、非常に速いスピードで進行する少子高齢化という新たな社会問題に直面する。出生率が急速に低下するなかで、平均寿命49は猛スピードで世界トップレベルに延び(図表 4-4 参照)、65 歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合(高齢化率)は予想を超えるスピードで進行している。

図表 4-4 平均寿命の国際比較

(単位:年)

			女		 男
国	年	平均寿命	延伸	平均寿命	延伸
日本	2016 2000	87.1 84.6	2.5	81 77.7	3.3
韓国	2015 2000	86.2 79.7	6.5	79 72.4	6.6
フランス	2015 2000	85.4 82.7	2.7	79.3 75	4.3
イタリア	2015 2000	84.8 82.4	2.4	80.5 76.3	4.2
オーストラリア	2015 2000	84.8 82.2	2.6	80.9 76.7	4.2
スウェーデン	2015 2000	84 81.9	2.1	80.7 77.3	3.4
イギリス	2015 2000	83 80.1	2.9	79.4 75.3	4.1
アメリカ	2015 2000	81.6 79.5	2.1	76.9 74	2.9

資料:WHO「Life tables」、韓国統計庁「完全生命表」、日本厚生労働省 「平成28年簡易生命表の概況」により作成。

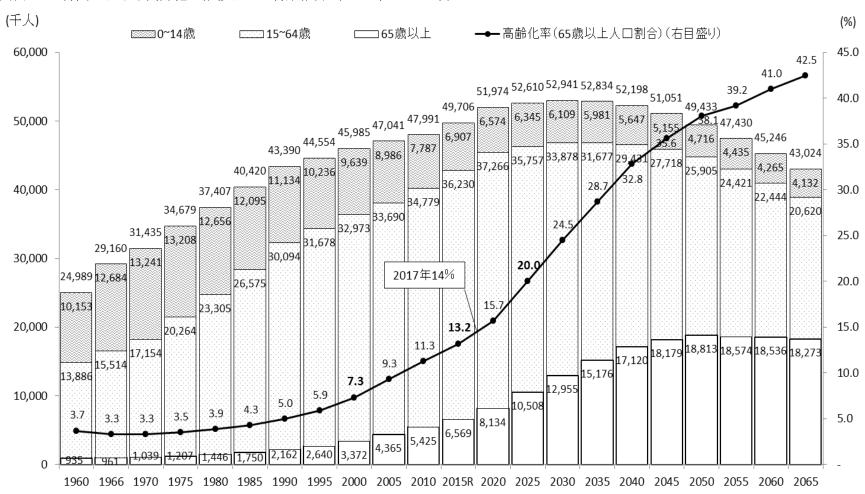
⁴⁹ 平均寿命は、一定期間の死亡率が今後とも同じであると仮定し、ゼロ歳の人が平均してあと 何年生きるかを表した、ゼロ歳の平均余命のことをいう。

図表 4-5 より、高齢化率の推移を確認してみよう。ちなみに国連(United Nations)は、 高齢化率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、20%を超えると 「超高齢社会」と区分している。韓国は 2000 年に、高齢化率が 7.3%に達し、「高齢化社会」に突入した。

韓国の高齢化のスピードは、世界でもっとも速いとされていた日本のそれよりも速く、「高齢化社会」に進入してから 17 年経った 2017 年 8 月現在⁵⁰、韓国の高齢化率は 14.0% を超えている。 2006 年の韓国統計庁の「将来人口推計結果」によれば、韓国は、2018 年に「高齢社会」に到達し、2026 年に「超高齢社会」になると予想された。しかし、実際には予想より 1 年速く「高齢社会」に到達し、「超高齢社会」となるに要する期間も短縮される恐れがある。図表 4-6 より、主要国における高齢化率の 7%から 14%になるまでに要した期間を比較しても、韓国の高齢化のスピードが非常に高いことがわかる。例えば、「高齢化社会」から「高齢社会」への到達に要した期間は、日本が 24 年、ドイツとイギリスがそれぞれ 40 年と 46 年、アメリカが 72 年、フランスはもっとも長い 115 年かかったのに対し、韓国はわずか 17 年で到達したのである。

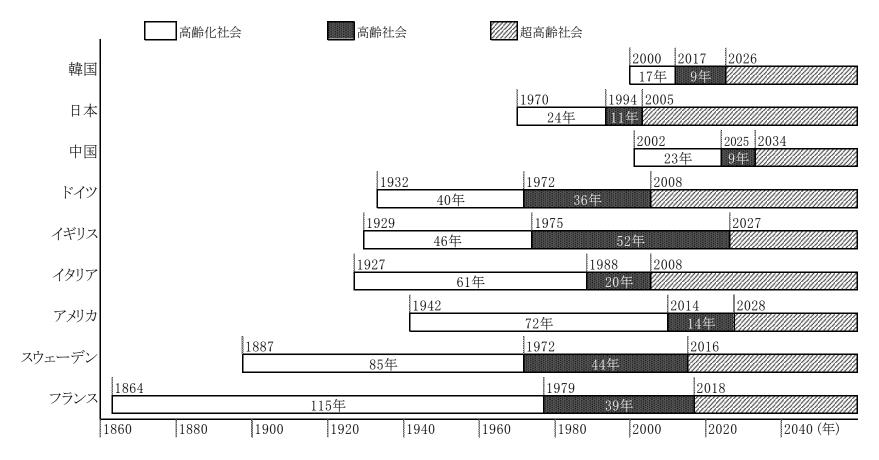
50 韓国行政安全部「報道資料:2017年8月末住民登録人口数」(2017年9月3日)による。

図表 4-5 韓国における高齢化の推移および将来推計 (1960 年~2065 年)



資料:韓国統計庁「2016 高齢者統計」及び「将来人口推計:2015~2065」より筆者作成。

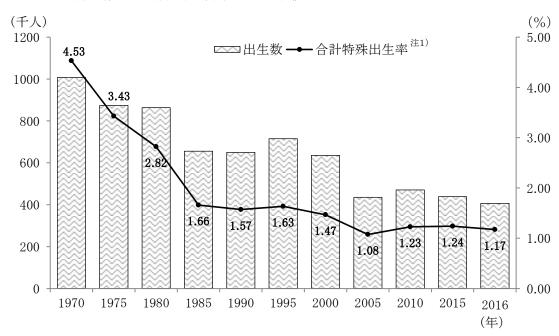
図表 4-6 主要諸国における高齢化の状況



資料:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2017年)より筆者作成。

注)1950 年以前はUN, The Aging of Population and Ist Economic and Social Implications (Population Studies, No. 26, 1956) および Demographic yearbook, 1950 年以降はUN, World Population Prospects: The 2015 Revision (中位推計) による。ただし、日本は総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」に、韓国は統計庁「2016 高齢者統計」及び「将来人口推計: 2015~2065」による。

韓国の高齢化率の急激な上昇の背景に、平均寿命の延びのほかに、出生率の低下がある。図表 4-7より、韓国の出生数および合計特殊出生率の推移を確認してみよう。生まれた子どもの数(出生数)は、2002年に49万2千人にまで減ってから、40万人台にとどまっている。また、合計特殊出生率は、2000年代に入って1.50を切り、2005年に1.08と最低記録を更新し、2010年代に入ると1.2前後で横ばい状態が続いている。



図表 4-7 出生数及び合計特殊出生率の推移

資料:韓国統計庁『2016 年人口動態統計年報(総括・出生・死亡編)』より筆者 作成。

注 1) 合計特殊出生率は、15~49 歳までの女性の年齢別における出生率を合計 したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す指標で ある。

このような少子高齢化の急速な進展は、将来の生産年齢人口の減少や人口構造の変化に伴う扶養負担の増大など、幅広い社会問題を引き起こしかねない。 韓国政府は国家戦略として「仕事と家庭の両立」を掲げ、とりわけ女性の労働力率を引き上げることで、生産年齢人口を確保するとともに、出生率の上昇や育児・介護などに関わるケア・サービスを拡充するなど、膨大な予算を投入し ながら積極的に少子高齢化対策に取り組んできた。だが、出生率の低迷と女性 労働力率の推移を見る限り、その結果は限定的なものであったといわざるをえ ない。

2.3 「生産的福祉」

1997年代末の経済危機後の韓国において、古い社会的リスクとされる大量失業や貧困と、新しい社会的リスクとされる少子高齢化問題とがほぼ同時に発生し、しかも非常なスピードで進展したことを確認したが、これらの社会的リスクへの韓国政府の対処は、雇用と福祉とを連携させる、いわゆる「生産的福祉(DJ Welfarism)」政策を展開することであった。「生産的福祉」という考えは、金大中(キム・デジュン:1998年2月25日~2003年2月24日)元大統領が、1999年の「新年辞」においてはじめて公式的に提示したもの51で、同年8月15日の「光復節慶祝辞」には、「生産的福祉」は、「民主主義」、「市場経済の発展」とともに国政基本理念の三位一体をなす新しい理念とされた。

「[……]絶対多数の国民が中産階層になれるよう努めます。中産階層の育成と庶民生活向上を目標に、人間開発中心の生産的福祉政策を積極的に展開してまいります。国民基礎生活保障法が国会を通過しました。これから、最低生計費以下のすべての困っている国民に、生計、教育、医療など、基本生活を制度的に保証することができるようになりました。[……]医療保険、雇用保険、国民年金、労災保険など4大保険制度を内実化して国民が一生、安心して生活していけるように社会保障制度を確立します[……]」(金大中元大統領光復節慶祝辞、1999年8月15日)(傍点筆者)

^{51「}生産的福祉」という言葉が初めて提示されたのは、金大中元大統領の 1999 年「新年辞」においてであるが、それは、金大中が 1969 年に主唱した「大衆経済論」(『新東亜』, 1969 年 11 月)に内在している福祉哲学を具体化したものである。金大中の「大衆経済論」は「大企業を中心とした権威主義的な経済開発成長政策に対する対案モデル」である。「大衆経済論」とは、「社会の実質的な生産力である労働大衆の知恵と能力を最大限に発揮すると同時に、彼らの福祉を『制度的に』、そして『事前的に』保障する経済システムを形成し、彼らの権益を永続的に保障・拡大する経済政策」である (Yang, 2017: 231-232)。

大統領秘書室生活の質向上企画団(以下、企画団)(2002:19)によれば、「生産的福祉」論の基礎をなすのは、「人権と市民権としての福祉」、「仕事を通じての福祉」、「社会的連帯としての福祉」がである。すなわち、「生産的福祉」は、「過去の成長主義が招いた人権軽視と福祉最小化の弊害を是正し、成長と分配の均衡を追求する新しい社会発展戦略」であり、すべての国民が人間としての尊厳を維持できる、「基礎的な生活を保障すると同時に自立的かつ主体的に経済・社会活動に参加できる機会を拡大し、分配の公平性を高めることによって、生活の質(Q0L)を向上させ、社会発展を追求する国政理念」である(企画団、1999:33)。

金大中政権が「生産的福祉」理念のもとで実行に移した福祉制度改革の内容は、大別して三つにまとめられる。第一は、国民基礎生活保障制度の実施である。毎年、政府が発表する公式的な貧困線を基準にして、労働能力の有無にかかわらず、すべての国民の最低生活を権利として保障する。第二は、四大社会保険制度の拡充および内実化である。社会保険の適用対象の普遍化と制度構想における社会連帯および社会統合の原則の採用で、社会安全網の基礎を構築する。第三に、社会福祉サービスを拡充し生活の質を高めることである(イ,2006:61-62)。

金大中政権は、社会保障制度の拡充および社会福祉サービスの拡大によって 社会安全網の構築を図りつつ、その具体的な内容において、雇用と強く連携し たワークフェア政策を展開しようとした。また、経済危機後の国家財政の逼迫 のなかで、より普遍的な制度への転換と、給付水準の抑制および自己負担の拡 大が同時に進められた⁵³。例えば、社会保障の基本的枠組みは、自助を基本的 な仕組みとする4大社会保険の適用範囲の拡大に重みが置かれたし、2000年1 0月から施行された「国民基礎生活保障法」は、すべての国民をその対象とす

⁵² 株本 (2009:19) は、「生産的福祉」理念が、「人権と市民権としての福祉」の脱商品化的な志向と、「仕事を通じての福祉」の(再)商品化的な志向との矛盾を抱えていることを指摘し、それは、「福祉国家における最低限の権利を保障することと、先進福祉国家で新しい経済・社会構造に対応するために既に実行されているワークフェアによって人的資本を育成することの両方の実現が求められている」韓国の現状を表していると主張した。

⁵³ 宮本(2008:144)によれば、福祉レジーム再編の基底には二つの流れ、すなわち、第一に、財政の逼迫を強調し、給付水準の抑制と自己負担の拡大を進める

ることでより普遍的な制度へと転換した⁵⁴ものの、労働能力のある者への支援を職業訓練や自活事業への参加に連携させることで、ワークフェアの性格を強めた。

参加型民主主義を掲げた廬武鉉 (ノ・ムヒョン:2003年2月25日~2004年3月12日、2004年5月14日~2008年2月24日) 政権は、「生産的福祉」を継承・発展させる「参与福祉」論を打ち出し、国家の責任強化、普遍的福祉の実現、民間の参与拡大という三つの政策基調を公表した。

具体的には、国民基礎生活制度の扶養義務者の所得基準緩和(最低生計費の120%から130%へ)、ボーダーライン層の医療費本人負担率の引下(15%から10%へ)、自活事業・社会的雇用事業・創業支援制度の強化、国民年金の財政安定化のための改革、医療保険の保障率の引上げ、基礎老齢年金制度の実施、低所得労働者の脱貧困を支援するための EITC (勤労所得税額控除)制度の導入、児童保育サービスの拡大、老人長期療養保険制度の導入、「障害者差別禁止法」制定など、「社会権的所得保障から仕事を通じた福祉、人的資源投資型社会福祉サービスへと」拡大するものであった(イ,2006:64-65)。廬武鉉政権は、経済と福祉の持続的成長を可能ならしめる、中長期的ビジョンや社会投資戦略を提案し続けた。2006年8月には、政府・民間合同作業団によって企画された国家長期総合戦略・「ビジョン 2030一共にゆく希望の韓国」55を提案、2007年には、福祉・文化への支出を、経済成長につながる国家の社会投資として位置づける「社会投資国家論」を展開した。なかでも、社会福祉サービス投資と健康投資の二つが強調され、サービス供給機関の間の競争を通して、ケア・サービス市場を活性化させるための4大バウチャー事業(重症障害者活動支援事業、

流れと、第二に、より普遍主義的な制度への転換をめざす流れとがある。

⁵⁴ 韓国の 1961 年に制定された「生活保護法」は、家計所得が最低生計費を下回る 世帯であっても、世帯員のうち、18 歳~64 歳の労働能力のある者が含まれてい ると、給付の対象から排除した。他方、「国民基礎生活保障法」の制定をめぐっ て議論されたのは、家計所得が最低生計費を下回るすべての世帯に対し、年齢、 労働能力の有無に関係なく、衣食住、医療、教育などの基礎生活を保障するこ とであったが、後に、「条件付き受給者」として働く条件で給付が提供される制 度として施行された。

⁵⁵ 廬武鉉政権の「ビジョン 2030」の企画に携われていた企画予算処官僚らが、2017年に文在寅政府によって任用されてから、当時、非現実的であるとの理由で廃棄された「ビジョン 2030」に再び注目が集まっている(韓国朝鮮日報, 2017年5月24日付(総合 A2 面))。

産婦・新生児健康管理支援事業、老人ケア総合サービス、家事介護訪問支援事業)を 2007 年から推進した。低出産・高齢化に対応するための「低出産高齢化社会基本計画(セロマジプラン 2010)」が策定され、出産率を上げるためのプランとして、子ども養育の支援、放課後スクール、仕事と家庭の両立インフラの拡充56など、安定的な老後所得保障プランとして、リバースモーゲージ制度の拡大、基礎老齢年金制度の導入57、高齢者の経済活動参加促進などが推進された(チェ, 2014:103-104)。

李明博(リ・ミョンバク:2008年2月25日~2013年2月24日)政権と朴槿惠(パク・クネ:2013年2月25日~2017年3月10日)政権においても、福祉拡大の基調はそのまま維持され、廬武鉉政権によって導入された福祉制度が本格的に追求された(Kim & Nam, 2011:127-129)。李明博政権の「能動的福祉」は、貧困や疾病など社会的危険の事前予防、危険にさらされている人々の仕事を通じて再起、経済成長をともにする福祉を志向し、庶民や零細事業者の負担を軽減させる生活福祉を強調したが、形式的には廬武鉉政権の福祉政策と類似したものであった。朴槿惠政権の「生涯周期別提案型福祉」は、ライフ・サイクルに合わせた雇用・福祉の推進戦略を通じて国家発展の好循環を指向するものであった。具体的には、公的扶助の死角地帯を解消し、労働誘因を強化するために、基礎生活保障制度の受給基準を最低生計費から基準中位所得に変更し、受給者の希望(生計、医療、住居、教育)を受け、分離して支給する個別給付体系に転換、基礎年金制度の導入、保育に対する国家責任強化(養育手当、保育料支援の拡大)、普遍的医療保障の拡大、4大重症疾患(心臓、脳血管疾患、難病)に対する保障性の強化などの制度改善を推進した。

このように、1997年末の経済危機以降の韓国における福祉政策のは、大統領が変われば福祉政策の名称も「生産的福祉」、「参与福祉」、「積極的福祉」、「生涯周期別提案型福祉」と変わったが、それが福祉政策理念の本質的な転換を意味するわけではなかった。これら四つの福祉政策理念を貫く共通点は、ワークフェアである。すなわち、雇用の創出・拡大を通しての福祉と経済との同時成

⁵⁶ 例えば、0~4 歳児の保育・教育費の支援対象および支援比率を拡大し、5 歳児の無償保育・教育費の支援を拡大した。

⁵⁷ 基礎老齢年金制度は 2007 年に導入し、2008 年には 6 割の高齢者に月 8 万 4 千ウ

長という持続的な好循環システムを構築することによって、ポスト工業化社会における新しい社会的リスクに対応しようとしたのである。ここ 30 年あまり、韓国における雇用の拡大は、サービス産業、なかでもその多くを女性が占めているケア・サービス部門の雇用の拡大が目立つ。ケア・サービス部門における雇用の拡大は、韓国政府の雇用創出・拡大を通しての社会福祉サービスの拡大政策と重なり合う。

本論文の第2章・第3章において、すでに、1990年代末以降の韓国の家族および労働市場の構造変化のなかで、多くの女性が、経済活動と家族内の家事や出産・育児などケアの役割をも果たさなければならない二重の責任と負担を背負っていること、また、それが女性労働の地位や雇用条件と重なり合って、女性が所得と時間との二重の貧困から抜けられない「貧困の罠」に陥る可能性が高いことを確認した。それでは、韓国政府の雇用と強く連携した福祉政策は、1990年代末以降の「貧困の女性化」現象にいかなる影響を与えたのだろうか。次節からは、基礎生活保障制度および自活事業、仕事と家庭の両立支援政策、社会保険制度を取り上げ、その点を探ることにする。

3. 公的扶助制度一国民基礎生活保障制度

「国民基礎生活保障法(以下、基礎法)」(1999年9月7日制定、2000年10月1日施行) ⁵⁸は、認定所得が最低生計費を下回るすべての国民に対し(第5条)、健康で文化的な最低生活が維持できるように(第4条第1項)、国家が生計、住居、教育、医療、自活などの「給与」 ⁵⁹を実施し(第7条第1項)、国民の基礎生活を制度的に保障する公的扶助制度である。基礎法は、既存の「生活保護制度」とは異なり ⁶⁰、基礎生活保障を国家の義務、市民の権利であると規定し、労働能力の有無と関係なく、最低生計費以下の所得水準の世帯を受給対

ォンを支給した。

⁵⁸「国民基礎生活保障法」の制定過程に関しては、Ahn (2000) が詳しい。

⁵⁹ 韓国の国民基礎生活保障法の「給与」という用語は、日本の生活保護法の「扶助」と同様の意味として使われている。

^{60「}生活保護法」と「国民基礎生活保障法」とのもっとも大きな構想の違いは、法 律用語の変化からも読み取れる。例えば、「生活保護法」において、「被保護者」 「保護期間」「保護対象者」などといった「施し」という意味を含む用語の代わ りに、「国民基礎生活保障法」においては、「受給者」「受給権者」「保障機関」

象とした。ただし、「生計給与」の実施において、労働能力のある受給者⁶¹を対象に、自活に必要な事業に参加することを条件付けている(第9条第5項)。「次上位階層」に属する者⁶²(以下、「次上位者」)に対しては、その世帯別の生活与件を考慮して、保障機関が予算の範囲内で住居、医療、教育、葬祭「給与」、自活「給与」を実施することも可能であり(第7条第3項)、受給者と同じく自活事業の対象となっている。しかし、基礎生活保障制度は、受給権者の範囲をきめる最低生計費の水準がとても低く⁶³、厳しい扶養義務によって大きな死角地帯が発生するなど、国民の最低生活の保障という役割を果たしていないと、しばしば批判されてきた。2014年12月30日に、基礎法の受給権者の範囲をきめる基準は、最低生計費から基準中位所得に基づいた「給与」別の選定基準へと大きく改正された(第5条削除、第6条改正、第6条第2項新設、2015年7月施行)。

基礎法第1条には、生活困窮者に必要な「給与」を実施し、最低生活を保障するとともに自活を支援することをその目的とすると明記している。すなわち、基礎生活保障制度は、韓国におけるもっとも基本的な貧困策でありながら、韓国の福祉レジームのワークフェアの性格を明確にあらわしている制度といえる。そのため、基礎生活保障制度の導入と同時に、受給者⁶⁴および条件付き受給者⁶⁵と「次上位者」を対象に、労働能力の向上や働き口の提供などを目的とする自活事業が全国的に広がった。

などの「権利」の用語が使われている。

⁶¹ 労働能力のある受給者とは、18 歳以上 64 歳以下の受給者である。ただし、重症 障害者や疾病および負傷などで療養が必要な者、その他、労働が困難な者を除 く。「自活事業」への参加を条件に「生計給与」を受け取るので、「条件付き受 給者」ともいう(基礎法施行令第8条)。

^{62 「}次上位者」は、認定所得金額が中位所得の 50/100 以下の階層に属している者 をあらわす(基礎法施行令第3条)。すなわち、受給者に陥る可能性の高い低所 得層である。

⁶³ 例えば、2014年3人世帯の最低生計費はおよそ133万ウォン(=12万円)であるが、同年、日本の3人世帯の生活扶助基準額は約17万円(東京都区部等)となっている(国立社会保障・人口問題研究所(2015)『社会保障統計年報』p.314)。

⁶⁴ 例えば、65 歳以上など、一般受給者のなかで自活事業への参加を希望する者。

⁶⁵ 18 歳から 64 歳までの労働能力のある者。

3.1 国民基礎生活保障の受給者規模とその推移

図表 4-8 は、2016 年 12 月末現在、韓国の基礎生活保障の受給者規模を示したものである。総人口のうち 154 万人 (3%) が国民基礎生活保障の受給者となっているが、そのうち 84 万人 (54.5%) を女性が占めている。なかでも、65歳以上の受給者に占める女性の割合が 67.4%に達していることがわかる。

図表 4-8 性別にみた国民基礎生活保障受給者数

(単位: 千人, %)

			女			男	
	_	全年齢			全年齢		
2016 年	計		19 歳以下	65 歳以上		19 歳以下	65 歳以上
受給者	1,540	840	216	284	700	223	137
(割合)	(100.0)	(54.5)	(49.2)	(67.4)	(45.5)	(50.8)	(32.6)
総人口	51,696	25,869	4,850	4,039	25,828	5,197	2,957
対総人口比	3.0	3.2	4.4	7.0	2.7	4.3	4.6

資料:韓国保健福祉部『2016年国民基礎生活保障受給者現況』より作成。

続いて図表 4-9 より、世帯類型別の受給世帯数とその推移をみると、2010年から2014年までの受給世帯数は87万9千世帯から81万4千世帯に減ったが、2015年に突然、20万世帯(24.6%)の増加がみられ、101万世帯に達っした。それは前述した公的扶助の死角地帯を解消するために、2015年7月から基礎生活保障制度を生計、医療、住居、教育の「給与」別に分離して支給する、個別給付体系に転換した成果であるといえる。具体的には、認定所得基準に相対的貧困概念を適用し、最低生計費の代わりに基準中位所得に連動・多層化したことや、完全なる廃止までには至らなかったものの、厳しい「扶養義務者」の基準が緩和された66ことの影響である。だが、10年以上の長期間にわたる受給世帯の割合は、2016年現在25.7%に達しており、6年以上にすると、40.7%に上る。これを見る限り、基礎生活保障制度が目標として掲げている、積極的な雇

⁶⁶ 重症障害者のいる扶養義務者世帯への扶養義務基準は緩和され、教育給与の扶養義務者基準は廃止された。

用政策の推進を通した受給者の自活支援が、その成果を十分にあげるものになっているとは思えない。

図表 4-9 世帯類型別にみた国民基礎生活保障一般受給世帯数の推移

(単位:世帯,%)

	年	計	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
	2002	691,018	235,893	65,132	17,289	372,704
	2005	809,745	244,565	77,985	19,450	467,745
	2010	878,799	243,708	85,970	20,879	528,242
	2014	814,184	236,548	74,925	18,362	484,349
	2015	1,014,177	262,124	123,497	34,538	594,018
	2016	1,035,435	261,680	132,277	37,753	603,725
	(割合)	(100.0)	(25.3)	(12.8)	(3.6)	(58.3)
	0~2年	431,689	80,197	83,853	26,125	241,514
· 受	3~5年	182,019	55,678	17,254	4,534	104,553
(受給期	6~9年	155,821	41,373	14,962	3,578	95,908
間)	10 年以上	265,906	84,432	16,208	3,516	161,750
	(割合)	(25.7)	(32.3)	(12.3)	(9.3)	(26.8)

資料:韓国保健福祉部『2016年国民基礎生活保障受給者現況』より作成。

世帯類型別の割合をみると、2016年現在、すべての受給世帯の25.3%を高齢者世帯が占めており、そのうち32.3%が10年以上の長期にわたる受給世帯となっている。ちなみに、65歳以上の高齢受給者の67.4%を女性が占めていることは、すでに図表4-8より確認した。高齢化のスピードから考えると、高齢女性受給者の規模は今後も増加し続けると予想される。ひとり親受給世帯の割合は、全体の16.4%に達している。より詳しくみると、母子世帯の割合は12.8%と、父子世帯の3.6倍となっており、そのうち10年以上、受給を脱することができなかった母子世帯は12.3%に上る。これらのひとり親受給世帯の貧困は、子どもの貧困にそのままつながり得るという問題を引き起こす。

基礎生活保障の受給者規模の推移を見る限り、2015 年から公的扶助の受給者規模が大きく拡大したことは確かである。しかしここで注意すべきは、拡大した受給世帯すべてが「基礎生計給与」の保障を受けていたわけではないということである。すでに述べたように、2015 年 7 月から、基準中位所得が最低生計費に取って代わって、「給与」別の受給者選定基準となった。それによって、全体の受給者規模は拡大したが、その内訳は厳密に検討する必要がある。ここでは、その違いが明らかに読み取れる「生計給与」について検討することにする。

図表 4-10 受給者選定基準および受給世帯数

(単位:ウォン,%,世

		2014年	王 2016年		2016年		増減率
受給者選定基準(3人世帯)		最低生計費	基準中位				
		1,329,118	3,579,019(A)	受給可能「給与」			
	生計		1,037,916(A*29%)	生計/ 教育/住居/医療	△ 21.9		
「給与」	医療 絵点	1,329,118	1,431,608(A*40%)	教育/住居/医療	7.71		
. WH 3 3	住居	1,020,110	1,538,978(A*43%)	教育/住居	15.79		
	教育		1,789,509(A*50%)	教育	34.64		
受給世	:帯数	905,511	1,126,510		24.41		
	生計		896,2	△ 1.03			
「 公	医療	0.05.51.1	977,	216			
「給与」	住居	905,511	945,				
	教育		262,9				

資料:韓国保健福祉部『国民基礎生活保障受給者現況』各年度より作成。

注: 2016 年の受給世帯数は、施設受給者を含み、「給与」別の重複世帯は除いたものである。

図表 4-10 は、2014 年と 2016 年の受給者選定基準 (3 人世帯基準) および受給世帯数を表したものである。

まず、受給者選定基準をみると、2014年は認定所得額が最低生計費 133 万ウォン以下であれば、「生計給与」をはじめ、他のすべての「給与」を受給できる。これに対し、2016年は、「生計給与」の選定基準は基準中位所得の 29%である

104 万ウォンと、2014 年に比べ 21.9%も低くなっているが、その他の医療・住居・教育の「給与」の選定基準はそれぞれ基準中位所得の 40%、43%、50%と 2014 年の最低生計費基準を上回っている。これによって、2016 年のすべての受給世帯数は 2014 年のそれより 24.4%増大したものの、基礎生活保障の核心をなす「生計給与」の受給世帯数はむしろ減っているのである。例えば、3 人世帯の「生計給与」額は、2014 年に 84 万ウォンから 2016 年に 104 万ウォンへと高くなったが、基準中位所得の 29%以上~最低生計費以下の世帯が「生計給与」の受給対象から排除されてしまうことになる 67。 もちろん、医療・住居・教育の「給与」の対象にはなるので、受給世帯数には含まれる。つまり、最低生計費制度を無力化したことで、最低生計費以下の所得しか受け取っていない世帯の一部が、受給者に数えられながらも最低生計保障を受けなくなってしまうことが起こるのである。

最低生計費制度を無力化することによって生じうる問題は、それだけではない。例えば、日本では、2007年に40年ぶりの最低賃金制の改定が行われ、最低賃金は「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない⁶⁸」とされ、地域別の最低賃金と生活保護水準との乖離を解消することが求められている。最低賃金が生活保護の受給水準を下回る「逆転現象」が起きた際には、「逆転現象」を解消するために、積極的に最低賃金を引き上げるようにするなど、最低賃金の下支えの役割を果たすような役割が付与されたといえる。

これに対して、今後の韓国においては、最低生計費の概念がまるごと基準中位所得に代替されることによって、「逆転現象」が起きること自体が不可能となった。そもそも最低生計費は、人々の所得によって決まるのではなく、実際の具体的な消費生活の内容を品目別に積み上げ算定されるべき金額で、「健康で文化的な最低限度の生活」を支えるための生計費である。言うまでもなく、最低生計費は基準所得に簡単に代替されるべきものではない。ほかにも、基礎法の

^{67 2014} 年の生計給与額は、最低生計費から教育・医療・住居給与を引いた金額で、 認定所得が全くない受給者に支給される最高の金額基準である。ちなみに、実 際支払われる現金支給額は、生計給与に住居給与を加えた金額となる。

⁶⁸ 日本の「最低賃金法」第九条。

受給権者と連携する他の法⁶⁹における「受給権者」を「生計給与受給者」へと 改定する場合、その基準額は、例えば、2015 年現在、3 人世帯の最低生計費の 136 万ウォンから「生計給与」受給基準の 96 万ウォンへと下方調整されること になるなどの懸念の声も上がっている⁷⁰。

3.2 自活事業と最低賃金

基礎生活保障制度は、労働可能であるにもかかわらず福祉に依存する、いわゆる「福祉依存症」を避け、「受給者が自分の生活の維持・向上のため、自分の所得、財産、勤労能力などを活用し全力を尽くすこと」(第3条第1項)を前提に給与を支給するものである。基礎法第9条第5項は、労働能力のある受給権者は自活に必要な事業に参加することを受給の条件としている。自活事業は、労働能力のある低所得層を対象に、自活能力の育成、技能の習得支援および労働機会の提供を通した脱貧困を支援する政策で(保健福祉部,2017:3)、基礎生活保障制度の導入と同時に全国的に広がった。自活事業は施行の初期から女性の参加率が高く、1990年代末以降の「貧困の女性化」問題を解決する対策として関心が集まった(Kim,2013:124)。ここでは、この自活事業の事業内容や雇用条件、運営など、その実態を分析し、自活事業への参加が労働能力のある低所得層、とりわけ女性の脱貧困に与える影響を考察する。

図表 4-11 中央・広域・地域自活センターの設置状況

(単位: 箇所)

区分	1996 年	2000年	2004 年	2007 年	2010 年	2016 年
地域自活センター	5	70	242	242	247	248
広域自活センター			3	3	7	14
中央自活センター				1	1	1

資料:韓国保健福祉部『2017年自活事業案内』より作成。

⁶⁹ 「障害者活動支援に関する法律」、「障害者福祉法」、「老人長期療養保険法」、「老 人福祉法」など。

⁷⁰ 例えば、2016 年 8 月 19 日、3 人の国会議員(權美赫、尹昭夏、李元旭)が主催 した「個別給与から 1 年、国民基礎生活保障制度の評価と改善課題」討論会に おいては、市民団体や学界から懸念が表明された。

図表 4-11にみられるように、自活事業は、1996年の地域自活センターモデル事業(5ヶ所)から出発し、2000年の基礎法の施行によって本格化し、70ヶ所の地域自活センターへと拡大した。2004年には3つの広域地域センターが示範的に運営されるようになり、2012年に基礎法の改正(第15条の3)によってその法的根拠が与えられてから次々と追加設置された。中央自活センターは、2006年に基礎法の改正(第15条の2)によって2007年に設置された。自活支援機関は、2016年末現在、中央自活センターと、14ヶ所の広域自活センター、248ヶ所の地域自活センターとなっている。このように自活支援機関の設置による自活事業は、持続的に量的な成長を遂げてきた。

図表 4-12 受給類型別にみた自活勤労事業への参加状況

(単位:人,%)

左		杂加	受給者			「自活特	「次上位者」	ந்ரட் (
+	年 参加者計		一般	条件付き	施設	例者」注1)	「仏工怔有」	一般人
2012	計	33, 111 (100. 0)	3, 936	15, 248	206	2, 281	10,888	552
	女	23, 243 (70. 2)	2,532	10,659	200	1, 434	8, 025	392
	男	9,869 (29.8)	1,404	4, 589	6	847	2,863	160
2013	計	31, 923 (100. 0)	4, 125	14, 874	196	2, 279	9, 987	462
	女	21,011 (65.8)	2, 489	9, 595	192	1, 355	7, 075	305
	男	10, 912 (34. 2)	1,636	5, 279	4	924	2, 912	157
2014	計	28, 755 (100. 0)	3, 516	12, 903	158	2, 226	9,610	342
	女	18, 428 (64. 1)	2, 180	8,052	156	1, 301	6, 550	189
	男	10, 327 (35. 9)	1, 336	4, 851	2	925	3,060	153

資料:韓国雇用情報院『自活事業深層評価研究』2016年より作成。

注1)「自活特例者」とは、受給者が「自活事業」および「就業成功パッケージ」事業に 参加して発生した所得によって、認定所得金額が基準中位所得の40%を超えた 者をあらわす。 自活事業のプログラムは、自活勤労事業(働き口の提供)、自活企業(創業支援)、就業成功パッケージ(未就業者対象の就業支援プログラム)、資産形成支援(「希望育成通帳」、「あした育成通帳」)の4つに大別される。ここでは、自活勤労事業を中心に検討することにする。

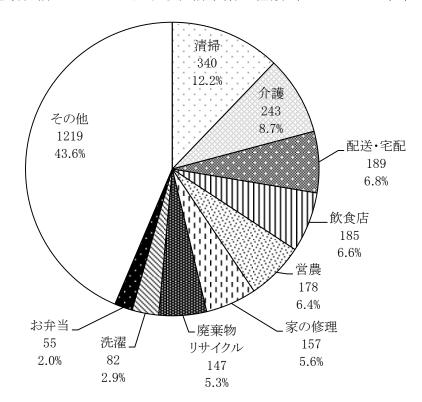
図表 4-12 は、受給類型別にみた自活勤労事業への参加者状況を表したものである。まず、受給類型別の参加者数をみると、労働能力のある条件付き受給者がもっとも多く、その次を「次上位者」が占めている。次に、3 年連続して参加者数が全体的に減っている。女性はすべての受給類型において一貫して減っているが、中でも条件付き受給者と「次上位者」の縮小幅が大きい。最後に、男女の割合をみると、2012 年に、すべての参加者に占める女性の割合は、70.2%に達している。その割合は少しずつ減っているが、2014 年にも 64.1%と、比較的高い。仮に、女性参加者の減少が、脱受給もしくは脱貧困によるものであるならば、自活事業への参加は女性の貧困を緩和させたことになりうるし、それは、女性貧困の解決策としての自活事業に対する人々の期待に応えたことにもなるであろう。それを判断するためには、より詳しい事業の内容と運営の実態を検討しなければならない。

2012 年から 2014 年までの地域自活センターで行った自活事業は、平均でおよそ 2,795 種類となる。自活事業は、5 大全国標準化事業、すなわち、介護、家の修理、清掃、廃棄物・リサイクル、飲食物再活用を重点事業としながら、営農、お弁当、洗車、環境整備など地域の実情に合わせ特化した事業を開発・推進するようにしている。

図表 4-13 より、自活事業の内容を詳しく見ると、清掃事業が 12.2%ともっとも多く、その次に介護が 8.7%、配送・宅配 6.8%、飲食店 6.6%、営農 6.4% などとなっている。その他には、製菓、工芸、美容、食品乾燥などの様々な事業が行われているが、そのほとんどが高い熟練を必要とする業務ではないため、自活事業が民間労働市場へ移行する可能性はそれほど高くない。

これらの事業は、また、勤労維持型、社会サービス型、インターン・ヘルパー型、市場進入型に分類される。例えば、市場進入型は、市場に進出する可能性が高く、自活企業の創業が比較的容易な事業で、総投入予算の30%以上の売上金額が発生する事業をあらわす。そのほかの勤労維持型、社会サービス型、

インターン・ヘルパー型の場合、基礎生活受給者および「次上位者」を対象に事業の目的に合うサービスを提供している。特に、インターン・ヘルパー型事業は、日雇い・臨時雇用など不安定な雇用状態にいる者の参加を積極的に誘導する目的で運営されている。市場進入型の事業団数は、2012年の 868 個から 2014年の 711 個へとやや減少した。割合の多い順にみると、清掃(19.8%)、配送・宅配(13.5%)、飲食店(12.0%)となっており、年間売上額は 2012年の 469億ウォンから 2014年の 474億ウォンへと 5億ウォン増大した。社会サービス型の事業団数は、2012年の 1,238 個から 2014年の 1,297 個となっており、割合の大きい順に、介護(12.2%)、営農(9.0%)、廃棄物・リサイクル(7.0%)となる。年間売上額は、2012年の 161億ウォンから 2014年の 201億ウォンと、40億ウォン増えた71。



図表 4-13 地域自活センターにおける自活事業の種類 (2012~2014 年平均)

資料:韓国雇用情報院『自活事業深層評価研究』2016年より作成。

69

⁷¹ 韓国雇用情報院 (2016)『自活事業深層評価研究』。

図表 4-14 は、2010 年から 2016 年までの「自活成功率」および「脱受給率」を表したものである。ここでいう「自活成功率」とは、自活事業に参加した後、「脱受給」もしくは就・創業に成功した者の割合である。「脱受給」とは、受給者(一般・施設・条件付き受給者)に属していた自活事業の参加者が、一般人・「自活特例者」・「次上位者」に属するようになることを意味する。脱受給は必ずしも脱貧困を前提とするものではないことに注意を払うべきである。自活の成功率と脱受給率は、両方とも増加傾向にあるが、その比率は高くない。2010年まで 10%を下回っていた脱受給率は、資産形成プログラムと連携した希望リボンプロジェクト事業の比較的高い就業・創業率⁷²を受け、それらの事業をより拡大したことが脱受給率を引き上げている。ただ、それらの事業は支援期限が限られているため、その後の就業・創業状態の維持状況を把握し政策設計の際に反映する必要があると思われる。



図表 4-14 自活成功率および脱受給率の推移

⁷² 希望リボンプロジェクトは、最低賃金基準を満たす職場に 30 日以上の就業または創業した際には 1 次成果給を、180 日以上の就業または創業した際には 2 次成果給を、脱受給した参加者に 3 次成果給を支給している(韓国保健社会研究院, 2013:57-58)。

資料:韓国保健福祉部・韓国自活研修院『自活政策および指針教育課程』2017年、 国会予算政策処『自活事業評価』2012年より作成。

自活事業は、自活事業の参加者が働き口を取り戻して貧困から抜け出し、社会の一構成員として堂々と生きていくための機会を提供することを目標と掲げているが、そのためには、当然、彼らの提供する労働に対して少なくとも最低賃金以上の「給与」を支払わねばならないであろう。図表 4-15 より、類型別の「自活給与」と最低賃金とを比較してみよう。すべての自活事業の類型において、一日あたりの「自活給与」が最低賃金を大きく下回っていることがわかる。特に、社会福祉施設ヘルパー型や社会サービス型の「給与」の場合、2016 年に最低賃金の 64.8%の「給与」しか支払っておらず、その比率は 2017 年に 62.4%にまで落ちていた。

図表 4-15 自活勤労の類型別「給与」と最低賃金との比較

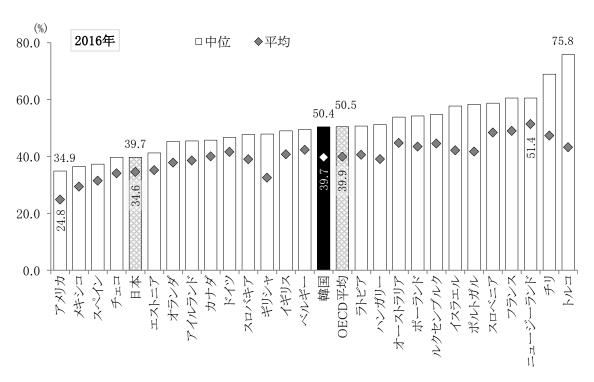
(単位:ウォン/日

(半点・クタン)に							
F /\	2016年			2017年			
区分	「自活給与」 (A)	最低賃金 (B)	A/B	「自活給与」 (A)	最低賃金 (B)	A/B	
市場進入型		48 240	72 3%	36,010	51 760	69.6%	1日8時間
インターン・ヘルパー型	01,000	10,210	12.0%	00,010	01,100	03.07	I H O M J HJ
社会福祉施設ヘルパー型	31 270	48 240	64.8%	32,300	51 760	62 4%	1日8時間
社会サービス型	31,210	10,210	04.0%	32,300	31,100	02.470	1 11 0 40 111
勤労維持型	22,550	30,150	74.8%	23,320	32,350	72.1%	1日5時間

資料:韓国保健福祉部『自活事業案内』2017年より作成。

2016 年現在、韓国の最低賃金は、中位賃金の 50.4%、平均賃金の 39.7%となっており、法定最低賃金制のある 0ECD 加盟国 (27 ヶ国) の平均レベルにある (図表 4-16 参照)。だが、2013 年には、韓国における最低賃金の対中位賃金比率は 44%、対平均賃金比率は 35%で、法定最低賃金制のある 0ECD 加盟国

26 ヶ国⁷³のなかで、18 番目と相対的に低かった。ここ数年の 7~8%⁷⁴に達する最低賃金の引き上げによって、2016 年に 0ECD 加盟国の平均レベルに達するようになったのである。だが、法定最低賃金制を施行していない 0ECD 加盟国、例えば、北欧諸国やスイス、オーストリアなどでは、労働者は団体協約またはそれに基づく最低賃金額が適用されるので、実質最低賃金額の対平均賃金比率は比較的高い。これらの国々を考慮にいれると、韓国の最低賃金の対平均賃金比率は、0ECD 加盟国の平均レベルを下回ることになる。ここ数年のうちに、韓国の最低賃金が引き上がった背景には、低賃金労働者の貧困という社会問題があった。低いレベルの最低賃金しか受け取れない労働者が、働きながらも貧困から抜け出せない「ワーキングプア」状態に留まり続けていることへの懸念があったのである。



図表 4-16 OECD 加盟国における最低賃金の対平均・中位賃金比率

資料: OECD. Stat より筆者作成。

⁷³ ドイツは 2015 年から法定最低賃金制を施行したので、2013 年の 0ECD 加盟国の 最低賃金データには含まれていない。

⁷⁴ ちなみに韓国の最低賃金の引き上げ率は、2014年に7.2%、2015年に7.1%、

ところが「自活給与」は、「ワーキングプア」になり得ると懸念されていた最低賃金を、さらに大きく下回っていた。このレベルの「給与」では、貧困から簡単に抜け出すことは難しい。自分の提供する労働に対し、最低賃金を大きく下回る「自活給与」しか受け取れない経験を何度も繰り返している自活勤労の参加者が、自分自身や自分の担っている仕事に誇りを持ち、自らの勤労意欲を強め、貧困から抜け出し自立・自活することになるということは、それほど簡単な問題ではないと思われる。少なくとも、自活事業に参加する間は、ワーキングプアの状態に留まることになってしまう。

以上、韓国の公的扶助制度である基礎生活保障制度の仕組みとその実態とを検討した。基礎生活保障制度は、最低生計費、すなわち、絶対的貧困ライン⁷⁵を下回る所得しか受け取っていないすべての国民に対し、「施し」ではなく「権利」として、基礎生活を保障する制度として出発したものであった。しかし、労働能力のある者には自活事業に参加することを受給の前提条件とし、貧困に陥る可能性の高い「次上位者」にも自活事業への参加を促すなど、就労を通しての脱貧困及び自活の達成を目標に掲げ福祉を行う、いわゆるワークフェア政策であった。このような雇用と強く連携された福祉政策によって、貧困層もしくは次上位層における自活勤労事業への参加は量的に拡大されたが、質的にみると、低賃金で不安定な雇用条件の仕事の拡散になってしまっている。特に、社会福祉施設やケア・サービス分野への参加が多く、参加者に占める割合も多い女性は、低賃金と劣悪な雇用条件で脱受給率は低いままである。もっぱら就労に焦点が置かれる政策では、女性の貧困を緩和するよりも、より多くの女性を低賃金労働市場に追い込み、ワーキングプア状態に留まらせる恐れがあるといえよう。

2016年に8.1%となっている。

⁷⁵ 国際比較観点における絶対的貧困ラインは、例えば、世界銀行においては、1 日1.9ドルを基準として地域別の貧困率の推定値を比較している。

4. 仕事・家庭の両立支援政策―育児休業制度を中心に

女性の経済活動への参加の増加によって、仕事と家庭との両立の度合いは、結婚や出産の形態に大きな影響を与える要因として作用する。すなわち、共稼ぎ世帯の増加によって、家庭内におけるケアの空白と、その費用の増大が発生すると、女性は仕事と家庭との間の二者択一の決断をしなければならなくなる。それは結果的には、晩婚や未婚、低出産につながることになる(Lee & Choi, 2010: 119)。超高速の少子高齢化の問題に直面した韓国政府は、女性の経済活動の参加を促し、労働力不足の問題に対応しつつ、仕事と家庭の両立を支援することで出生率を引き上げる戦略をとった。

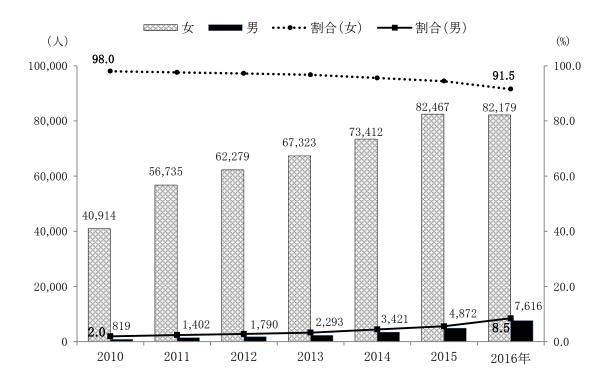
2007年12月21日に、「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律:Act on Equal Employment and Support for Work-Family Reconciliation」(以下、「男女雇用平等法」と略す)の改正によって、労働者の仕事と妊娠・出産・育児を含む家庭の生活とを両立させることを支援する政策が導入された。仕事・家庭の両立支援の主な政策内容は、育児休業、育児期の勤労時間の短縮、公共福祉施設の設置、家族介護の支援などであった。だが、これらの政策は、「男女雇用平等法」上の「第3章母性保護」の下の条文として設けられ、女性労働者の出産と育児、家族ケアの支援に焦点がおかれており、出産の主体である女性を仕事と家庭とを両立させる第一の責任者に位置付けていると言わざるを得ない。このような観点からこの節では育児休業制度を取り上げ、その実態を検討することにする。

韓国の育児休業制度においては、「勤労者が育児によって退職することを防ぎ、 仕事と家庭生活とを調和」「6させることを支援するため、8歳以下もしくは初等 学校「72年生以下の子どもを持つ勤労者を対象に、男・女が各々最大1年ずつ、 育児休業を取得することができるとされている。

⁷⁶ 韓国雇用労働部『2017年母性保護仕事と家庭両立支援業務便覧』p.98。

⁷⁷ 韓国の教育制度は、日本と同じ6-3-3制で、韓国の初等学校は日本の小学校にあたる。

図表 4-17 性別にみた育児休業者数の推移



資料:韓国雇用労働部「雇用保険 DB」より筆者作成。

図表 4-17 より、男女の育児休業者数の推移をみると、女性が圧倒的に多いことがわかる。育児休業制度が性別役割分担と母親の一人育児を強いることになっているとの批判を受け、2014 年 10 月に、父親の育児休業インセンティブとして、1 ヶ月目の育児休業「給与」を通常の賃金の80%(上限値150 万ウォン、下限値70 万ウォン)とする「パパの月」を導入した。2016 年 1 月からはその支給率を通常の賃金の100%とするとともに、支給期間を1 ヶ月から3 ヵ月に延長し、2017 年 7 月からは、第 2 子に対してはその上限値を200 万ウォンに引き上げるなどの措置がとられた。その結果、男性の育児休業者数は増加傾向にあるが、それにしても依然としてすべての育児休業者数に占めるその割合は低く、2016 年にやっと8.5%になったに過ぎない78。

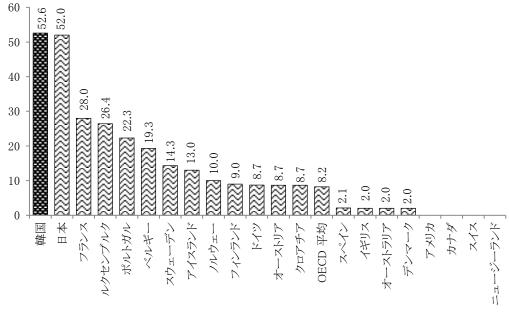
OECD ファミリー・データベース (2015) によれば、2013 年現在、すべての育児休業者数に占める男性の割合は、アイスランドがもっとも高い 45.6%、スウ

⁷⁸ ちなみに、4ヶ月目からの育児休業給与の支給率は、男女ともに通常賃金の 40% (上限値 100 万ウォン、下限値 50 万ウォン) となっている。

ェーデン 45%、ノルウェー40.8%、ドイツ 24.9%、フィンランド 18.7%で、 韓国のおよそ 2.5~5 倍以上となっている。



図表 4-18 父親が取得可能な有給育児休業期間注1)(2016年4月現在)

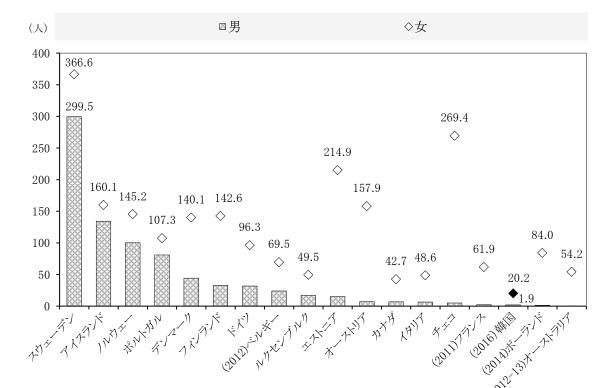


資料: OECD family database より筆者作成。

注1)父親が取得可能な有給育児休業期間は、全国・連邦レベルにおける、有給「父 親休暇 (Paternaity leave)」と「両親休暇 (Parental leave)」のうち父親 が取得可能な期間を含む。

ところが、2016年4月現在、男性の有給育児休業の取得可能な期間を比べる と、韓国は52.6週と、日本(52週)とともに世界トップクラスににある(図 表 4-18)。実際に男性が育児休業を取得するかどうかは、男性のみ取得可能な 有給育児休業期間の長さで決まるものではなかったのである。

図表 4-19 で、出生児 100 人当たりの育児休業者数を国際比較すると、男性 のみ取得可能な有給育児休業期間がもっとも長い韓国の、実際の男性の育児休 業取得者数は非常に少ないことが見て取れる。むしろ、男性のみ取得可能な有 給育児休業期間が無いか、わずかであるカナダやデンマークにおける男性の育 児休業取得者数の方が、韓国よりも高いのである79。



図表 4-19 男女別にみた出生児 100 人当たりの育児休業者数(2013年)

資料:OECD family DB、韓国雇用労働部「雇用保険 DB」より筆者作成。

もう一つ目を引くのは、韓国における育児休業の取得者数は男性だけではな く、女性も国際的にもっとも少ないことである。これについては、育児休業者

⁷⁹ カナダでは、パパクォータ制を導入していないものの、最長で 35 週(給付率:育児休業開始前の賃金の 55%)あるいは 61 週(33%)の休暇を夫婦が共有し取得することができる(2017 年 12 月現在)。デンマークでは、産後 2 週の父親育児休業と、32 週(育児休業開始前の賃金の 100%)の休暇を夫婦が共有し取得することができる仕組みとなっている。ただ、デンマークのこの給付の根拠は、法律ではなく、労働協約に基づいている。ちなみに、父親の育児休業取得者数がもっとも多いスウェーデンでは、父親と母親がそれぞれ 240 日ずつ、あわせて最大 480 日まで育児休業を取得できる。その 240 日のうち 150 日は他方の親に譲ることができるが、男女均等な取得を促進するために、90 日は他方の親に移転できない仕組みとなっている。スウェーデンでは、1995 年に初めて 30 日のパパクォータ制を導入し、2002 年には 60 日に、2016 年には 90 日へと拡大することで、より多くの男性の育児休業取得を誘導している (Duvander et al, 2016: 340-348)。

の雇用の維持率に注目する必要がある。育児休業期間が終わってから職場に復帰した者のなかで、1年以上、同一事業場に雇用が維持されていた者の割合は2009年に67.3%で、3割以上の人が、復帰したても退職するという状態であった。この維持率は徐々にあがり、2014年には76.4%となったが、それでも育児休業後、復帰した者のなか23.6%が職を離れたことになる。特に、雇用の不安定な非正規女性労働者の場合、育児休業の期間が長くなるほど、職場復帰の可能性と復帰後の雇用維持の可能性は低くなる。これが、キャリア中断につながりうるのである。また、仕事と家庭の両立を支援するための育児休業制度は、雇用保険に6ヶ月以上加入していることを前提としているので、雇用保険に加入している可能性の低い、比較的低賃金の不安定な非正規職女性労働者の場合、育児休業を取得することがそもそも不可能な状況におかれているのである。

5. 社会保険制度とジェンダー非対称性80

韓国の社会保障制度は、社会保険、公的扶助、社会福祉サービスおよび関連制度を柱としているが、ここでは社会保険のうち公的年金を主な検討対象とする。公的年金は、家族、労働市場、国家の領域におけるジェンダーレジームが総合的にあらわれる政策の一つである。しかも、近年、韓国の公的年金は急激な変化を遂げており、この点について考察する恰好の対象でもある。

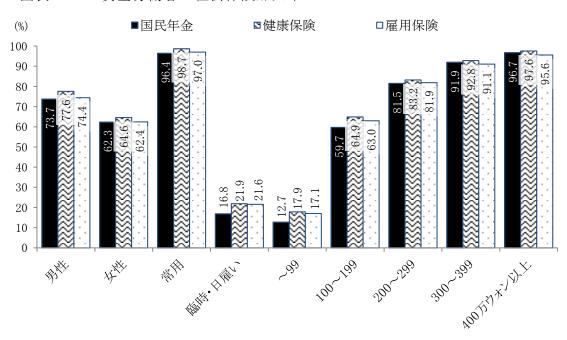
韓国の社会保険制度がその機能やカバーの範囲、支出規模などを本格的に拡大したのは、1997年の経済危機以降である。例えば、雇用保険は 1998年、健康保険は 2000年、労災保険は 2000年、公的年金は 2003年に、それぞれの適用範囲を全面的に拡大した⁸¹⁾。

図表 4-20 は、2015 年の賃金労働者の社会保険加入率を示したものである。まず、女性の加入率は男性よりもおよそ $11.4\sim13$ ポイント低い。また、常用労働者が $96.4\sim98.7\%$ とかなり高い加入率を見せているのにたいし、臨時・日雇い労働者は $16.8\sim21.9\%$ しか加入していない。2015 年に女性賃金労働者の 43.

⁸⁰ 本節の内容は、拙稿「韓国における『貧困の女性化」」(『季刊経済理論』Vol.54, No.1, pp.61-74)の第6節に加筆・修正したものである。

⁸¹⁾ 韓国における社会保険制度の導入は、労災保険 1964 年、健康保険 1974 年、国 民年金 1988 年、雇用保険 1995 年で、最初はその適用範囲を大規模の事業体に 限定していたが、その後漸次的に拡大してきた。

6%が臨時・日雇い職であることに鑑みれば、女性賃金労働者のうち、約 35%が臨時・日雇いの不安定雇用でありながら社会保険からも排除されていることになる。これらの女性は、失業した場合、失業給付を受給することができず、公的「給与」に依存するしかない。この公的「給与」は、積極的な労働連携プログラムに参加することが条件付けられているが、しかし、Han (2000)によれば、多くの貧困女性は職業訓練に参加しても生存権を確保できるだけの安定的な仕事が得られず、再び低賃金で不安定な周辺的労働市場へ参入することになる。



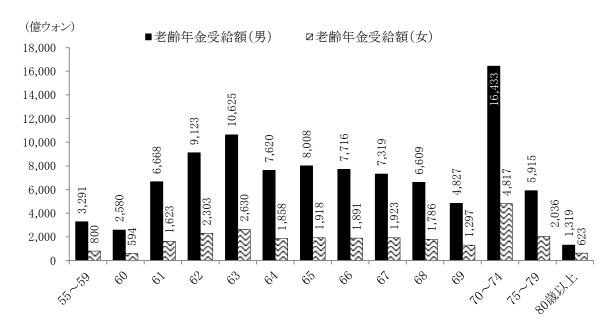
図表 4-20 賃金労働者の社会保険加入率

資料:韓国統計庁「2015年地域別雇用調査」より作成。

社会保険の加入資格における性別格差は、給付の水準とその比率の格差をもたらす。例えば、2015年の老齢年金の受給者 315万人の 69%が男性で、総給付額 12兆 4151億ウォンの 79%が男性に支給された。男性の総給付額は、女性の総給付額の 3.8倍にのぼる。ちなみに一人当たりの給付額は、男性は 454万ウォン、女性は 264万ウォンと、男性が女性の 1.7倍である。

図表 4-21 で 2015 年の年齢・性別の老齢年金の総給付額をみると、55 歳以上のすべての年齢において男性の給付額が女性の給付額をはるかに上回るのが

見て取れる。図表 4-21 は、高齢独身女性の貧困要因の一つをも示しているのである。



図表 4-21 年齢・性別老齢年金受給額

資料:韓国国民年金公団「2015年国民年金統計年報」より作成。

このような公的年金からの女性の排除は、家族、労働市場、国家の領域で発生するジェンダー不平等が集積された結果である。しかし他方では、年金の受給資格や給付額の水準などを決める制度の設計を改正することによって、各々の領域におけるジェンダー不平等を是正することもできうる。これを念頭において、以下では、国民年金の改正の内容を検討することにする。

1988年に施行された韓国の国民年金は、典型的な男性稼ぎ主型モデルに基づいていた。女性の受給権は、男性稼ぎ手の妻という地位によって男性扶養者から派生したものであって、離婚や夫の死亡後の再婚の際には剥奪された。受給権が得られる加入年数は20年と、労働市場における女性の短い経歴期間は考慮されなかった。給付額は、世帯単位の生計費を反映し、所得代替率70%の水準を維持していた。

1998年の第一次国民年金改正では、初めて女性の年金権について政策的な認知が行われた。まず、受給資格期間を20年から10年に短縮した。また、分割

年金が導入され、婚姻期間中の男性の年金権の半分は女性にあることを制度化し、これを通じて、女性が家庭内で行う家族ケア労働に対する社会的な補償がはじめて制度に反映された。しかし、分割年金による女性の受給権は再婚の際には剥奪されるので、家族ケア労働に対する完全なる補償とは言い切れない面がある。そして、国民年金の適用範囲を自営業主にまで拡大したものの、自営業主の下で無給で働く家族従事者にまでは適用されなかった。

2007年の第二次国民年金改正では、女性の受給権の拡大と性差別の解消が図られた。第一に、給付の水準を、2008年の所得代替率 50%から毎年 0.5%ずつ引き下げ、2028年には 40%にまで引き下げることとした。これは、男性稼ぎ主型モデルによる世帯単位の年金から個人単位の年金への転換を意味する。第二に、「出産クレジット制度」の導入で、2人以上の子どもを出産する女性には、第二子の出産時は 12ヶ月、第三子以後の出産時は 18ヶ月ずつ、最大 50ヶ月まで、年金の未加入期間が加入期間として追加的に認められることになった。しかし、第一子の出産にたいしては出産クレジットが認められず、低い出生率を上げるための奨励策としての目的が強い。第三に、再婚の際にも分割年金の受給権を維持することが可能となった。これによって、女性の年金の受給権が婚姻関係から派生するものではなく、性別分業による家庭内での無償労働に対する補償という意味を持つようになった。第四に、基礎老齢年金が導入され、一人一年金の基礎が形作られた。

2014年には基礎老齢年金に取って代わる基礎年金が導入され、中下位70%の65歳以上のすべての高齢者に給付がなされることになった。まだ給付の水準は低く、基礎年金のみでは一定の水準以上の生活を営むことはできないとはいえ、このような市民権(citizenship)と居住(residence)にもとづいた普遍的な保障制度は、労働市場への参加とは無関係に受給されるという点からみれば、無償労働のゆえに女性が社会保障から排除されることを緩和する政策であるといえる。

この節では、韓国の家族、労働市場、国家の各々の領域で発生し集積された ジェンダー不平等が、公的年金の受給の水準とその比率におけるジェンダー非 対称性として表われているが、制度設計を改正することでジェンダーエクイテ ィの方へ一歩進むことも可能であることを確認した。けれども、現在の韓国に おける公的年金は、制度の歴史が短いだけに年金受給額の実質所得代替率も低ければ、死角地帯も広く、セーフティネットとしての実質的な機能を果たしていないのが現実である。

6. 小結

「貧困の女性化」現象を緩和するためにもっとも注目されるのは政府の役割、つまり、政府の政策設計とその実践であろう。政府がどのような政策を設計し実践するかによって、貧困の様相は変わってくるからである。本章では、韓国におけるジェンダー化した貧困の問題を、1990年代末の経済危機後に成立した韓国の福祉国家レジームの特徴と具体的な政策内容およびその展開との関連で考察した。

第1に、1990年代末の経済危機後、遅れて福祉国家の形成に乗り出した韓国は、「生産的福祉」、すなわち、雇用と強く連携した福祉政策を展開した。雇用の創出および拡大、中でも女性の労働市場参加の拡大を通して、福祉と経済との同時成長という好循環システムを構築し、様々な社会的リスクに対応しようとしたのである。

第2に、韓国の基礎生活保障制度においては、「権利」としてすべての国民の基礎生活を保障することを掲げたが、実際には、労働能力のある者には自活事業に参加することを受給の前提条件とするなど、就労を通しての脱貧困および自活の達成を目標とする、ワークフェア政策が推進された。その結果、貧困層・次上位層の自活勤労事業への参加は量的に拡大したが、質的にみると、それは低賃金の不安定な周辺的な雇用の拡散であった。なかでも、社会福祉施設やケア・サービス分野を担う多くの女性は、最低賃金を下回る低賃金と劣悪な雇用条件によって、受給から脱することができず、ワーキングプアの状態に留まっている。

第3に、韓国政府は、国家戦略として「仕事と家庭の両立」を掲げ、とりわけ女性の経済活動への参加を促すことで、生産年齢人口を確保するとともに、育児や介護など社会福祉サービスを拡充し、積極的に少子高齢化対策に取り組んできた。しかし、仕事と家庭を両立させる政策の対象として女性にのみ焦点が置かれたため、例えば、育児休業者数の9割以上を女性が占めるなど、結果

的に、経済活動と家族内の育児などケアとの両方の義務を女性に課することに なった。

第4に、比較的低賃金の不安定な雇用状態に置かれている女性は、社会保険から排除されている可能性が高く、それらが積み重なった結果、公的年金のカバー率およびその受給の規模においてジェンダー非対称性が生じていた。他方、ジェンダーセンシティブな制度改革およびその実践を通して、ジェンダー非対称性をジェンダーエクイティの方へ一歩進めることも可能であることを確認した。

韓国の福祉政策の方向は、男性稼ぎ主型から離脱し、ワーク・ライフの両立 支援型に向かっているが、ワーク・ライフ両立支援の主な対象を女性とするこ とで、むしろ女性に稼ぎ手と家族ケア労働の担当者という二重の責任と負担を 課すジレンマに直面している。それは、これまでの韓国社会において、誰がケ アを担うのか、真のワーク・ライフ・バランスとは何か、についての議論が抜 け落ちていたからである。真のワーク・ライフの両立とは、女性も男性も、稼 ぎ手であるとともにケアの提供者であることに基づいて、育児や介護に対する 様々な「社会的ケア」を構築することであろう。

第5章 福祉国家類型論とジェンダー

この章においては、福祉レジーム論の理論的検討として、エスピンーアンデルセンの福祉国家類型論における分析枠組みと、それに対するジェンダー視点からの批判および新たなジェンダーレジーム論を再検討し、「貧困の女性化」におけるジェンダーレジーム論の意義を考察することにする。

1. エスピン-アンデルセンの福祉国家類型論

先進資本主義諸国おいては、二つの世界大戦の戦間期もしくは戦後に⁸²、戦争や大恐慌による失業や貧困などの社会問題にたいして、市民の権利として給付やサービスを供給し社会的生存を保障する福祉国家システムが出現した。

T. H. マーシャルは社会的市民権、すなわち、市民と国家との「社会契約」⁸³ のもとで、市民の権利として社会権が保障されることこそが福祉国家の核心的な理念であると主張した (Marshall, 1950)。エスピンーアンデルセンは、このマーシャルの社会的市民権という概念が、法的あるいは実践的な所有権のあり方にかかわり、業績に応じてではなく市民の権利としてそれが保障されているのであれば、社会権は個人の地位を市場原理に対して脱商品化するものであると位置づけた (Esping-Andersen, 1990=2001: 22)。社会権によって社会サービスを権利として獲得した個人は、自らの労働力を市場で販売することにその生存を委ねることなく生活を維持できるようになり、労働力の脱商品化が生じるということである。脱商品化は、ポランニー(1944=2009)の言葉を借りれば、自己破壊的な市場経済メカニズム⁸⁴から人間社会システムを防衛するためにも

^{82 19} 世紀後半以降における社会福祉・社会保障制度の発展をもって福祉国家の発展段階を論じるものもある。例えば、ヘクロ(1981: 386-387)によれば、1870年代から 1920年代にかけては福祉国家発展の試行期、1930年代から 1940年代にかけてはその確立期、1950年代から 1960年代にかけてはその拡張期、1970年代以降は再編期となる。福祉国家の胎動についてはこのように見解のズレはあるものの、戦後、先進諸国において福祉国家が本格化したことに対しては、議論の余地はない。

⁸³ 原(2016)によれば、戦後福祉国家における「社会契約」は、1980年代以降、 社会保障のあらゆる分野における「福祉の契約主義」化へと変容し、社会的諸 権利をめぐる責任と権利の関係は、市民と国家との関係ではなく、個人と国家 との関係となったという(原,2016:164)。

⁸⁴ ポランニーは、商品の概念をもって、市場のメカニズムをさまざまな生産活動

必要であり⁸⁵、個々人の福祉(well-being)や安全が許容可能なレベルに達する上での条件でもある。

ところが、社会的市民権の概念には社会的階層化にかかわる側面も含まれて いる。一般的に福祉国家は、不平等な社会構造を是正しより平等な社会をつく りだすメカニズムであるとされるが、エスピン-アンデルセンは、福祉国家の 社会政策によってどのような階層構造が制度化されるかという、より根本的な 問題を提起した (Esping-Andersen,1990=2001:25-27)。 エスピンーアンデルセ ンによれば、福祉国家はそれ自体が階層化の制度であって、社会関係を形づく る能動的な力なのである。例えば、ミーンズテスト付きの社会扶助は明らかに 階層化を目指したもので、受給者にたいして制裁を加え烙印を押すことで、社 会的な二重構造を拡大したし、コーポラティズム的な社会保険モデルもまた、 様々な階級や地位集団ごとに異なった社会保険基金を制度化することで、賃金 生活者を分断することとなった。さらにまた、ミーンズテスト付きの公的扶助 やコーポラティズム的な社会保険の代替案として、地位の平等を推し進める普 逼主義的な福祉国家は、階級や市場における地位の如何を問わず、市民に同等 の権利を与え、階級を超えた国民全体の連帯をつくりだそうとするが、労働者 階級が豊かになり新しい中間階級が台頭するにつれて、均一給付の普遍主義は 維持できなくなる。意図せざる結果として、貧困層は国家に、それ以外の人々 は民間の年金や労使間のフリンジ・ベネフィットなどの市場に依拠する二重構

の諸要素(elements of industrial life)に関係付け、市場経済の制度的本質とそれが社会にもたらすさまざまな危険について次のように述べた。「どの生産の要素も、販売のために生産されたとみなされるが、このような場合、そしてこのような場合においてのみ、生産の要素は価格との相互作用を行う需要と供給のメカニズムに従属すること」になる。労働、土地、貨幣は生産の本源的な要素であって、これらの市場は経済システムにおいて絶対的に欠かせない部分を構成する。だが、これらのいずれも、販売のために生産されたものではなく、明らかに商品ではない。それにもかかわらず、これらを商品とするのは、まったく擬制(fiction)であり、この擬制の助けによって、労働、土地、貨幣に関する市場が実際に形成されるのである。人間とその自然環境の運命を市場メカニズムにまかせること、とりわけ、「労働力」という商品化することは、社会の破滅を引き起こすこととなる(Polanyi,1944=2009:124-126)。

⁸⁵ ポランニーによれば、「あらゆる社会防衛の目標は、市場の仕組みを破壊し、それが存在できなくなるようにすること」であって、例えば、社会立法、工場法、失業保険、労働組合等のようなさまざまな社会防衛制度の目的とは、「人間労働に関する需要と供給の法則に干渉し、人間労働を市場の作用から守ることにあった」という(Polanyi, 1944=2009:316)。

造が生み出されてしまうのである。

かようにしてエスピンーアンデルセンは、T. H. マーシャルやカール・ポランニーの業績を手掛かりに、社会的市民権の概念から「脱商品化」と「社会的階層化」という二つの指標を導出し、これらに基づいて現代の福祉国家を異なる三つのレジーム類型、すなわち、「自由主義的」(アングロ・サクソンの国々)、「保守主義的」(ヨーロッパ大陸諸国)、「社会民主主義的」(北欧諸国)福祉国家レジームにクラスター化した。

第一の「自由主義的」福祉国家では、資力調査(ミーンズテスト)と最低限のニーズにもとづく選別主義的な扶助、最低限の普遍主義的な所得移転、あるいは、最低限の社会保険プランがみられる。公的な福祉給付の受給権の付与は厳格なルールに基づいておこなわれ、烙印(stigma)がつきまとうだけでなく、その水準は最低限におさえられている。「小さな政府、リスクの個人的責任、市場中心の問題解決に向けた政治的取り組みを軸としている」⁸⁶「自由主義的」福祉国家のあり方が、他方で市場を活性化する。こうしたレジームは、脱商品化効果が最小限のものとなり、一連の社会権は実質的に抑制され、低水準の福祉給付者と市場における能力に応じた福祉が行われる通常の市民との間に二重構造をつくり上げる。アメリカ、カナダ、オーストラリアなどがこのレジーム類型に属する。

第二の「保守主義的」福祉国家では、諸権利は階級や職業的地位に付随するものとされる。保険原理によってその体制の基礎が作られ、雇用と拠出に基づいて社会権を保障し、平等よりも契約上の公正が強調される。社会保険は、職業上の地位によってきめ細かく分化されていることが多く、コーポラティズム的な連帯の原理がみられる。寛大な所得移転と非常に限られた社会サービスとが組み合わされた福祉国家である。このモデルは、伝統的な家族のあり方を維持するという性格をもつ。社会保険制度は、未就労の主婦を給付対象に含めず、母性を支援する家族手当を給付する。デイケアや同様の家族サービスは未発達である。個人のニーズは一次的には家族が充足し、家族がその構成員にサービスを提供できなくなった場合に限って国家が介入する。このモデルの典型とし

⁸⁶ Esping-Andersen, 1999=2001:117

ては、ドイツ、オーストリア、フランス、イタリアなどが挙げられる。

第三の「社会民主主義的」福祉国家は、強力で包括的な社会権を保障し、普遍主義的な連帯の原理を活用した高度に脱商品化されたモデルである。肉体労働者もホワイトカラー職員や公務員と同一の普遍主義的な保険制度上の権利に浴し、しかも、より裕福な階層が享受するのと同様のサービスや給付が保障されるので、最も高い水準での平等が進められる。このモデルは、家族がかかえこむコストを社会化することで、家族への依存を最大化するのではなく、個人の自立を最大化することを原理とする⁸⁷。具体的には、福祉国家は児童を直接に給付の対象とし、育児や高齢者介護の責任を引き受け、家族のニードに応じた社会サービスを行なう責任を負う。また、女性が家事よりも就労することを選択できるようにする。このように福祉と労働との融合をその特質とする社会民主主義的レジームは、完全雇用の保障に取り組んだモデルであるといえる。このレジーム類型は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーなどのクラスターである。

従来の比較福祉国家研究は、社会保障の量的比較分析に重心が置かれていたが88、エスピン-アンデルセンは、福祉レジームを、福祉国家の再定義89によっ

⁸⁷ エスピン-アンデルセンは、社会民主主義的レジームの原理は、家族におけるケアの責任を社会化することで、家族に依存せず、個人の自立の最大化を図ることであり、その意味では、リベラリズムと社会主義のある種の融合であると述べている(Esping-Andersen, 1990=2001:30)。

^{**} エスピンーアンデルセンは、それまでの福祉国家の研究は、権力や産業化、資本主義の矛盾などの現象に関わる理論的関心にもとづいたものがほとんどで、福祉国家それ自体の概念についての研究はあまり見られず、「市民のために基礎的な福祉を保障する国家の責任」のような教科書風の定義しかなかったため、比較福祉国家研究の第1世代は、社会支出の量によってその国家の福祉へのコミットメントの程度がよく分かると考えたが、その根拠については深く考えていなかったと指摘した(Esping-Andersen, 1990=2001: 19-25)。

⁸⁹ エスピンーアンデルセンによれば、福祉国家は、1930 年代から 1960 年代にかけて現れた、ある特殊な歴史的産物であって、社会的な不幸を軽減し、基本的なリスクを再分配するための社会政策だけでなく、政府と市民との社会契約を見直すことを約束したものであるという(Esping-Andersen, 1999=2000:62)。エスピンーアンデルセンは、マーシャルが福祉国家の核心的理念であると述べた「社会的市民権」に含まれている「社会権」を「脱商品化」と捉え、それに基づいて、福祉国家を単に国家がどのような社会的サービスや給付を行うのかによって理解するのではなく、国家の活動が市場および家族の役割とどのようにむすびついているのかという、福祉国家に埋め込まれている原理に焦点を当てて、比較福祉国家類型論を展開していた。(Esping-Andersen, 1990=2001:23, 35)。

て「脱商品化」と「階層化」という概念を用いて、個人(と家族)が国家の社会保障給付を通じて、労働市場に依存することなく、所得を確保し消費生活を営むことができる程度とその仕方によって規定し、国際的な多様性を視野に入れて福祉国家類型論を展開したのである。

2. ジェンダーの観点からの批判

エスピンーアンデルセンは、雇用労働(市場)と福祉(国家)との関係、および階級にかかわる不平等に軸足をおきながら、脱工業化とグローバリゼーションのもとでの福祉国家の適応力を分析し、従来とは異なる福祉国家の空間的類型化を行なうことで、その後の福祉国家研究に多大な影響を及ぼしたが⁹⁰、彼に対する際立った批判は概ね二種類であった⁹¹。

一つ目は、福祉国家類型の分類の方法に関するもので、例えば、オセアニア、地中海沿岸諸国、日本 92 などの国・地域は、単純な三つの類型ではその特徴を説明しきれず、第 4 の新たなレジームを加える必要があるのではないかという批判であった(Castles, 1995; 1996; Kangas, 1994; Ragin, 1994)。

二つ目は、エスピンーアンデルセンの分析枠組みの中核をなす「脱商品化」概念に、家族やジェンダー視点が組み込まれてないというジェンダー視点からの批判である(Lewis, 1992, 1997; Orloff, 1993; Sainsbury, 1994, 1996; Daly and Lewis, 1998, 2000)。エスピンーアンデルセンは、雇用労働(paidwork)と、労働力の「脱商品化」を可能ならしめる政策としての福祉との関係だけを考慮に入れており、家族のなかで行われる無償労働(unpaid-work)の重要性や、その無償労働の多くを主に女性が担っていることなどが無視されていると、多くのフェミニストから批判されたのである。エスピンーアンデルセン

⁹⁰ 大沢 (2013:9-10)、原 (2016:146)、宮本 (2008:44)、今里 (2012:2)。

 $^{^{91}}$ エスピンーアンデルセンは、その二つの批判に答えることができなければ、分析を進展することは不可能であると考えた(Esping-Andersen, 1990=2001: 35-36)。

⁹² とりわけ日本型福祉国家モデルはユニークで、福祉国家類型論の標準的な分析 道具で当てはめることはできない。韓国や台湾、その他東南アジア諸国が、日 本が経験したのと類似した形で社会的な諸権利を徐々に拡張しつつあることか ら、「東アジア型」福祉国家モデル(Goodman and Peng, 1996)もしくは「アメ リカー太平洋型」福祉国家モデル(Rose and Shiratori, 1986)などの議論が 展開された。

の福祉国家レジームは、男性が稼いで妻と子どもを養い、女性が主婦として家事や育児などケアの担い手となるという性別役割分業に基づく「男性稼ぎ主モデル」と一体化しており、その下では、女性は男性稼ぎ主の妻としての地位によってのみ社会保険の受給資格が得られる。つまり、女性にとっての「脱商品化」とは、男性にとってのそれと違って、「福祉依存者(welfare dependency)」になることを意味する(Lewis, 1997:162)。言い換えれば、エスピンーアンデルセンの「脱商品化」概念は、ジェンダー中立的に定義されているがゆえに、社会権を獲得している標準的な市民から女性を一そのものの持つ特殊な経験と社会的地位のために一排除してしまっていたのである。

こうした批判にたいし、エスピンーアンデルセンはまず一つ目の点については、日本やオーストラリア、南ヨーロッパが、単純な三つの類型と簡単に両立しない特徴を示していることは事実であると認めながらも、第 4、第 5、第 6の新たなレジームを加えることによって得られるものは何かと問い直し、日本やオセアニアの特徴は、全体としての三つの類型論の明確な論理の内部でのバリエーションであって、まったく異なる論理それ自体にもとづいたものではなく、したがって新たなレジームを加える正当な理由にはならないと結論付けた。ただ、ユニークな南ヨーロッパのレジームの場合、究極的に問題は、家族の中心的な役割にかかってくるが、まさにこの点が三つの福祉モデルの弱い環⁹³にあたるので、更なる注意を払う必要があると付け加えた(Esping-Andersen, 1999=2000:92)。

他方、二つ目のフェミニストからのジェンダー盲目的であるとの批判をうけてエスピンーアンデルセンは、自身の「脱商品化」概念による福祉国家という枠組みでは現実の福祉国家の危機を完全に説明しきれないと考え、ジェンダー視点として「脱家族化」という新たな概念を取り入れ、労働市場、家族、そして、福祉国家の相互作用で形成される「福祉レジーム」論を新たに展開した(Esping-Andersen, 1999=2000:26-27)。エスピンーアンデルセンによれば、「脱家族化」は「脱商品化」に対応している概念で、女性にとって「脱家族化」は、

^{93「}家族」を福祉国家類型論の最も弱い環であると認識していることから、エスピン-アンデルセンが、「脱商品化」概念の枠組みには家庭内で無償労働によって生産される「福祉」が無視されているという、フェミニストからの批判を真摯

「彼女たち自身を商品化する」ための前提条件⁹⁴であるという(Esping-Anders en, 1999=2000:86-87)。つまり、「脱家族化」を目的として作られた保育サービスやデイ・ケアサービスなどを利用することによって、女性が男性と同様に労働市場に進出し、保険制度を通じて「脱商品化」を達成し、その結果として社会的諸権利を獲得するということになる。

確かに「脱家族化」概念には、家族のケア負担を社会化することによって、 女性の自律性⁹⁵を高めるという、ジェンダーにかかわる要素が組み込まれてい る。しかしエスピンーアンデルセンは、女性のケア・サービスへのアクセスは 女性の雇用にとって決定的要因となるが、それと男性の家事労働への参加とは まったく無関係なことであるという見解を明らかにした。

「母親の雇用(と家族経済)の展望を切り開こうとするなら、当然のことながら、父親を更なる無償労働へと向かわせるよりも、デイ・ケアサービスを拡充する方が効果的である。男性の家事参加を促す政策は、ジェンダー論の立場からは平等主義的な政策と見えるかもしれないが、『男女』どちらにも有利な戦略とは思えない。ほとんどの家庭は、可能ならば夫婦どちらの無償労働も減らしたいと思っているはずである」(Esping-Andersen, 1999=2000:96)。

要するに、エスピンーアンデルセンの「脱家族化」指標は、福祉国家による育児や介護などケア・サービスおよび給付を媒介に、家庭内での無償のケア労働を担っていた女性を、市場における雇用に直接結びつけてその労働力を商品化することによって、「脱商品化」する度合いを測るものとなっているのである。その枠組みに基づいた分析は、とどのつまり福祉(国家)と市場(雇用)の働きにとどまってしまう。このような意味でエスピンーアンデルセンの「脱家族化」および「脱商品化」概念は、近年の「新しい社会的リスク」に対する積極的な労働市場政策と同じ脈絡の上にあるといえよう。原(2016)によれば、「脱家族化」指標はケアの市場化に対する楽観的な展望を前提にするものであって、その意図するところがよりジェンダー・センシティブな「脱商品化」を規定す

にうけとめていたことがうかがえる。

⁹⁴ Orloff, 1993

⁹⁵ エスピン-アンデルセンのいう自律性とは、女性の労働市場に進出(商品化) するための自律性、あるいは、独立世帯を築き上げるための自律性のことであ る(Esping-Andersen, 1999=2000:87)。

ることであっても、結局、市場における雇用労働を中心に据えるものであり、 そこには無償のケア労働の特殊性に対する、市場化する際に伴う困難に対する 考察が欠落していると指摘した(原, 2016:152)。

そもそもエスピン-アンデルセンの問題関心は、「福祉総体」を形成する三つ の構成要素、すなわち、家族、市場、福祉国家がどのような原理の下で相互に 結びついて社会的リスクを管理するのか、その内的因果関係に立つ三極構造の 総体的なあり方を把握することであって、ケアの特殊性や平等(もしくは不平 等)、とりわけジェンダー不平等などは、第一義的な関心問題ではなかった。 エ スピン-アンデルセンはむしろ、家族、市場、国家がリスクを管理する上で異 なる配分の原理をもっており、具体的には、家族の中では互恵性の原理、市場 は金銭関係を通じた分配、国家は権威的な再分配が支配的であり、どれも「平 等性」や「平等主義」を意味するものではないと述べている。さらにエスピン アンデルセンは、近年の欧米諸国における女性の役割の変化と福祉国家の適 応とを論じた、2009年の著書の序論で、「ジェンダー不平等」について次のよ うな懸念を述べている。女性の役割の変化という課題における分析のレンズを ジェンダー不平等に絞り込んで「タコツボ化」してきたせいで、私たちは 20 世紀の最後の 2,30 年における「重大な転換」%のなかで、女性の役割に如何 に革命的な変化が起こっているのかを把握できなかったのではないかと(Espi ng-Andersen, 2009=2011:4)

しかし実際は、エスピンーアンデルセン自身が「家族」と「女性の役割の変化」を把握できたのは、ジェンダー不平等という分析のレンズを通して家族における女性の役割やその実情を分析し続けてきた、ジェンダー視点からの批判があってからこそのことではないか。まさに、「貧困の女性化」は、それまでジェンダー中立的な概念であった貧困を、ジェンダー不平等という分析のレンズを通して、近年の家族、市場、国家それぞれの領域における社会経済構造の変

⁹⁶ エスピン-アンデルセンは、私たちが経験している近年の激しい社会変動を、カール・ポランニーが『大転換』で描いたような事態として認識しているように思われる。エスピン-アンデルセンは、大転換が進む際に、社会の性質を把握するためには、社会秩序の個々の構成部分を超えて、関連する多くの構成部分のあいだの相互作用と共働とをすべて結びつけて、実証を行なわねばならないと述べている(2009=2011: 4)。

化として把握され、その現状がより具体的に明らかにされたのである。そして、 そのなかで静かに進んだ女性の役割における変化にも気づくこともできたので ある。「重大な転換」の際に、ジェンダーという分析のレンズは、「社会の性質」 とその変化を洞察できる手がかりになり得るといえよう。

3. ジェンダーレジームの展開

エスピンーアンデルセンの福祉国家類型論は、ジェンダー視点の批判を受け入れてから、国家、市場、家族へとより拡張された福祉レジーム論を展開するものとなった。雇用労働を中心に据えるものであるとはいえ、ジェンダー平等均衡と福祉国家の適応へと議論は押し進められたのである。他方、ジェンダー研究者らは、エスピンーアンデルセンの福祉国家類型論に触発されて、それを批判的に再検討する過程で、「脱商品化」に取って代わる新たな指標に基づく、いわゆるジェンダーレジームを展開した。

例えば、ルイス(Lewis, 1997:166-169)は、無償労働(unpaid work)、有償労働(paid work)、福祉(welfare)に焦点をおきながら、労働市場、社会保障と租税システム、育児、各々における女性の地位を変数として、福祉国家が男性稼ぎ主モデルにどの程度依拠しているかを比較分析し、ジェンダー福祉レジームの類型化を行なった。第一に、男性稼ぎ主の政策論理が強く残されている、イギリスやアイルランド、ドイツは、「強固な男性稼ぎ主モデル(The strong male breadwinner model)」に分類される。このモデルでは、ケア労働(care work)に対する公的責任と私的責任が明確に線引きされている。女性は、妻や寡婦として、または、労働者、あるいはシングルマザーとして給付を請求することができるが、両方を同時に認められるわけではない。このモデルは、女性被扶養者を維持するための男性稼ぎ主の義務強化や、女性の就労へのペナルティップ、もしくは、女性がフルタイムで母親としての任務を遂行することを促す

⁹⁷ 例えばドイツでは、「育児手当」は、専業主婦を含め育児のために就業を抑制する親に対して支給されてきた。1986 年の導入当初の手当は、定額で、月額 300 ユーロ(約4万7000円)が最長2年間支給された。しかし、育児手当には、1994年から所得制限が行われ、その限度額も次第に引き下げられ、2004年以降は、夫婦の場合、年間16,500ユーロ(約259万5000円)を超える所得額に応じて支給額が減額された。その結果、受給者数は、2003年の約65万人から、2004年には43万人に大幅に減少し、そのうち、約6万人は最初の6か月しか受給し

ことなどを決定する際に、より精密な検討を必要とする。第二の、ノルウェーを例外とする⁹⁸スカンジナビア、すなわち、スウェーデンとデンマークの類型では、共稼ぎ夫婦世帯が一般的である。このモデルは、育児給付の増加や、父親育児休業と分離課税の導入などによって女性の賃金労働者化を促進しながら、男性稼ぎ主モデルから最も離れた「弱い男性稼ぎ主モデル(The weak male breadwinner model)」へ移って行っている。第三に、フランスは「修正された男性稼ぎ主モデル(The modified male breadwinner model)」であって、女性の受給権利(claim)は、一方では妻や母として、他方では賃金労働者(paidworker)としての地位にもとづくが、両方の権利は並行して維持されている。

ルイスの福祉レジーム類型は、男性稼ぎ主モデルが全ての国の政策を支えていると想定したうえで、福祉国家とジェンダーの関係を「男性稼ぎ主モデル」の単一基本次元のみにもとづいて捉えようとしたところに限界があると言わざるを得ない。しかしセインズベリ(Sainsbury、1994;1996)は、社会政策における二つの極の次元、「男性稼ぎ主モデル」と「個人モデル(The individual model)」というジェンダーモデルを提示することで、ルイスの限界を大きく改善し、ジェンダーレジーム論を一層発展させた。セインズベリ(Sainsbury、1999)はさらに進んで、特定の国家経済組織(state-economy organization)は独自の政策論理を生み出すと仮定し、福祉国家レジームへの対応として、「男性稼ぎ主レジーム(male breadwinner regime)」、「ジェンダー役割分離レジーム(separate gender roles regime)」、「がエンダーで割分離レジーム(individual earner-carer regime)」からなる三つの「ジェンダー・ポリシー・

ていない。つまり、低所得の家庭を支援するものとなったのである。事実上、支給額が少ないため出産・子育て期の家庭にとって効果的な所得保障となっていなかったと言われた。ところがここ数年、そのドイツで、共稼ぎ家族をモデルとそる新たな家族政策への転換が行われている。それを象徴するのが、「親手当」の導入である。ドイツは 2007 年に、従来の「育児手当」に代えて、子の出生前の就業所得の 67%をその支給額とする、所得比例方式の「親手当」を導入した。家庭と職業との両立を目指す親手当制度への転換は、ドイツがスウェーデンに倣った、両親が共に働き共に育児にあたる、共同モデルへと歩み始めたことを意味する(斎藤、2007:55-57; 原、2016:156-158)。

⁹⁸ ノルウェーでは、スウェーデンやデンマークと違って、未婚や未亡人、離婚などを理由に、一人で子育てする片親 (single providers) に特別な受給権を与えている。ノルウェーにおける育児制度は、女性の賃金労働を促進するためではなく、児童の利益を最優先にする考え方に基づいて設けられたもので、この

レジーム (gender policy regimes)」の構築を試みた。ジェンダー・ポリシー・レジームは、性別の役割、義務、権利を規定する原理や規範(ジェンダーイデオロギーや慣行)によって形成される、ジェンダー関係の構造と特定の政策論理との結合を具体化する。したがって、ジェンダー・ポリシー・レジームは、男女間の実際の、または好ましい関係、受給権の原則、政策構築をあらわす、イデオロギーに基づいて区別することができる。

セインズベリは、図表 5-1 のとおり、8 つの次元に基づいて三つの「ジェン ダー・ポリシー・レジーム」に分類した。まず、「男性稼ぎ主レジーム」は、性 別によってその役割が厳密に分担され、夫は家族を扶養する稼得者の役割を、 妻は家庭内でのケア提供者の役割を担うモデルで、社会福祉の受給資格が扶養 の基準によって定められているため、男性は家族の扶養者として受給資格を持 つことができるが、女性は被扶養者(妻)としての地位に依存せざるを得ない。 これに対し、「ジェンダー役割分離レジーム」は、厳密な性別役割分担という面 からは「男性稼ぎ主レジーム」と同様であるが、受給資格が性別役割に基づい て分離されているため、男性は家族の扶養者としての地位によって、女性は家 庭内でのケア提供者としての地位によって、受給資格を得る。最後に、「個人稼 得者ーケア提供者レジーム」は、個人が稼得者でありながらケア提供者となる、 性別と関係なく役割を共に分担するモデルで、受給資格は市民権または居住権 によって付与される。社会的権利や納税義務の主体は、家族ではなく個人とな る。また国家は、子育てや介護などに関するケア・サービスや給付を提供する。 このモデルの下では、結婚の有無や性別役割に関係なく、個々人が同等な社会 権を享受できる (Sainsbury, 1999:77-80)。

点では、スウェーデンやデンマークと大きく異なる(Leira, 1992:102-104)。

図表 5-1 三つのジェンダー・ポリシー・レジーム

		:	:
	男性稼ぎ主レジーム	性別役割分離レジーム	個人稼得者・ケア提供者レジーム
家族イデオロギー	頑固な性別役割分担	頑固な性別役割分担	役割共有
	夫=稼得者	夫=稼得者	父親=稼得者・ケア提供者
	妻=ケア提供者	妻=ケア提供者	母親=稼得者・ケア提供者
受給資格	配偶者間不均等	性別役割に基づき分離	同等
受給資格の基準	扶養の原則	家族責任	市民権または居住権
受給主体	世帯主	家族の扶養者としての男性	個人
	被扶養者に対する付加給付	ケア提供者としての女性	
課税	合算課税	合算課税	分離課税
	被扶養者に対する控除	両配偶者の被扶養者に対する控除	均等減税
雇用と賃金政策	男性優先	男性優先	男女に同等
ケアの領域	主として私的領域	主として私的領域	強力な国家の関与
ケア労働	無償労働	家庭でのケア提供者による有償労働	家庭内・外でのケア提供者による有償労働

資料: Sainsbury, D. ed. (1999) Gender and Welfare State Regime, p. 78.

セインズベリの「ジェンダー・ポリシー・レジーム」は、福祉国家の類型化 を究極の目標としたものではなく、いわゆる、「規範的代替モデル」として提示 されたものである99。例えば、男女が稼得者とケア提供者との両方の役割と責 任とを共有することを支援する「個人稼得者・ケア提供者レジーム」は、フレ イザー(1997=2003)の「普遍的ケア提供者モデル(universal caregiver model)」 ¹⁰⁰や、ゴールニックとマイヤース(Gornick & Meyers, 2003)の「夫婦ともに 稼ぎ手兼ケア提供者モデル(dual earner-carer model)」¹0¹とも類似している。 セインズベリは、スカンジナビアの4ヶ国、ノルウェー、フィンランド、デ ンマーク、スウェーデンを、それらの 1980~90 年代の政策の変化をも視野に入 れ、「ジェンダー・ポリシー・レジーム」の理論的枠組みに基づいて比較分析し た。分析結果によれば、スカンジナビア4ヶ国は、程度の差こそあれ「個人稼 得者・ケア提供者レジーム」に向かって移動しているが、次のような特徴を残 している。ノルウェーは「性別役割分離レジーム」にもっとも近く、フィンラ ンドは「性別役割分離レジーム」と「個人稼得者・ケア提供者レジーム」とが 組み合わされている。デンマークは、4ヶ国の中で「性別役割分離レジーム」 からもっとも遠い。デンマークを「個人稼得者・ケア提供者レジーム」へと大 きく進展させた公共サービスの拡充は、女性の労働市場参加を促進するととも に、家庭の外部における有償のケア労働を増加させた。だが、男性のケア提供 者としての役割を促進する政策を持たない点においては、ほかのスカンジナビ ア国と異なる102。最後に、1960年代に強い「性別役割分離レジーム」であった

⁹⁹ 田中(2015)は、セインズベリの「ジェンダー・ポリシー・レジーム」論を「規 範論」「政策論」「動態論」の 3 つの視点から、ルイスの「男性稼ぎ主モデル」 論、フレイザーの「ジェンダー公平」論と比較分析した。

¹⁰⁰ フレイザー(1997=2003)は、「男性稼ぎ主モデル」から脱却するための三つの対案モデルとして、「普遍的稼得者モデル(The Universal Breadwinner Model)」、「ケア提供者対等モデル(The Caregiver Parity Model)」、「普遍的ケア提供者(The Universal Caregiver Model)」を提案した。

¹⁰¹ ゴールニックとマイヤース (Gornick & Meyers, 2003) は、ケア (caring) と 雇用 (earning) の両方、また、子どもの福祉 (well-being) とジェンダー平等 の両方の重要性を尊重する、最後の政策モデルとして「夫婦ともに稼ぎ手兼ケア提供者モデル (dual earner-carer model)」を提案した (2003:4)。

¹⁰² セインズベリは、デンマークにおける保育サービスの提供は、女性が家事と仕事とを併行する可能性を高め、労働力の女性化をもたらしたが、男性のケア提供者としての役割を促進する政策を持たないため、普遍的稼得者モデル(universal-breadwinner model)ではあっても、ケア提供者対等モデル

スウェーデンは、1970年代から「個人稼得者・ケア提供者レジーム」へと転換し、現在、もっとも「個人稼得者・ケア提供者レジーム」に近い¹⁰³。エスピンーアンデルセンの福祉国家類型論においては、ノルウェーとスウェーデンはもっとも純粋な社会民主主義的福祉国家に分類され、少し変形した社会民主主義的福祉国家としてデンマークとフィンランドがその代表とされるのに対し、「ジェンダー・ポリシー・レジーム」の理論枠組みの下では、むしろ、ノルウェーとフィンランドが家族内の責任を強調する「性別役割分離レジーム」により近い類似したグループとなり、デンマークとスウェーデンは「個人稼得者・ケア提供者レジーム」により近いグループとなる。

これは、特定の類型内に属する福祉国家を、ジェンダー・レンズを通して分析することによって、それぞれの国々が持つ相異なる特徴や変化の傾向が、新たに見えてくることを意味する。それによって、新たなるクラスターを形成することも可能である。

他方、ディリーとルイス (Daly and Lewis, 1998) は、ケア概念を「労働」、「規範的枠組み」、「コスト」という三つの次元で整理し、「構造化された社会的・経済的現象」として「社会的ケア」概念を提起した¹⁰⁴。そして、この「社会的ケア」概念を、ミクロレベル(家族とコミュニティの諸個人間)とマクロレベル(国家、市場、家族、コミュニティ)に分け、ケアの概念、ケアの担い手の労働環境の指標、ケアの分配の変化の軌道を示し、ミクロレベルからマクロレベルへの境界をまたいで生じる¹⁰⁵福祉国家の動態化の枠組みを提示した。

韓国の福祉レジームをエスピンーアンデルセンの福祉国家類型論に照らして みると、韓国の福祉レジームには、①厳格なミーンズテストに基づいた最低限

⁽Caregiver-parity model) ではないと、フレイザー (1994) の理論モデルを用いてデンマークの特殊性を説明した (Sainsbury, 1999:89)。

¹⁰³ Sainsbury (1999:81)_o

¹⁰⁴ ディリーとルイス (Daly and Lewis, 1998) は、既存のフォーマルとインフォーマル、育児と介護、無償と有償という三つのケアの二分法を超えて、「社会的ケア」という統一的な「発見的概念」を提示し、「ケアの担い手 (carer)」を「主体 (agent)」とする概念を整理した。この点において、従来のジェンダー視点からの「ケアレジーム」論を根拠づけると評価されている (原, 2016:161)。

¹⁰⁵ 例えば、育児・介護制度におけるケア時間と所得保障の確保やパパ・クオータ制の導入、保育施設の充実などは、ミクロレベルのケア分配の変化をとおして、マクロレベルにおけるケアの分配の変化を引き起こすことになる(原,2016:155)。

の給付と市場の活性化を通しての問題解決に向けた政治的取り組みを軸としている「自由主義的」レジームの特徴、②家族主義が強く、保険原理によって雇用と拠出に基づいて社会権が保障される「保守主義的」レジームの特徴、③古い社会的リスクと新しい社会的リスクに同時対応するために、ケア・サービス制度を導入し女性の就労を促進する弱い「社会民主主義的」レジームの特徴が混合している。

他方、「ジェンダー・ポリシー・レジーム」に照らして考えると、韓国の福祉 レジームは、頑固な性別役割分担に基づいた「男性稼ぎ主レジーム」から、女 性を労働市場に積極的に参加させる政策を通して、「個人稼得者モデル」へと足 を一歩進めた。だが、雇用と賃金政策における男女均等は保障されておらず、 ケアの責任が男性、市場、国家に分担されていないまま、依然として女性がケ アの第一義的な責任を有するものとなっている。ようするに、韓国の福祉レジ ームは、「弱い男性稼ぎ主モデル」と「弱い個人稼得者モデル」との混合型であ るといえよう。

4. 小結

本章では、ジェンダーの視点が欠如していたエスピンーアンデルセンの福祉 国家類型論の「脱商品化」概念に触発されて、ジェンダー研究者らによって展 開されたジェンダーレジームを検討した。実際の各国におけるジェンダーレジ ームは、社会経済の諸条件や歴史・文化などの影響の下で国ごとに形も様々で あり、その変化の方向は類似していると言っても一律ではない。他方、規範論 としてのジェンダーレジームは、ケアを中心とした「ケア供給レジーム」と、 ケアと雇用とにおけるジェンダー平等を中心とする「個人稼得者・ケア提供者 レジーム」¹⁰⁶とに大別できる。

1990年代末以降における韓国政府の福祉国家戦略は、エスピン-アンデルセンに言わせれば、保育や介護などケア・サービスを媒介に(脱家族化)、家庭内での無償のケア労働を担っていた女性が男性と同様に労働市場に進出し、その

¹⁰⁶ 夫婦ともに稼ぎ手モデル (dual-earner model) が夫婦世帯を前提としているとの批判から、最近では主に、個人稼得者・ケア提供者レジームや成人労働者モデル (adult worker model) などが使われている。

労働力を商品化することで、社会保険制度を通しての「脱商品化」を達成し、 社会的諸権利を獲得するいわゆるワークフェア政策を展開することで、新しい 社会的リスクに対応するとともに、経済成長につなげようとするものであった。 それは、誰が所得を稼ぐのかという視点からすると、男性稼ぎ主モデルから個 人稼得者モデルへの移行を意味するが、そこには無償のケア労働の特殊性と、 誰がケアを提供するかなどジェンダーからの視点が欠けていた。女性の就労を 促進する政策はあっても、女性の労働条件を向上させる政策や男性のケア提供 者としての役割を促進する政策などはなかった。結果的にそれは、女性が労働 市場に参加しても「脱商品化」は達成できず、むしろ女性に経済活動と家庭内 のケア労働との二重の責任と負担を負わせることとなった。また、政府のケア・ サービス分野における働き口作りと、そこに女性の就労を促進する政策によっ て、市場で提供される有償のケア労働をも女性が担うことになった。とりわけ 公的扶助の給付の条件付けとなっている自活勤労に参加する貧困女性や、出産 や育児などで就業中断を経験した女性の多くは、市場化されたケア・サービス 分野に進出しても、彼女らの提供する有償のケア労働に対する社会的価値評価 が低く、例えば専門的な熟練技術を必要としない誰でもできる、いつ誰にでも 代替できうる仕事にしか評価されず、最低賃金か場合によってはそれを下回る レベルの賃金しか受け取れない、ワーキングプアの状態にとどまる可能性が高 くなっているのである。

「貧困の女性化」を、所得や時間など貨幣的・非貨幣的資源へのアクセスや 資源の配分におけるジェンダー不平等の結果として現れる社会問題であるとい うならば、その根源的な解決は、男性と女性とが、社会の中で担うべきとされ る役割及び責任の配分と、それを遂行することによって認められる地位に対す る社会的評価とにおけるジェンダー不平等を正すことに関わる。このような点 から、規範論としてのジェンダーレジームは、「貧困の女性化」問題の現状を分 析する際においても、その根源的な解決策を模索することにおいても、少なか らざる意義を有すると考えられるのである。

終章 まとめと今後の課題

1. 本研究のまとめ

本研究では、1990 年代末以降の韓国における家族、市場(雇用)、国家(社会保障)の三つの領域の構造変化とその現状を、ジェンダーエクイティの観点から、韓国における「貧困の女性化」を確認するとともに、その拡張と発展を試みた。まとめると以下のようになる。

第1に、1990年代末以降の韓国においては、家族形態が急速に多様化し、世 帯規模の縮小および女性稼ぎ主世帯の増加傾向が顕著となるなかで、「貧困の女 性化」現象が、貨幣所得の貧困だけではく、時間貧困の女性化の形で現れてい ることが明らかとなった。具体的にはまず、2014年の女性稼ぎ主世帯の貧困率 (37.2%)は男性稼ぎ主世帯の貧困率(13.3%)の2.8倍にたっしていること、 貧困世帯全体に占める男性稼ぎ主世帯の割合は、2004 年に 63.5%から 2014 年 に 54.9%にまで減り続けているのに対し、女性稼ぎ主世帯の割合は 2004 年に 3 6.5%から 2014 年に 45.1%にまで増え続けていることである。次に、一日の生 活時間のうち、「義務労働時間」に費やしている時間を比べると、共稼ぎ世帯の 女性が8時間5分で最も長く、その次は女性稼ぎ主世帯の女性で7時間50分と なっており、共稼ぎ世帯の男性(6時間52分)や男性稼ぎ主世帯の男性(6時 間 38 分) よりも長いこと、職に就いている男性は 6 時間前後の有償労働と 40 分強の無償労働に時間を費やしているのに対し、職に就いている女性は5時間 前後の有償労働の終了後に3時間前後の家庭内の無償労働に時間を費やしてい ることである。所得と時間とにおける二重の貧困の問題は、例えば、低賃金の 女性非正規労働者の場合、自分や家族のニーズを満たすに足りる収入を得るた めには長時間働かなければならず、家族ケアの時間が足りなくなり、逆に子育 てや介護などの家族ケアに時間を当てれば、余暇時間など自分のために自由に 使える時間どころか、所得を得る時間さえも足りなくなり、所得貧困に陥って しまう。すなわち、所得と時間との二重の「貧困の罠 (poverty trap)」から抜 けられなくなってしまっているのである。

第2に、1990年代以降、産業構造のサービス産業化と労働力の女性化が同時 に進んだが、男性に比べ女性は、相対的に低賃金の不安定な雇用状態に置かれ ていることが明らかとなった。2016 年 8 月現在、女性労働者全体の 54.4%をしめる女性非正規労働者の所定内給与は、男性正規労働者のそれの 55.9%、女性正規労働者の所定内給与は男性正規労働者のそれの 69.6%と 7割を下回る低い賃金である。女性の就業パターンは、家族周期(family cycle)と密接に関係しており、出産や育児のために多くの女性は就業中断を余儀なくされている。このような就業中断は、女性のキャリア開発および労働市場における地位に不利に作用し、女性が再び経済活動に参加する際に、不安定で低い賃金しか受け取れないマージナルな仕事に従事する可能性を高め、女性の経済的な独立をより困難にさせている。

第3に、「生産的福祉」に代表される1990年代末の経済危機後の韓国政府の福祉政策は、雇用と強く連携した福祉、すなわちワークフェアに基づいていたが、特に女性の雇用を創出・拡大することを通して、社会福祉サービスの拡充と経済成長とを同時に達成する、福祉と経済の好循環システムを構築し、新しい社会的リスクに対応しようとするものだったが、結果的により多くの女性を貧困に追い込むことがわかった。

社会保障の三つの柱である公的扶助、社会福祉、社会保険からみると、まず、 基礎生活保障制度(公的扶助制度)は、労働能力のある者に自活事業に参加することを受給の条件とし、就労を通しての脱貧困および自活の達成を目標と掲げたが、むしろ低賃金の不安定で周辺的な雇用の拡大につながっていた。とりわけ社会福祉施設やケア・サービス分野に参加している多くの女性は、最低賃金額を下回る低賃金と劣悪な雇用条件のもとで受給を不可欠とせざるをえず、ワーキングプアの状態に留まっている。

次に、政府は国家戦略として「仕事・家庭の両立支援」を掲げ、積極的に少子高齢化対策に取り組んできたものの、女性だけを仕事と家庭の両立支援の対象として想定したため、むしろ、女性に稼ぎ手と育児や介護など家庭内のケアの提供者としての二重の役割と負担を課することになってしまった。

さらに、賃金や労働時間など雇用条件に基づいて設計されている社会保険制度の下で、比較的低賃金の不安定な雇用状態にさらされている女性や専業主婦などは、社会保険から排除されている可能性が高く、それらが積み重なった結果、公的年金などのカバー率および受給額の規模などにおいて、ジェンダー非

対称性が生じていた。

第4に、1990年代末以降における韓国政府の福祉国家戦略は、エスピンーアンデルセンの言葉を借りれば、家庭の外部におけるケア・サービスを媒介に(女性の脱家族化)、女性が男性と同様に労働市場に進出し(女性の労働力の商品化)、社会保険制度を通して社会的諸権利を獲得する(脱商品化)いわゆるワークフェア政策を展開することで、新しい社会的リスクに対応するとともに、経済を成長させることを狙うものであった。それは、誰が所得を稼得する労働を担うのかという視点からすると、男性稼ぎ主モデルから個人稼得者モデルへの移行を意味するが、そこには、無償のケア労働の特殊性や、誰がケア労働を担うのか、女性の雇用の質はどのようなものかなどといったジェンダーからの視点が欠けているものであることが明らかになった。その結果、ミクロレベルにおいては、個々の家庭において女性に経済活動と家庭内の無償のケア労働との二重の責任および負担を負わせ、マクロレベルにおいては、家庭の外部、すなわち市場で提供される有償のケア労働を女性に劣悪な労働条件で担わせることになったのである。

以上を総括すると、1990 年代末以降の韓国における所得と時間との二重の「貧困の女性化」現象は、ジェンダーの視点が欠けるワークフェア政策の積極的な展開と、家族および労働市場における伝統的な性別役割・職域分離とが絡み合って生じたものであると結論づけられる。「貧困の女性化」問題は、男性と女性とが、社会の中で担うべきとされる役割及び責任の配分と、それを遂行することによって認められる地位に対する社会的評価とにおけるジェンダーエクイティを達成することなしに解決できない問題なのである。

2. 今後の課題

「貧困の女性化」問題を明らかにするためには、依然として多くの課題が残されているが、四つの主な課題提示して本研究を締めくくりたい。

一つ目の課題は、子どもの貧困問題である。韓国保健社会研究院(2016)の公表によれば、2006年~2015年の10年間で、韓国の全世帯人口の貧困率(世帯等価可処分所得の中央値の50%基準)は13.4%から12.8%へとわずか4.5%減少したが、子どもの貧困率は10.1%から6.9%へと31.7%も減少し、2015

年時点での日本の子どもの貧困率(13.9%)の半分を下回る。その要因としては、子どものいる世帯への社会的移転の効果や、子どものいる世帯における就業者数の増加による世帯所得の上昇などが取り上げられているが、他方において、結婚や子どもを持つことによって貧困層に陥る可能性の高い若い世代が、結婚や出産をあきらめたり、その時期を先延ばしたりした結果である可能性も提起されている¹⁰⁷。韓国における子どもの貧困の問題は、社会経済構造の諸問題が凝縮された問題であるだけでなく、「社会の再生産」に関わる根本問題なのである。本研究では非貨幣的資源として時間資源のみを取り上げて「貧困の女性化」の分析対象としたが、健康資源もその分析対象として扱う必要がある。ケアの担い手(主に女性)の身体的かつ精神的な健康状態は、ケア主体の健康貧困それ自体も大きな問題であるが、例えば、子どものケアを担う母親の憂うつ状態がそのまま子どもの発達に影響を与えるなど、子どもの貧困につながる問題でもある。ケアの問題として子どもの貧困問題を分析する必要がある。

二つ目の課題は、ジェンダーレジームの国際比較である。本研究は、1990 年代末以降の韓国を分析対象としたため、本格的な国際比較分析は行わなかった。すでに述べたように、「貧困の女性化」問題の現状を分析することにおいても、その根源的な解決を探ることにおいても、ジェンダーレジームの分析は欠かせない。そのためには、規範論的なジェンダーレジーム論だけではなく、実際の各国における社会経済的な特殊性や制度変化およびその影響などをきめ細かく比較分析する必要がある。

三つ目の課題は、地域コミュニティの分析である。本研究では、主として家族と市場、国家の三つの領域に着目した分析にとどまり、地域コミュニティと「貧困の女性化」との関係については、考察できなかった。地域コミュニティの福祉的諸機能が社会においていかに大事なのかは、誰でもが直感的に納得できることはあるが、それは貨幣などで表現できないところが多く、実際に地域コミュニティと「貧困の女性化」とがどのような関係にあるかを探るのは難しい。けれども、資本主義社会におけるセーフティネットには、家族や地域コミュニティなど非市場的要素との関係が多く含まれているはずである。今後、地

¹⁰⁷ 子どもの居る世帯の全世帯に占める割合は、2006 年の 45.8%から 2015 年の 36.9%へと 19.4%減少した (Yeo et al., 2016:122, 143-144)。

域コミュニティ領域をも分析枠組みに取り入れることで、非物質的・非貨幣的 福祉機能にも視野を広げていきたい。

最後の課題として取り上げたいことは、労働力の国際移動のインパクトによる影響、すなわち、移民または未登録女性労働者の貧困問題である。近年、西欧福祉国家が抱えている移民社会の諸問題、なかでも移民女性の貧困問題は、程度の差はあっても韓国にも当てはまる問題であり、しかも徐々に社会問題化しているからである。

これらの課題に取り組むことを通して、これまで隠されてきた女性の貧困を 多角的に「見える化」していくことを今後の課題としたい。

参考資料一覧

I 参考文献

【日本語文献】

- 相馬直子 (2013) 「韓国―家族主義的福祉国家と家族政策―」 『比較福祉国家―理論・計量・各国事例 ―』 (鎮目正人・近藤正基編) ミネルヴァ書房, pp. 310-335。
- 阿部彩 (2008) 「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』Vol. 43, No. 1, pp. 27-40。
- 阿部彩 (2011)「貧困と社会的排除―ジェンダーの視点からみた実態」『承認と包摂へ―労働と生活の保障』大沢真理編、岩波書店。
- 阿部彩 (2012) 「時間の貧困:ジェンダーと社会経済階層と時間格差」 『労働政策研究報告書―シング ルマザーの就業と経済的自立』 労働政策研究・研修機構 Vo. 140, pp. 178-196。
- 有田伸(2016)「正規/非正規雇用間報酬格差の総合的分析:従来の区分と客観的労働条件に基づく区分の比較・組み合わせ」東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクトティスカッションペーパーシリーズNo. 93, pp. 1-16。
- イ・ヘギョン (2006)「現代韓国社会福祉制度の展開―経済成長、民主化、そしてグローバルを背景にして」武川正吾イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較―社会保障・ジェンダー・労働市場―』東京大学出版会,pp. 41-70。
- 今里佳奈子 (2012) 「戦後日本の福祉レジームの分析― 『共同体化』の制度論― (1)」 『地域政策学ジャーナル』 Vol. 2, No. 1, pp. 1-17。
- オザワマーサ N (1990)「アメリカにおける貧困の女性化」『季刊社会保障研究』Vol. 26, No. 3, pp. 228-242。
- 大沢真理 (2013) 「福祉レジーム論から生活保障システム論へ」 『GEMC journal』 No. 9, pp. 6-28。
- 岡本英男(2007)『福祉国家の可能性』東京大学出版会。
- 株本千鶴 (2009) 「金大中・盧武鉉政権の社会保障政策」『海外社会保障研究』No. 167, pp. 18-28。
- 金成垣 (2008) 『後発福祉国家論―比較のなかの韓国と東アジア』東大出版会。
- 金成垣 (2012) 「後発福祉国家における雇用保障政策—韓国の選択」『社会科学研究』第63 巻第5・6号, pp. 35-53。
- 金仁子 (2017) 「韓国における『貧困の女性化』」『季刊経済理論』Vol. 54, No. 1, pp. 61-74。

- 齋藤純子 (2007) 「ドイツの連邦親手当・親時間法一所得比例方式の育児手当制度への転換」 『外国の立法』 第232号、pp. 51-76。
- 篠崎正美(1992)「現代韓国と日本の家族変動における家族意識の研究―ソウル・福岡調査から―」『社会分析』No. 20, pp. 95-125。
- 嶋内健 (2011) 「社会的包摂としてのアクティベーション政策の意義と限界―ワーク・アクティベーション・コンとソーシャル・アクティベーション―」 『立命館産業社会論集』 Vol. 47, No. 1, pp. 173-194。
- 武川正吾(2002)「福祉国家と福祉社会の新しい関係を求めて」『福祉社会研究』第3号, pp. 5-12。
- 武川正吾(2007)『連帯と承認―グローバル化と個人かのなかの福祉国家』東京大学出版 会。
- 田中弘美(2015)「『男性稼ぎ主モデル』脱却に関する理論再考―ジェンダー比較福祉国家研究の到達点と課題から―」『評論・社会科学』同志社大学社会学会, No. 116, pp. 73-86。
- 林健久(1992)『福祉国家の財政学』有斐閣。
- 原伸子 (2013) 「福祉国家の変容と社会的ケア―雇用・家族・ジェンダー」 『季刊経済理論』 Vol. 50, No. 3, pp. 31-40。
- 原伸子(2016)『ジェンダーの政治経済学―福祉国家・市場・家族』有斐閣。
- 黄秀慶(2006)「韓国の賃金構造」『大原社会問題研究所雑誌』No. 571, pp. 1-15。
- 福原宏幸 (2006) 「社会的包摂政策を推進する欧州連合―そのプロセスと課題―」, No. 115, pp. 14-17。
- 藤田菜々子(2005)「福祉国家は超えられるか―ミュルダール『福祉世界』のヴィジョン ―」『経済科学』名古屋大学大学院経済学研究科第53巻第1号, pp. 85-89。
- 閔炳老(2003)「諸外国の憲法事情―韓国」、国立国会図書館調査および立法考査局。
- 宮本みち子・岩上真珠・山田昌弘(1997)『末婚化社会の親子間家―お金と愛情にみる家族のゆくえ』 有斐閣選書。
- 宮本太郎 (2003) 「福祉レジーム論の展開と課題—エスピン・アンデルセンを超えて?」 埋橋孝文編 『比較のなかの福祉国家』 ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎(2008)『福祉政治―日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。
- 室住真麻子 (2006) 「家計のジェンダー化と貧困測定」 『日本の貧困―家計とジェンダーからの考察』 法律文化社。
- 湯川攝子 (2011) 「新自由主義政策と貧困の女性化: メキシコの事例研究」 『京都産業大学論集』 第28

- 号, pp. 141-157。
- 横田伸子 (2011) 「1990年代以降の韓国における労働力の非正規化とジェンダー構造」 『大原社会問題 研究所雑誌』 No. 632, pp. 18-39。
- 横田伸子 (2003) 「韓国における労働市場の柔軟化と非正規労働者の規模の拡大」 『大原社会問題研究 所雑誌』 No. 533, pp. 36-54。
- 横田伸子(2007)「1990年以降の韓国における就業体制の変化と労働力の非正規化―日本との比較分析を中心に」『経済危機後の韓国―成熟期に向けての社会・経済的課題―』 奥田聡編、アジア経済研究所、No. 558、pp. 59-101。

【英語文献】

- Atkinson, A. B. and John Hills. (1998) Exclusion, Employment and Opportunity, CASE Paper 4, LSE.
- Atkinson, J. (1984) "Manpower strategies for flexible organisations," *Personnel Management*, August, pp.28-31.
- Bittman, Michael. and Judy Wajcman. (2000) "The rush hour: the character of leisure time and gender equity," *Social Forces*, Vol.79, No.1, pp.165-189.
- Brady, D. and Denise Kall. (2008) "Nearly universal, but somewhat distinct: the feminization of poverty in affluent western democracies, 1969-2000," Social Science Research, Vol.37, pp.976-1007.
- Casper, Lynne M. et al. (1994) "The Gender-Poverty Gap: what we can learn from other countries," *American Sociological Review*, Vol.59, No.4, pp.594-605.
- Castles, F. (1995) "Social Security in Southern Europe," Paper presented at the *ISA Researchh*Committee 19, in Pavia, September.
- Castles, F. (1996) "Australia and New Zealand: Needs-based Social Gurantees and Working Class Life Cycles," in G. Esping-Andersen, (ed.) Welfare States in Transition. London: Sage.
- Chant, S. (2006) "Re-thinking the feminization of poverty in relation to aggregate gender indices," *Journal of Human Development*, Vol.7, No.2, pp.201-220.
- Chant, S. (2008) "The feminisation of poverty' and 'the feminisation of anti-poverty' programmes: room for revision?," *Journal of Development Studies*, Vol. 44, No. 2, pp. 165-197.
- Christopher, K. (2005) "A 'pauperization of motherhood? Single motherhood and women's poverty

- over time," Journal of Poverty, Vol.9, No.3, pp.1-23.
- Daly, M. and J. Lewis (1998) "Conceptualising Social Care in the Context of Welfare state Restructuring," in Lewis ed. (1998).
- Daly, M. and J. Lewis (2000) "The concept of social care and the analysis of contemporary welfare states," British Journal of Sociology, Vol.51, No.2, pp.281-298.
- Duvander, A.-Z., Haas, L., and Hwang, P. (2016) 'Sweden country note', in: Koslowski A., Blum S. and Moss P. (eds.) International Review of Leave Policies and Research 2016.
- Elgarte, J.M.(2008) "Arguing for a universal caregiver model of welfare provision and assessing alternative incarnations," The Cortona Colloquium 2008 Gender and Citizenship: New and Old Dilemmas, Between Equality and Difference, held in Cortona, Italy, 7-9 November 2008.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press. (G. エスピンーアンデルセン, 岡沢憲芙・宮本太郎監訳, 2001, 『福祉資本主義の三つの世界―比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)
- Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundation of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press.
- Esping-Andersen, G. (2009) The Incomplete Revolution Adapting to Women's New Right, Cambridge: Polity Press. (イエスタ・エスピンーアンデルセン, 大沢真理監訳, 2011,『平等と効率の福祉革命―新しい女性の役割』岩波書店)
- Folbre, Nancy. and Jayoung Yoon. (2007) "What is Child Care? Lessons from Time Use Surveys of Major English-Speaking Countries," *Review of the Economics of the Household*, Vol.5, No.3, pp.223-248.
- Fraser, N. (1997) Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition,
 Routledge. (ナンシー・フレイザー, 仲正昌樹監訳, 2003, 『中断された正義――「ポスト社会主義
 的」条件をめぐる批判的考察』御茶の水書房)
- Fukuda-Parr, S. (1999) "What does feminization of poverty mean? It isn't just lack of income," *Feminist Economics*, Vol.5, No.2, pp.99-103.
- Goodman, R. and Pen, I. (1996) "The East Asian Welfare States," in G. Esping-Andersen, (ed.)

 Welfare States in Transition, London: Sage.
- Gordon, D. (1998) "Definitions of Concepts for the Perceptions of Poverty and Social Exclusion," in

- Bradshaw, J. et al., eds., *Perceptions of Poverty and Social Exclusion 1998*, Report on Preparatory Research, Bristol: Townsend Centre for International Poverty Research, University of Bristol, pp. 5-14.
- Gordon, D. (2006) "The concept and measurement of poverty," in Pantazis, C. et al., eds., *Poverty* and *Social Exclusion in Britain*, Bristol, The Policy Press, pp.29-63.
- Gornick, J. and Jäntti, M. (2010) "Women, poverty, and social policy regimes: a cross-national analysis," Luxembourg Income Study Working Paper, No.534.
- Gornick, J. and Meyers, M. (2003) Families that work: policies for reconciling parenthood and employment, New York: Russell Sage Foundation.
- Gornick, J. and Meyers, M. (2004) "Welfare regimes in relation to paid work and care," *Changing Life Patterns in Western Industrial Societies*, Netherlands: Elsevier Science Press, pp.45-67.
- Heclo, Hugh. (1981) "Towards a New Welfare State?," P. Flora and A. J. Heidenheimer(eds.), *The Development of Welfare States in Europe and America*, Transaction Books.
- Hochschild, A.with A. Machung. (1989) *The Second Shift: Working Parents and the Revolution at Home*, New York: Avon.
- Kangas, O. (1994) "The Politics of Social security," in T. Janoski and A. Hicks, (eds.) The Comparative Political Economy of the Welfare State, Cambridge: Cambridge University Press, pp.346-364.
- Leira, A. (1992) Welfare States and Working Mothers: The Scandinavian Experience, Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Lewis, J. (1992) "Gender and the development of welfare regimes," *Journal of European Social Policy*, Vol.2, No.3, pp.159-173.
- Lewis, J. (1997) "Gender and Welfare Regimes: Further Thoughts," *Social Politics*, Vol.4, No.2, pp.160-177.
- Marshall, T. H. (1950) *Citizenship and Social Class and Other Essays*, Cambridge: University of Cambridge Press.
- McKernan, S. M. and Ratcliffe, C. (2005) "Events that trigger poverty entries and exits," *Social Science Quarterly*, Vol.86, pp.1146-1169.
- Medeiros, M. and Costa, J. (2008) "Is there a feminization of poverty in Latin America?," World

- Development, Vol.36, No.1, pp.115-127.
- Northrop, E. M. (1990) "The feminization of poverty: The demographic factor and the composition of economic growth," *Journal of Economic Issues*, Vol.24, No.1, pp.145-160.
- Orloff, A. S. (1993) "Gender and the Social Rights of Citizenship: The Comparative Analysis of Gender Relations and Welfare States," *American Sociological Review*, Vol.58, No.3, pp.303-328.
- Pearce, D. (1978) "The feminization of poverty: Women, work, and welfare," *The Urban and Social Change Review*, Vol.11, No.1-2, pp.28-36.
- Peterson, J. (1987) "The Feminization of Poverty," *Journal of Economic Issues*, Vol.21, No.1, pp.329-337.
- Polanyi, K. (2001) The Great Transformation: The political and Economic Origins of Our Time, (野口健彦・栖原学訳『大転換―市場社会の形成と崩壊』 東洋経済新報社, 2009年).
- Pressman, S. (2003) "Feminist explanation for the feminization of poverty," *Journal of Economic Issues*, Vol.37, No.2, pp.353-361.
- Ragin, C. (1994) "A qualitative Comparative Analysis of Pension Systems," in T. Janoski and A. Hicks, (eds.) *The comparative Political Economy of the Welfare state*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.320-345.
- Rose, R. and Shiratori, R. (1986) Welfare State: East and West, Oxford: Oxford University Press.
- Sainsbury, D. (1994) "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare State", in D. Sainsbury (ed.), *Gendering Welfare States*. London: Sage, pp.150-69.
- Sainsbury, D. (1996) Gender Equality and Welfare States, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sainsbury, D. and Morissens, A. (2010) "Sweden: The feminization of poverty?," *Poor Women in Rich Countries: The Feminization of Poverty Over the Life Couse*, Goldberg, G. S., ed., Oxford University Press, pp.28-60.
- Zacharias, A., Masterson, T., and Kim, K. (2014) "The Measurement of Time and Income Poverty in Korea," *Research Project Report*, The Levy Economics Institute of Bard College.
- EU (2011) Demography report 2010 Older; more numerous and diverse Europeans.

 (URL) http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=6824
- OECD (2010) "Gender Brief," OECD Social Policy Division.

- (URL) http://www.oecd.org/els/family/44720649.pdf
- UNDP (1995) Human Development Report 1995, Oxford University Press.
- World Bank (1993) *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, Oxford University Press.

「補文語国韓」

- アン・ビョンヨン (Ahn, B. Y.) (2000) 「国民基礎生活保障法の制定過程に関する研究」『行政論叢』, Vol. 38, No. 1, pp. 1-50.
- イ・サンシク, チェ・ヒョジン (Lee, S. S. and Choi, H. J.) (2010) 「低出産時代の仕事家庭両立政策の国際比較: OECD国家の休暇休業政策を中心に」『保健福祉フォーラム』, pp. 119-132.
- イ・ジョンア (Yi, J.A.) (2009)「女性稼ぎ主世帯の恒常的な貧困化」『女性研究』 韓国 女性政策研究院、Vol. 77, pp. 49-79.
- イ・ヘギョン (Lee, H.K.) (1998)「貧困の女性化: 韓国における女性貧困の原因と結果」『貧困退治: 韓国の経験と教訓』UNDP韓国代表部編
- キム・アンナ (Kim, A.) (2006) 「韓国社会の女性貧困と貧困対策」 『保健社会研究』 韓国保健社会研究。 Vol. 26, No. 1, pp. 37-68.
- キム・インスク (Kim, I.S.) (1994)「貧困母子家庭の子ども問題と家族福祉接近」『韓国青少年研究』, Vol. 19, pp. 5-18.
- キム・ウォンソブ, ナム・ユンチョル (Kim, W. S. and Nam, Y. C.) (2011) 「李明博政府の社会政策の発展―韓国の福祉国家拡大の終わり?」 『アジア研究』, Vol. 54, No. 1, pp. 119–152.
- キム・ギョソン, ノ・ヘジン (Kim, K. S. and Noh, H. J.) (2008) 「社会的排除の実態と影響要因に 関する研究: fuzzy set 理論を利用した測定と一般化線形モデル分析」『社会福祉政策』, Vol. 34, pp. 133-162.
- キム・ギョソン, ノ・ヘジン (Kim, K. S. and Noh, H. J.) (2009)「貧困脱皮と持続期間に関する実証的研究:生存表分析と位階的な一般化線形分析」『社会福祉政策』, Vol. 36, No. 3, pp. 185-212.
- キム・ジョンジャ (Kim, J. J.) (1985) 「片親家族の支援方案に関する基礎研究」 『女性研究』 韓国女性政策研究院 Vol. 6, pp. 30-78.
- キム・ジョンジャ (Kim, J. J.) (1988) 「低所得母子家庭に関する研究」 『女性研究』 韓国女性政策研究院、Vol. 20, pp. 5-43.
- キム・スジョン (Kim, S. J.) (2008) 「国際比較の観点から見た韓国女性稼ぎ主の貧困)」 『保健社会研

- 究』Vol. 28, No. 2, pp. 33-52.
- キム・スジョン (Kim, S. J.) (2007) 「女性稼ぎ主世帯の貧困原因と貧困危険のジェンダー 格差」『Issues in Feminism』韓国女性研究所, Vol. 7, No. 1, pp. 93-133.
- キム・スジョン, キム・ウンジ (Kim, S. J. and Kim, E. J.) (2007) 「韓国の共稼ぎ世帯における家事労働と経済的依存との関係」 『韓国社会学』, Vol. 41, No. 2, pp. 147-174.
- キム・デジュン(金大中)(1969)「大衆経済を主唱する」『新東亜』新東亜日報社, Vol. 63, pp. 176-183.
- キム・ヘヨン, イ・ウンジュ, ユン・ホンシク (Kim, H. Y. and Lee, E. J., Yoon, H. S.) (2005)「女性貧困の構造的要因と貧困の女性化」『ASIA女性研究』, Vol. 44, No. 1, pp. 5-51.
- キム・ヨンラン (Kim, Y. L.) (1997)「貧困の女性化と社会福祉政策」『韓国社会福祉学』, Vol. 31, pp. 1-28.
- キム・リナ (Kim, Rin A) (2013) 「貧困女性の自活介護人としての仕事の経験に関する現象的研究」 『社会科学研究』, Vol. 39, No. 3, pp. 123-146.
- ジョン・イファン (Jung, E.H.) (2013) 『韓国雇用体制論』フマニタス.
- ジョン・ミスク (Chung, M.S.) (2007) 「低所得女性世帯主の貧困化過程に関する研究」 『韓国社会福祉学』, Vol. 59, No. 4, pp. 191-216.
- ソク・サンフン (Seok, S. H.) (2007) 「貧困の持続: 状態依存性の検証」 『社会保障 研究』, Vol. 23, No. 2, pp. 79–99.
- ソク・ジェウン (Seok, J. U.) (2004) 「韓国の貧困の女性化に関する実証分析」 『韓国社会福祉学』, Vol. 56, No. 2, pp. 167-194.
- チェ・ビョンホ(2014)「我が国の福祉政策の変遷と課題」『予算政策研究』, Vol. 3, No. 1, pp. 89-129.
- ノ・ヘジン (Noh, H. J.) (2012)「貧困の女性化アプローチの転換」『女性研究』韓国女性政策研究院、 Vol. 83, No. 2, pp. 241-273.
- ノ・ヘジン, キム・ギョソン (Noh, H. J. and Kim, K. S.) (2008) 「婚姻関係解体を経験した女性世帯主の貧困と社会的排除に関する総断研究」 『社会保障研究』, Vol. 24, No. 4, pp. 167-196.
- ノ・ヘジン, キム・ギョソン (Noh, H. J. and Kim, K. S.) (2010) 「時間と所得の二重 貧困」『社会福祉研究』, Vol. 41, No. 2, pp. 159–187.
- ハン・ヘギョン (Han, H. K.) (2000) 「IMF以後貧困および失業対策に関する性認知的分析」『韓国家族福祉学』, Vol. 6, pp. 215-234.
- パク・シネ (Park, S.N.) (2010) 「女性稼ぎ主世帯の特性および資困分析」 『下半期研究報告書』 韓国

統計庁, Vol. 11, pp. 119-151.

- ペン・ギョンイン (Paeng, K. I.) (1988) 「労働者家族の労働力再生産方式に関する事例研究」 梨花女子大学大学院社会福祉学科.
- ムン・ジンヨン (Moon, J.Y.) (2016)「個別給与制度から1年、国民基礎生活保障制度の評価と改善課題」(基礎 法文定1年評価討論会の資料集) 2016年8月19日.
- ヤン・ジェジン (Yang, J.J.) (2017) 「金大中の社会福祉パラダイムの転換と福祉改革」 『1987年の民主憲政体制の登場と2017年の改憲論議 (金大中)』 韓国政治学会,第5章
- ユ・ガヒョほか(Yoo, K.H. et al.)(1991)「A Study on Work and Family Life of Married Female Production Workers and Policy Implications」『大韓家庭学会誌』, Vol. 29, No. 3, pp. 227-246.
- ョ・ジョン (Yeo, J.Y.) (2003)「女性稼ぎ主と男性稼ぎ主の貧困差異に関する研究」ソウル大学社会福祉学科.
- ヨ・ジョンほか (Yeo, J.Y. et al.) (2016) 『子どもの貧困予防のための実態研究』 韓国保健福祉部・保健社会研究院

韓国企画予算委員会「公企業経営革新及び構造調整実績」1999年4月22日.

韓国企画予算委員会「第1次公企業民営化計画」1998年7月3日.

韓国企画予算委員会「第2次公企業民営化及び経営革新計画」1998年8月4日.

韓国金融監督院「最近の金融産業発展の現況及び特徴」2002年3月5日.

韓国雇用情報院『自活事業深層評価研究』2016年12月.

韓国雇用労働部『2017年母性保護仕事と家庭両立支援業務便覧』2017年9月12日.

韓国大統領秘書室生活の質向上企画団(1999)『新千年に向けた生産的福祉の道』.

韓国大統領秘書室生活の質向上企画団 (2002)『生産的福祉、福祉パラダイムの大転換』.

韓国中央自活センター『2016自活企業白書』2016年12月.

韓国非正規労働center (2015) 『2015年8月経済活動人口調査勤労形態別付加調査分析』.

韓国保健福祉部・韓国自活研修院『自活政策および指針教育課程』2017年.

韓国保健福祉部『2016年国民基礎生活保障受給者現況』2017年6月.

韓国保健福祉部『2017年自活事業案内(Ⅰ)』2017年1月.

韓国保健社会研究院『2016年貧困統計年報』2016年12月.

韓国国会予算政策処『自活事業評価』2012年.

Ⅱ 新聞記事

- 韓国中央日報「現代自動車、全社員希望退職実施... 4~6ヶ月分慰労金」1998年4月17日 付,総合23面. (URL) http://news.joins.com/article/3633026 (最終閲覧日2017年10月30日)
- 韓国朝鮮日報「廬政府の時『ビジョン2030 (国家発展戦略報告書)』設計者ら、Jノミックスの主役となった」2017年5月24日付,総合A2面.(LRL)http://srchdb1.chosun.com/pdf/i_service/pdf_ReadBody.jsp?Y=2017&M=05&D=24&ID=2017052400146 (最終閲覧日2017月11月25日)

Ⅲ データ・ウェブサイト

Government of Canada [EI Maternity and Parental Benefits - Overview].

(IRL) https://www.canada.ca/en/services/benefits/ei/ei-maternity-parental.html (最終閲覧日2017年12月22日)

Leave Policies & Research.

- (LRL) http://www.leavenetwork.org/lp_and_r_reports/?S=ohne%3Ftype%3D98%3F%3Ftype%3D98%3F%3F (最終閲覧日2017年10月15日)
- WHO [Global Health Observatory data repository: Life tables].
 - (LRL) http://apps.who.int/gho/data/node.main.LIFECOUNTRY?lang=en (最終閲覧日2017年7月6日)
- OECD. Stat.
 - (URL) http://stats.oecd.org/Index.aspx (最終閲覧日2017年11月30日)
- OECD Family Database.
 - (LRL) www. oecd. org/els/family/database. htm(最終閲覧日2017年11月25日)
- OECD Social Expenditure database.
 - (IRL) www.oecd.org/social/expenditure.htm (最終閲覧日2017年11月30日)
- 日本国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2017年).
 - (IRL) www. ipss. go. jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2017. asp?chap=0 (最終閲覧日2017年10月30日)
- 日本国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報」(平成27年版).
 - (LRL) www. ipss. go. jp/s-toukei/j/t_nenpo_back/libr_new. html (最終閲覧日2017年9

月25日)

日本総務省「国勢調査」各年度.

(IRL) www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521 (最終閲覧日2017年11月30日)

日本総務省「人口推計」各年度.

(IRL) www. stat.go. jp/data/jinsui/2.htm (最終閲覧日2017年9月30日)

日本厚生労働省「平成28年簡易生命表の概況」2017年7月27日.

(IRL) www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life16/index.html (最終閲覧日2017年9月30日)

韓国雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」各年度

(IRL) http://laborstat.moel.go.kr (最終閲覧日2017年10月30日)

韓国雇用労働部「雇用保険DB」.

(IRL) http://www.keis.or.kr/user/bbs/main/302/2117/bbsDataList.do (最終閲覧日2017年12月22日)

韓国国民年金公団(2016) 『2015年国民年金統計年報』.

(RL) http://www.nps.or.kr/jsppage/info/resources/info_resources_03_01. jsp?cmsId=statistics_year (最終閲覧日2017年2月10日)

韓国統計庁「将来世帯数推計2010-2035」.

- (IRL) http://kosis.kr/publication/publicationThema.do (最終閲覧日2017年2月10日) 韓国統計庁 (2006)「将来人口推計結果」.
- (URL) kostat.go.kr/smart/news/file_dn.jsp?aSeq=64678&ord=2(最終閲覧日2017年2月10日) 韓国統計庁(2015)「地域リ雇用調査」.

(URL)

http://kosis.kr/statisticsList/statisticsListIndex.do?menuId=M_01_01&v wcd=MT_ZTITLE&parmTabId=M_01_01#SelectStat sBoxDiv (最終閲覧日2017年2月10日) 韓国統計庁 (2015) 『2014年生活時間調查報告書』.

(IRL) http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/6/4/index.board?bmode=read &aSeq=346875(最終閲覧日2017年6月30日)

韓国統計庁(2016)「2016高齢者統計」.

(URL) http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/6/5/index.board?bmoderead&aSeq=3564

- 26&pageNo=&rowNum=10&amSeq=&sTarget=&sTxt=(最終閲覧日2017年6月30日)
- 韓国統計庁(2016)『2016年人口動態統計年報(総括・出生・死亡編)』.
 - (URL) http://kosis.kr/upsHtml/online/downSrvcFile.do?PUBCODE=CC&SEQ=17&FILE_NAME=05.
 pdf (最終閲覧日2017年6月30日)
- 韓国統計庁(2016) [2016年12月および年間雇用動向].
 - (LRL) http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board?bmode=read&aSeq=358642 (最終閲覧日2017年6月30日)
- 韓国統計庁「人口総調査」各年度、
 - (URL) http://kosis.kr/statisticsList/statisticsListIndex.do?menuId=M_01_01&vwcd=MT_ ZTITLE&parmTabId=M_01_01(最終閲覧日2017年6月30日)
- 韓国統計庁「経済活動人口調査」各年度
 - (URL) http://kosis.kr/statisticsList/statisticsListIndex.do?menuId=M_1_01&vwcd=MT_Z
 TITLE&parmTabId=M_01_01(最終閲覧日2017年6月30日)
- 韓国行政安全部「2017年8月末住民登録人口数」報道資料,2017年9月3日.
 - (URL) www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_0000 00000008&nttId=59453(最終閲覧日2017年11月30日)
- 韓国行政安全部国家記録院「今月の記録」2007年12月.
 - (URL) http://theme.archives.go.kr/next/monthly/viewMain.do?year=2007&month=12&focus=record_photo#recordphoto (最終閲覧日2017年06月30日)
- 韓国法制処国家法令情報センターホームページ.
 - (IRL) www. law. go. kr/lsEfInfoP. do?lsiSeq=61603#(最終閲覧日2017年11月30日)
- 韓国労働研究院「Korean Labor & Income Panel Study」各年度.
 - (RL) www.kli.re.kr/klips/index.do (最終閲覧日2017年2月10日)

本論文を提出するにあたり、多くの方々のご指導とご助力を賜った。ここに記して感 謝の意を表する次第である。

本論文は、筆者が北海道大学大学院経済学研究科現代経済経営専攻博士後期課程に在籍中に、同大学大学院経済学研究院の岡部洋實教授の指導の下に行なったものである。 岡部先生には、研究の方向付けから詳細に至るまで、研究活動全般にわたる多大なご支援、ご指導を賜った。研究生としての筆者の指導教官を引き受けてくださってから、修士課程、博士後期課程に至るまでの長年にわたる筆者の留学生活および研究活動を、辛抱強く見守ってくださった岡部先生には、深甚なる感謝を表したい。

お忙しい中、博士論文の審査委員を快く引き受けてくださった、橋本努先生(北海道大学大学院経済学研究院教授)、佐々木憲介先生(同大学大学院経済学研究院教授)、原伸子先生(法政大学経済学部教授)に心より感謝申し上げたい。橋本先生と佐々木先生には修士課程と博士後期課程を通じて、研究に対する数々の貴重なご指摘、ご助言を賜った。原先生には非常に丁寧な指導とご助言のみならず、ひとかたならぬ励ましを賜った。3名の先生方に適切なアドバイスをいただき、本論文の完成度を高めることができた。ここに改めて感謝の意を表する。

北海道大学大学院経済学研究科社会経済学研究会の各位には有益なご討論やご助言をいただいた。経済理論学会および同学会北海道部会、現代韓国朝鮮学会における学術交流は、自分の研究の視野を広げるとともに分析を深めていくことにおいて大きな刺激となった。『季刊経済理論』に掲載された論文を審査してくださった匿名レフェリーにも厚く感謝する。岡部ゼミの先輩(生垣琴絵、小林陽介の各氏)、北海道大学大学院経済学研究科の院生研究室 205 号室の皆様には日頃より大変お世話になった。ここに御礼申し上げる。ここに記しきれない多くの方々のご支援と励ましがなければ、この論文は完成しなかったといっても過言ではない。この場をお借して感謝申し上げる。

最後に、いつも私を温かく見守り続けてくれた家族と友人に心より感謝申し上げる。

2018年2月 札幌にて 金 仁子